

## 資料92-6

### 電気通信番号規則の制定等について

(諮問第3113号)

### <目 次>

1 諒問書	1
2 改正概要	3
3 省令・告示案	17
・電気通信番号規則案	17
・電気通信番号計画案	40
・標準電気通信番号使用計画案	94
(参考)	
・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案	101
・電気通信事業法施行規則第29条の4第3号の規定に基づき、 総務大臣が別に告示する番号を定める告示案	148



諮詢第3113号  
平成31年1月25日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真毎

### 諮詢書

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第50条の2第1項第4号、第50条の4第3号及び第50条の10の規定による総務省令並びに同法第50条第2項の規定による電気通信番号計画及び同法第50条の2第3項の規定による標準電気通信番号使用計画を定めることとしたい。  
については、改正法附則第2条第1項の規定に基づき、電気通信番号規則案、電気通信番号計画案及び標準電気通信番号使用計画案について諮詢する。



平成31年1月省局  
総合通信基盤  
総務省

# 電気通信番号規則の制定等について



# 諮詢の背景

## 背景

- 平成30年5月23日に公布された電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、電気通信番号規則の制定等の電気通信番号に関する制度整備を実施

### ①深刻化するサイバー攻撃への通信事業者の対処の促進

- IoT機器を悪用したサイバー攻撃によるインターネット障害の深刻化
- サイバー攻撃の送信元となるマルウェア感染機器などの情報を共有するための制度を整備し、通信事業者による利用者への注意喚起・攻撃通信のブロック等を促進

### ②電気通信番号に関する制度整備

- モバイル化・IoT化に伴う番号ニーズの増大による番号の逼迫やIP網移行に対応した全ての事業者による番号管理の必要性

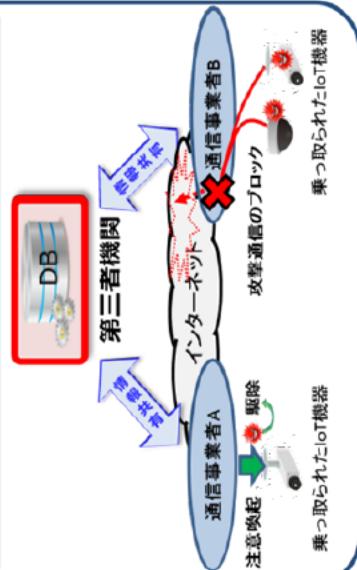
- 番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して事業者に番号を割り当てるための制度を整備

### ③電気通信業務等の休廃止に係る利用者保護

- IP網移行や通信設備の更改等を背景として利用者への影響が大きい業務等の終了が予定

- 事業者が業務の休廃止に伴い、利用者周知について、行政が予め確認するための制度を整備

## 第三者機関を通じた情報共有による対処



## 例：廃止予定のINSサービスの用途



## 番号の逼迫状況や効率的な使用

番号	用途	指定率 (指定数/全番号)	使用率 (使用数/指定数)
070/080/090	携帯電話・PHS	90.4%	70.3%
0120	着信課金	99.2%	55.3%

※ その他、固定電話(0AB-1番号)の市外局番(は、全国5622地図のうち138地域で指定率が80%以上(平均使用率が18.6%)

- 番号ポータビリティ(電話番号の持ち運び)  
固定電話は現在、NTT東西から他事業者への片方向のみ。今後、携帯電話と同様、双方向番号ポータビリティを実現

法律の施行日と同じ  
(法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)

施行期日

# 制度整備後の手続きの概要

- 電気通信番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して電気通信事業者に電気通信番号を割り当てるための制度を整備。

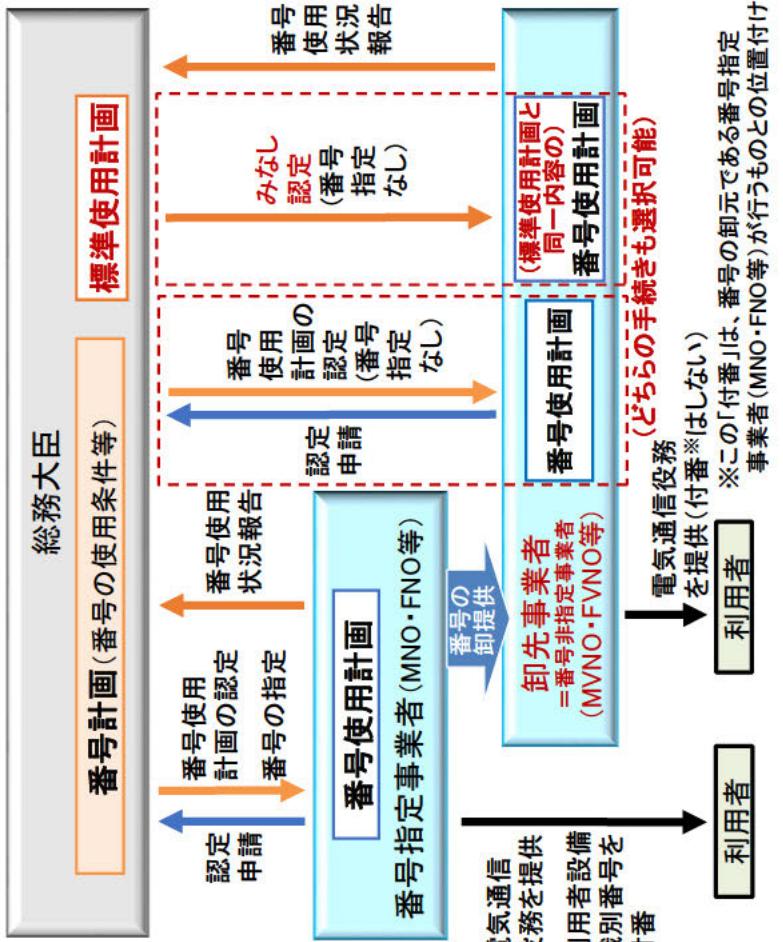
## 電気通信番号に関する手続き

- 総務大臣は、電気通信番号計画(告示※)を作成・公示

(新事業法第50条第2項)  
※ 電気通信番号の種別ごとに、提供役務の内容、使用の条件  
(重要通信、番号ポータビリティ、使用期限等)等を記載

- 電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号計画に従って電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならない(新事業法第50条の2第1項)
- 総務大臣は、電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであることを審査し、認定(併せて電気通信番号を指定)(新事業法第50条の4第1項)
- 卸先事業者(MVNO・FVNO等)についても、次のいずれかの手続きが必要
  - 電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受ける
  - 標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成(新事業法第50条の2第3項)  
(この場合、総務大臣の認定を受けたものとみなされる)

## 【手続きのイメージ】



- 認定された電気通信番号使用計画に従って、指定があつた電気通信番号を使用しなければならない(新事業法第50条第1項)
- 違反した場合は、総務大臣による適合命令(新事業法第51条)
- 適合命令に従わない場合は認定の取消し(新事業法第50条の9第4号)

※ 番号計画 = 電気通信番号計画  
標準使用計画 = 標準電気通信番号使用計画  
番号使用計画 = 電気通信番号使用計画

## 電気通信番号の適正使用に関する担保措置

# 制度整備の概要

## 新設、改正する省令・告示等

- 電気通信番号規則(新設する省令(併せて現行の電気通信番号規則を廃止))

△電気通信番号使用計画の認定申請の手続き(申請様式等)

△電気通信番号使用計画の認定の基準

△電気通信番号の管理の引継ぎ

△利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定に関する規定

- 電気通信番号計画(新設する告示)

⇒ 電気通信事業者が、電気通信番号使用計画の認定及び電気通信番号の指定を受ける際の基準

△電気通信番号の種別、識別する電気通信設備・役務の種類・内容

△電気通信番号の使用に関する条件

✓重要通信の取扱いに関する条件

✓番号ポータビリティに関する条件

✓使用の期限

✓その他の条件

- 標準電気通信番号使用計画(新設する告示)

⇒ 番号非指定事業者が「みなし認定」を受ける際の基準

● 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

● 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)

△電気通信番号の使用状況の報告

△「みなし認定」を受けた者が作成した電気通信番号  
使用計画に関する報告

今回の諮問の対象



## 電気通信番号の種別

- 電気通信番号のうち電気通信事業者が利用者に直接付番する番号(利用者設備識別番号)については、総務大臣が、電気通信事業者の電気通信番号使用計画の認定と併せて必要な指定を行なう(利用者に直接付番しない利用者設備識別番号以外の番号については、審査事項・手続きを簡略化して総務大臣が指定を行う。)。

### 利用者設備識別番号

主な電気通信番号の種別		用途等
固定電話番号	0AB～J	固定電話番号
付加的役務電話番号	0120、0800、0570等	付加的なサービス(着信課金等)の番号
音声伝送携帯電話番号	070、080、090	携帯電話・PHS番号
データ伝送携帯電話番号	020	M2M等専用番号
特定IP電話番号	050	IP電話番号
無線呼出番号	0204	無線呼出の番号
IMSI	44から始まる15桁の数字	携帯電話の端末設備の認証に使用する番号

### 利用者設備識別番号以外の電気通信番号(事業者設備等識別番号)

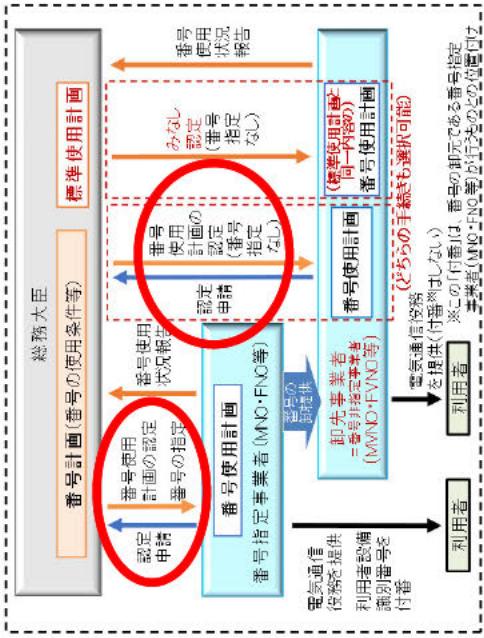
主な電気通信番号の種別		用途等
事業者設備識別番号	00XY、0091XY	電気通信事業者を識別する番号
付加的役務識別番号	1XY(177、184等)	付加的なサービスの番号
緊急通報番号	110、118、119	緊急機関への通報に使用する番号
プレフィックス	0、010	国内プレフィックス、国際プレフィックス

# 電気通信番号規則

- 電気通信番号使用計画の記載事項、認定の基準、利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等を規定。

## 主な規定内容

- 電気通信番号使用計画に記載する事項（新事業法第50条の2第1項第4号）
  - ▶ 電気通信番号の使用に関する事項
  - ▶ 付番をしようとする利用者設備識別番号
  - ▶ 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容
  - ▶ 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図
  - ▶ 付番に関する事項
  - ▶ 利用者設備識別番号の管理に関する事項
  - ▶ 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項
  - ▶ その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項
- 認定の基準（新事業法第50条の4第3号）
  - ▶ 利用者設備識別番号が必要かつ合理的なものであること
  - ▶ 付番に関する事項が公平かつ効率的な使用を確保するものであること
  - ▶ 卸電気通信役務における番号管理に関する事項が適切なものであること 等
- 利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等（新事業法第50条の10）（「固定電話網の円滑な移行の在り方」答申を踏まえた制度の整備）
  - ▶ 指定が失効等した場合であっても、あらかじめ行った届出により定めた電気通信事業者が一定期間指定を受けているものとみなす規定
  - ▶ 指定が失効等した場合であっても、番号ポータビリティにより使用されている番号を一定期間保護する規定



# 電気通信番号計画①

総務大臣は、電気通信番号のほか、識別する電気通信設備等、使用に関する条件(重要通信の取扱いに関する条件、番号ポータビリティに関する条件、使用期限等)等の項目を整理した電気通信番号計画を作成。

## 規定イメージ



利用者設備識別番号に関する事項	
電気通信番号	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容
固定電話番号	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(特定接続電話番号により識別するものを除く。) この区域は、市町村別表第1に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)

## 規定内容例(固定電話番号)

電気通信番号の種別	固定電話番号
電気通信番号の構成	(0)ABCDEF GHJ (ABCDEFは番号区画に従い、総務大臣の指定により定めるものとする)
電気通信番号により識別する電気通信設備等	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等
電気通信番号の使用に関する条件	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者が緊急通報を行うことが可能であること</li><li>○番号ポータビリティを利用できるようになります</li><li>○必要な設備の設置、網間信号接続、転送電話に関する条件 等</li></ul>

## 電気通信番号計画②

- 電気通信番号の使用に関する基本的事項を規定。
- 電気通信番号の使用に関する条件として、電気通信番号を指定する際に求めている要件のほか、新たに項目を追加。  
※新たに追加した項目も含めて条件の確保に関する事項を記載させ、当該条件が確保される見込みであることを総務大臣が確認して電気通信番号使用計画を認定。

### 電気通信番号の使用に関する基本的事項

- 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若しくは内容を識別できるようにすること。
- 電気通信番号の使用は電気通信役務の提供のために必要なものに限ること。
- 利用者が公平に電気通信番号を使用できること。
- 電気通信番号の効率的な使用を図ること。

### 追加した主な条件

- PSTNのIP網への移行に関する条件
  - ▷ 固定電話番号において双方向での番号ポートアビリティが可能であること(平成37(2025)年1月末日まで)
  - ▷ 固定電話番号・携帯電話番号においてIP-IP接続に対応した網間信号接続を実施すること
    - (その他電気通信番号については、IP網への移行の段階に応じて、今後、規定する予定)
  - ▷ IP-IP接続に対応した網間信号接続を行う場合は、E-NUM方式によること。
- 光サービス卸売事業者の事業者変更に関する条件
  - ▷ 固定電話番号において事業者変更時の番号ポートアビリティが可能であること  
(総務省「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」の検討結果を受けた規定)
  - 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」(平成30年9月情報通信審議会答申)を踏まえた条件(後述)



※データ伝送携帯電話番号(020)、IMSI等については「IoT時代の電気通信番号に関する研究会」での検討結果等を踏まえ、今後、使用的条件等を付す予定。

## 電気通信番号計画③(「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申を踏まえた制度の整備)

- 「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」(平成30年9月情報通信審議会答申)を受けて、固定電話番号を使用する電話転送役務に関する規定を追加(電気通信番号計画、電気通信事業報告規則)。  
※ 既存サービスが改正規定を満たさない場合には、3年間の経過措置を規定(ただし、本人確認の実施及び電気通信事業報告規則に基づく報告は求めない)

### 追加した主な規定内容

- 地理的識別性等の確保に関する規定
  - ▶ 利用者の**本人確認**(犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する本人特定事項の確認に準じた確認)。
  - ▶ **利用者の活動の拠点が、番号区画**(固定電話番号の市外局番に応じた区域)**内にあることの確認**※1、2。
  - ▶ **固定端末系伝送路設備の一端が、利用者の活動の拠点に設置されていることの確認**※2。

※1 利用者の拠点が複数存在する場合には、固定端末系伝送路設備の一端が設置された拠点及び主たる活動の拠点のいずれについても確認。  
※2 既に固定電話番号を使用した電気通信役務(電話転送を除く。)の提供を受けている利用者に対して、当該役務に係る固定端末系伝送路設備(利用者の拠点に設置されたものに限る。)を使用して電話転送を提供する場合等を除く。

- 通話品質の確保に関する規定
  - ▶ 電話転送の用に供する電気通信回線設備について、**固定電話、携帯電話、050IP電話と同程度の品質を満たすことの確認**※3。

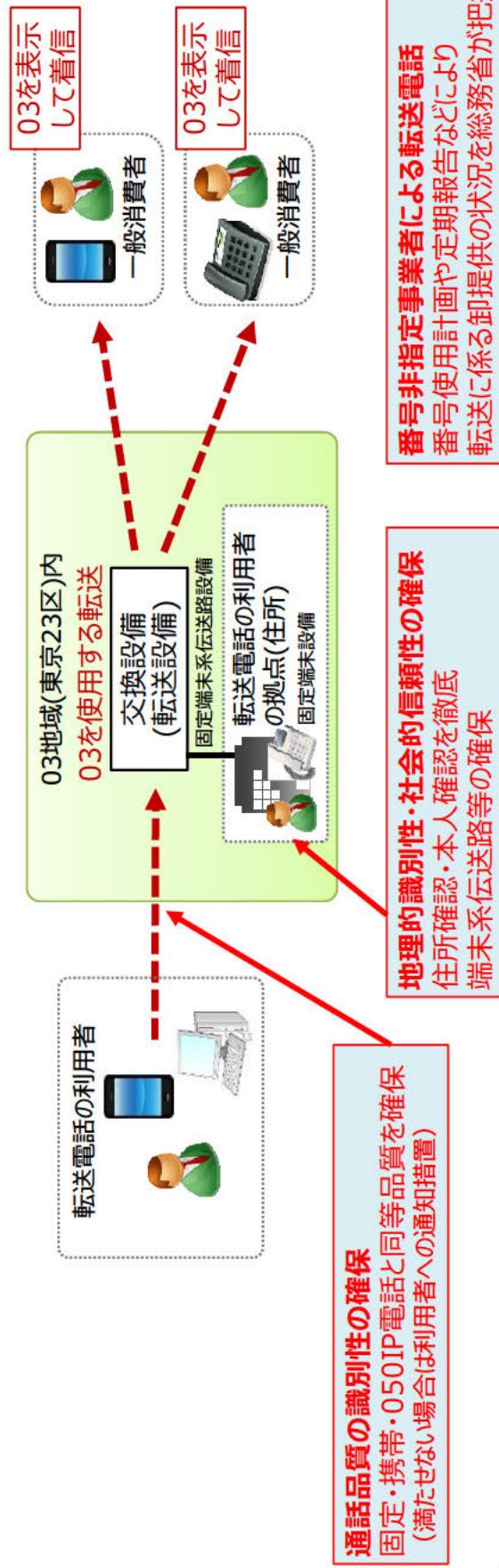
※3 発信転送を行う場合であって、品質を満たしていない旨を通知する措置、又は発信元番号を通知しない措置を講じているとき等を除く。

- 緊急通報に関する規定
  - ▶ **緊急通報の利用者を誤認させるおそれがある場合は、**
    - ▶ 発信転送による**緊急通報を可能としない措置**を講じる。
    - ▶ 利用者が緊急通報を代替して提供するための措置を講じる。
    - ▶ **発信転送による緊急通報を利用できないことについて利用者に説明を行う。**
- 転送電話の提供状況の把握に関する規定 (電気通信事業報告規則の改正)

## (参考)「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」答申について

- 固定電話番号(0AB～J番号)を使う電話は、「**市外局番による地域性**」、「**高い通話品質**」、「**緊急通報が可能**」といった要件が制度的上義務付けられており、社会的信頼性を得ながら国民生活に広く浸透。
- 転送電話により、実際は東京・大阪にいない人が相手に「03」「06」の固定電話番号を表示して電話をかけたり、携帯電話(090等)やIP電話(050)からかけた電話を**固定電話からかけたように装うことも可能**。
- こうしたサービスは、法人ユーザに**一定のニーズ**があるが、固定電話 자체の**地域性や社会的信頼性に疑義が生じていくもの**であり、これまで十分なルールが整備されていなかった。
- このため、情報通信審議会(電気通信事業政策部会・電気通信番号政策委員会)において、平成30年4月から、事業者や一般消費者の意見も聞きながら、固定電話番号を使用する転送電話に関する検討を実施し、**平成30年9月に答申**。

### <固定電話番号を使用した転送電話の例>



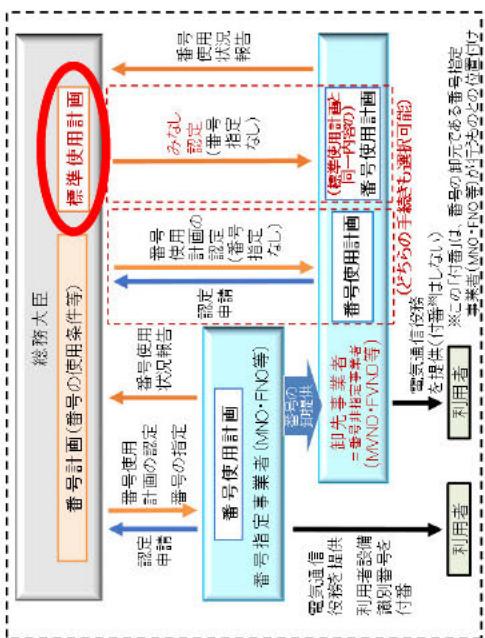
答申で求める主要な内容

標準電氣通信號使用計画

番号非指定事業者であるMVNO・FVNO等の適切な番号使用を確保するとともに、その負担を軽減するため、標準電気通信番号使用計画(告示)を定め、これと同一の電気通信番号の使用計画を作成した場合には、総務大臣の認定を受けたものとみなすこととする(新事業法第50条の2第3項)。

## 項目の記載用計画書番号使用電気通信標準

- 電気通信番号の使用に関する事項
    - ▶ 電気通信番号計画に定める、電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
    - ▶ 電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号の種別に応じ適正に使用する旨
    - ▶ 卸元事業者が作成し、認定を受けた電気通信番号使用計画を遵守し、これに従う旨
  - 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容
  - 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図
  - 電気通信番号の管理に関する事項
  - 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項



### 次の2つの類型を規定

- ② 固定電話番号、携帯電話番号等であって、  
電気通信役務の内容・電気通信設備の構成が、  
卸元電気通信事業者と異なる場合  
→ 卸元電気通信事業者の名称等の記載に加え、  
卸元電気通信事業者の名称等の記載に記載  
異なる部分について具体的かつ明確に記載

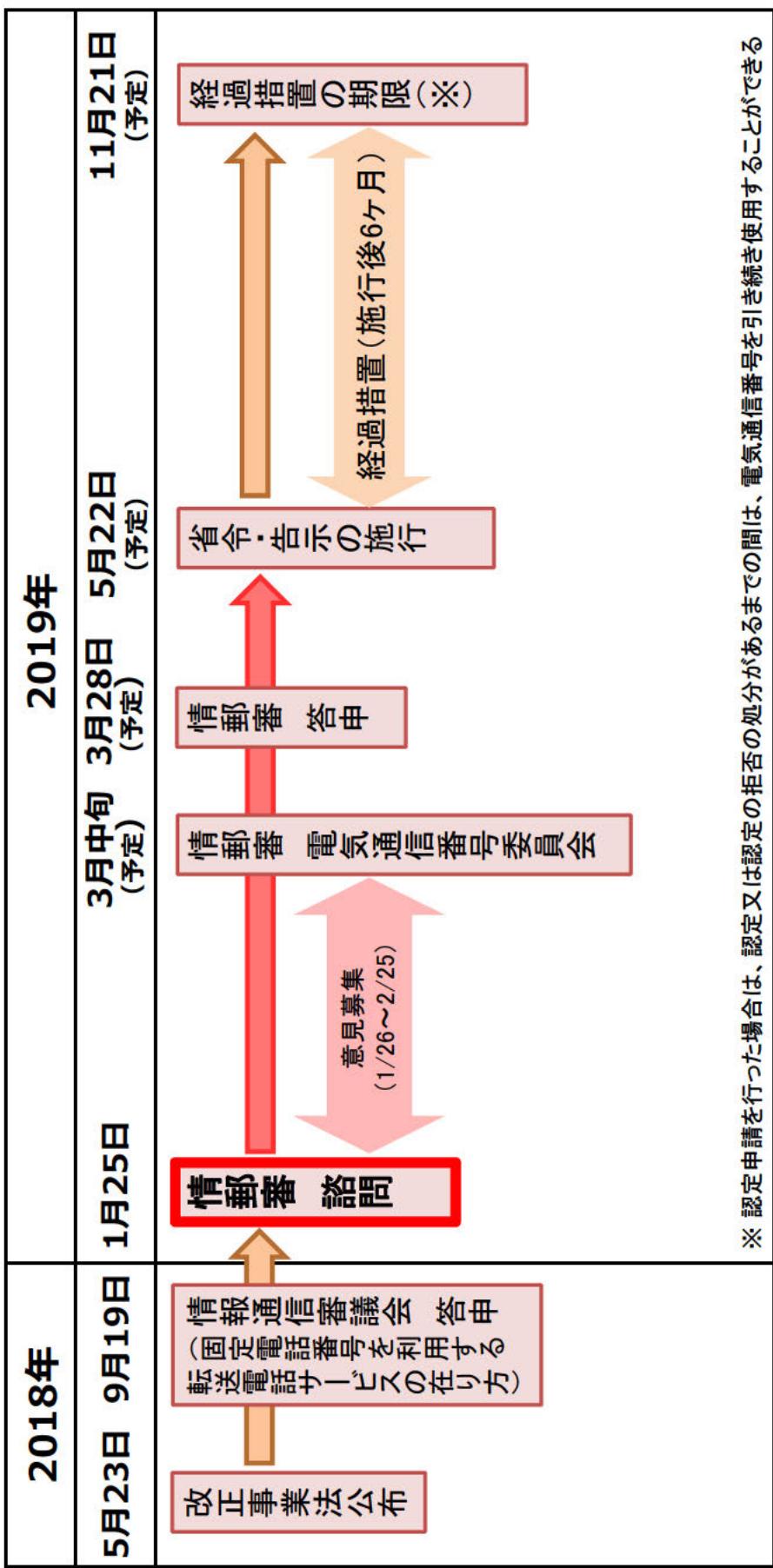
※ 固定電話番号を使用して転送電話を行う場合は、  
①に該当する場合のみなし認定を受けることができる。



※※電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項  
が変更となる場合は、該当せざる認定申請が必要

## 制度整備におけるスケジュール

- 今回諮問する省令・告示は、改正事業法と同日の施行を予定。
- 電気通信業務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、上記規定の施行後6ヶ月以内に同規定に基づく使用計画の認定を受けるための申請を行う必要がある(みなし認定の例外あり。)。



※ 認定申請を行った場合は、認定又は認定の拒否のあるまでの間は、電気通信番号を引き続き使用することができます

## (参考) 電気通信事業報告規則 ※ 諒問対象外

■ 電気通信番号の使用条件の遵守等を求めることとした改正事業法の趣旨等を踏まえ、以下の対応を求める(電気通信事業報告規則)。

- 番号指定事業者に加え、卸先事業者(MVNO・FVNO等)に対しても報告(毎年度末時点での報告)を求める
- 電気通信番号の卸提供の状況(卸番号数、卸元/卸先事業者名、卸番号の使用状況等)等に関する報告(毎年度末時点での報告)を求める



### 新設

- 電気通信番号の使用状況を報告(番号使用数、未使用数、休止数)についてもより詳細に状況を把握

#### 卸先事業者

- 番号使用数
- 未使用数
- 番号休止数
- 電話転送に係る番号数
- 卸電気通信役務等に係る番号数
- 卸先事業者の情報
- 番号ポータビリティの状況 等

#### 番号指定事業者

- 番号使用計画
- 未使用数
- 番号休止数
- 電話転送に係る番号数
- 卸電気通信役務等に係る番号数
- 卸元事業者の情報
- 卸先事業者の情報 (二次卸以降の取引がある場合)
- 番号ポータビリティの状況 等

- 標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を定めた者(みなし認定の対象者)は、計画を作成した日及び最後に変更した日を報告



○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二章第四節第二款の規定に基づき、電気通信番号規則を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信番号規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 電気通信番号使用計画の認定手続（第三条—第八条）

第三章 電気通信番号使用計画の認定後の手續（第九条—第十五条）

第四章 雜則（第十六条—第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第二章

第四節第二款の規定に基づき、電気通信番号の使用に関する事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第二条 この省令において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

### 第二章 電気通信番号使用計画の認定手続

#### （電気通信番号使用計画の認定の単位）

第三条 法第五十条の二第一項の認定は、電気通信番号の別によらず、電気通信事業者ごとに行う。

#### （電気通信番号使用計画の記載事項）

第四条 法第五十条の二第一項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容
- 二 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図
- 三 付番をしない場合は、利用者設備識別番号の管理に関する事項
- 四 事業者設備等識別番号（利用者設備識別番号以外の電気通信番号をいう。以下同じ。）を使用する場合は、次に掲げる事項
  - イ 使用しようとする事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて事業者設備等識別番号を使用する場合に限る。）

#### 口 事業者設備等識別番号の管理に関する事項

五　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

(電気通信番号使用計画の認定の申請)

第五条　法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第一及び様式第二によるものとする。

2　前項の電気通信番号使用計画は、別表に掲げる電気通信番号の種別ごとに作成するものとする。

ただし、同一の電気通信番号の種別について、提供する電気通信役務の内容ごとに作成することを妨げない。

3　法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

一　新たに利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合は、その利用者設備識別番号の数及びその算定の根拠を記載した書類

二　新たに電気通信番号の指定を受けようと/orする場合であつて、特定の電気通信番号の指定を希望する場合は、その電気通信番号及び希望する理由を記載した書類

(電気通信番号使用計画の認定の基準)

第六条　法第五十条の四第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　利用者設備識別番号の指定を受けようと/orする場合は、指定を受けようと/orする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供のために必要であり、かつ合理的なものであること。

二 固定電話番号の指定を受けようとする場合は、指定を受けようとする電気通信番号計画に定める番号区画ごとの固定電話番号の数について、相当程度の需要が見込まれ、当該需要に対する電気通信役務の提供に係る計画に確実性があること。

三 法第五十条の二第一項第二号イに掲げる事項が、利用者に対する公平性を確保し、かつ効率的な利用者設備識別番号の使用を確保するものであること。

四 卸電気通信役務の提供を行い、又は卸電気通信役務の提供を受ける場合は、法第五十条の二第一項第二号ロに掲げる事項若しくは第四条第三号に定める事項又は同条第四号ロに定める事項が、電気通信役務の提供において使用する電気通信番号の管理を行うために適切なものであること。  
(認定証の交付等)

第七条 総務大臣は、法第五十条の四の規定により、法第五十条の二第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。

2 前項の場合において、利用者設備識別番号の指定をしたときは、認定証の交付に併せて当該利用者設備識別番号を通知する。

(事業者設備等識別番号の指定)

第八条 総務大臣は、電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）について、法第五十条の二第一項の認定をしたときは、法第五十条の十一の規定により事業者設

備等識別番号を指定し、これを通知する。

- 2 利用者設備識別番号（別表第九号に掲げるI M S Iを除く。）の指定を受けている電気通信事業者は、プレフィックス（電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定めるプレフィックスをいう。）の指定を受けているものとみなす。

### 第三章 電気通信番号使用計画の認定後の手続

#### （変更の認定の申請）

第九条 法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の申請書及び電気通信番号使用計画は、それぞれ様式第三及び様式第二によるものとする。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による電気通信番号使用計画に準用する。ただし、電気通信番号の種別又は電気通信役務の内容ごとに作成した電気通信番号使用計画のうち、変更のないものについては提出を省略することができる。

3 法第五十条の六第二項において準用する法第五十条の二第二項の総務省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

- 一 第五条第三項各号に定める書類
- 二 指定を受けている電気通信番号の数を減じようとする場合は、その電気通信番号を記載した書

(変更の認定)

第十条 第六条から第八条までの規定は、法第五十条の六第一項の規定により変更の認定を受けようとする場合に準用する。

(軽微な変更)

第十一条 法第五十条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 指定を受けている電気通信番号の数の減少（指定を受けている全ての電気通信番号の数が減少する場合を含み、新たに電気通信番号の指定を受けることとなる場合を除く。）

二 電気通信役務の提供の開始日の繰上げ

三 電気通信番号の使用に関する条件を確保するため、他の電気通信事業者と取決めをしている場合における、当該取決めをしている他の電気通信事業者の数の増加又は減少（当該取決めの内容に変更がない場合に限る。）

四 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項の変更のうち、総合品質の変更（総合品質を劣化させることとなる場合を除く。）

五 別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号を使用して電気通信役務の内容を識別している場合であつて、当該付加的役務識別番号の四桁目以降によりその識別する電気通信役務の内容を細分しているときにおける当該細分している事項の変更（新たに付加的役務識別番号の指定を受ける

こととなる場合を除く。）

（軽微な変更の届出等）

第十二条 電気通信事業法施行規則第七条又は第九条第二項の規定により氏名等の変更の届出をした者は、法第五十条の六第三項の規定による法第五十条の二第二項第一号に掲げる事項の変更に係る届出をしたものとみなす。

2 法第五十条の六第三項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第四の届出書に、様式第二による電気通信番号使用計画（電気通信番号の種別又は電気通信役務の内容ごとに作成したものの中、変更のないものを除き、指定を受けている電気通信番号の数を減じようとする場合は、その電気通信番号を記載した書類を含む。）を添えて提出しなければならない。

3 法第五十条の六第三項の規定による電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつた旨の届出をしようとする者は、様式第五の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出を提出するときは、併せて法第五十条の二第一項の認定及び法第五十条の六第一項の変更認定に係る認定証を総務大臣に返納しなければならない。

5 現に作成している電気通信番号使用計画（第四条第四号イに掲げる事項を記載した場合に限る。）を標準電気通信番号使用計画と同一のものに変更したとき（法第五十条の六第一項の変更の認定

を受ける場合を除く。）は、前条第一号の軽微な変更として、第二項の規定を準用する。

（利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

第十三条 利用者設備識別番号の指定を受けている電気通信事業者は、当該指定の失効等（法第五十条の十第一号に規定する指定の失効又は同条第二号に規定する指定の取消しをいう。以下この条において同じ。）があつた場合に、当該利用者設備識別番号の管理を引き継ぐ電気通信事業者（法第五十条の二第一項の認定を受けている者に限る。以下この条において「番号管理事業者」という。）をあらかじめ総務大臣に届け出ることができる。

2 第一項の場合において、利用者設備識別番号の指定の失効等があつたときは、番号管理事業者は、当該指定の失効等があつた日から起算して三十日を経過するまでの間は、法第五十条の二第一項の指定を受けているものとみなす。当該番号管理事業者がその期間内に法第五十条の六第一項の変更の認定を申請した場合において、その期間を経過したときは、当該申請について認定又は拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の届出があつた場合は、速やかに番号管理事業者にその旨を通知することとする。

4 総務大臣から前項の通知を受けた番号管理事業者が、利用者設備識別番号の管理の引継ぎに同意しない場合は、第二項の規定は適用しない。

5 前四項の規定にかかわらず、利用者設備識別番号の指定の失効等があつた場合であつて、当該指定を受けていた電気通信事業者以外の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号を番号ポータビリティにより使用しているときは、その失効等があつた日から起算して三十日を経過する日までの間（その期間内に当該利用者設備識別番号が新たに指定された場合は、当該指定された日までの間）は、当該番号ポータビリティにより使用している利用者設備識別番号は、従前の例により使用することができる。

（事業者設備等識別番号の取消し等）

第十四条 総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、法第五十条の八の規定による電気通信番号使用計画（事業者設備等識別番号に係るものに限る。）の認定の失効があつたときは、当該事業者設備等識別番号の指定を取り消すものとする。

2 総務大臣は、法第五十条の十一の規定により、電気通信事業者（事業者設備等識別番号の指定を受けている者に限る。）が法第五十条の九各号のいずれかに該当するときは、当該事業者設備等識別番号の全部又は一部の指定を取り消すことができる。

（使用期限を超過した電気通信番号）

第十五条 電気通信番号（電気通信番号計画において使用の期限が記載されたものに限る。）の指定は、当該使用的期限を超えた場合は、その効力を失うものとする。

2 前項の場合において、電気通信番号の指定を受けていた電気通信事業者は、遅滞なく、法第五十条の六の規定により電気通信番号使用計画を変更しなければならない。ただし、法第五十条の八各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

#### 第四章 雜則

##### （公示）

第十六条 法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十二の規定により記載するものを除く。）の公示は、官報で告示することによつて行う。

2 法第五十条第二項の規定による電気通信番号計画（法第五十条の十二の規定により記載するものに限る。）の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

##### （書類の提出）

第十七条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、電気通信事業者の業務区域（その業務区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域にわたる場合は、その主たる区域）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出することができる。

##### （電磁的方法による提出）

第十八条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、その書類の記載事項を記録した電磁的

方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下この条において同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。

2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合は、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### （電気通信番号規則の廃止）

第二条 電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。  
(経過措置)

第三条 改正法附則第三条第二項の規定により電気通信番号を従前の例により引き続き使用する者が法第五十条の二第一項又は第五十条の十一の指定を受けたときは、当該者は、当該電気通信番号（当該指定を受けたものに限る。）について旧規則第十八条の規定に基づく届出をしたものとみなす。

別表 電気通信番号の種別（第五条第二項関係）

- |                  |  |
|------------------|--|
| 一 固定電話番号         |  |
| 二 付加的役務電話番号      |  |
| 三 データ伝送携帯電話番号    |  |
| 四 音声伝送携帯電話番号     |  |
| 五 無線呼出番号         |  |
| 六 特定IP電話番号       |  |
| 七 FMC電話番号        |  |
| 八 特定接続電話番号       |  |
| 九 IMSI           |  |
| 十 事業者設備識別番号      |  |
| 十一 付加的役務識別番号     |  |
| 十二 緊急通報番号        |  |
| 十三 國際信号局識別番号     |  |
| 十四 データ通信設備識別番号   |  |
| 十五 メッセージ交換設備識別番号 |  |

**備考** この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- |               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| 一 固定電話番号      | 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める固定電話番号      |
| 二 付加的役務電話番号   | 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める付加的役務電話番号   |
| 三 データ伝送携帯電話番号 | 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定めるデータ伝送携帯電話番号 |
| 四 音声伝送携帯電話番号  | 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める音声伝送携帯電話番号  |
| 五 無線呼出番号      | 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める無線呼出番号      |
| 六 特定IP電話番号    | 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める特定IP電話番号    |
| 七 FMC電話番号     | 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定めるFMC電話番号     |
| 八 特定接続電話番号    | 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定める特定接続電話番号    |
| 九 IMSI        | 電気通信番号計画に利用者設備識別番号として定めるIMSI        |
| 十 事業者設備識別番号   | 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める事業者設備識別番号  |
| 十一 付加的役務識別番号  | 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める付加的役務識別番号  |

別番号

- 十二 緊急通報番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める緊急通報番号
- 十三 國際信号局識別番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定める國際信号局識別番号
- 十四 データ通信設備識別番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定めるデータ通信設備識別番号
- 十五 メッセージ交換設備識別番号 電気通信番号計画に事業者設備等識別番号として定めるメッセージ交換設備識別番号

様式第1（第5条第1項関係）

電気通信番号使用計画認定申請書

年　月　日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入し  
たときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するた  
めの番号の利用等に関する法律(平成25年  
法律第27号) 第2条第15項に規定する法人  
番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載する  
こと。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話  
番号及び電子メールアドレスを記載すること。  
なお、担当部署がある場合は、当該担  
当部署の電話番号及び電子メールアドレス  
を記載すること。)

電気通信事業法第50条の2第1項の規定により、電気通信番号使用計画の認定を受けた  
いので、別添の書類を添えて次のとおり申請します。

認定を受けようとする 電気通信番号使用計画		
欠格事由の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

注1 「認定を受けようとする電気通信番号使用計画」は、様式第2により作成する電  
気通信番号使用計画の「電気通信番号の種別」における記載に準じて記載すること  
とし、様式第2における第1から第4までの別を併せて記載すること。

(記載例) 特定IP電話番号〔第1〕

特定IP電話番号〔第2〕

- 2 「欠格事由の有無」は、電気通信事業法第50条の3に規定する欠格事由の有無に  
ついて、該当する□に✓印をつけること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第5条第1項、第9条第1項及び第12条第2項関係）

第1 利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号  
使用計画

電気通信番号使用計画

電気通信番号の種別（注2）：

1 電気通信番号の使用に関する事項

- (1) 電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
- (2) 電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含む。）をその種別に応じ適切に使用する旨
- 2 付番をしようとする利用者設備識別番号（注3）
- 3 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注4）
- 4 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注5）
- 5 付番に関する事項（注6）
- 6 利用者設備識別番号の管理に関する事項（注7）
- 7 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項
- 8 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

注1 自ら指定を受けて利用者設備識別番号を使用する場合に加えて他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号を使用する場合（卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。）には、第1及び第2の様式をそれぞれ作成すること。

2 別表に掲げる電気通信番号の種別のいずれかを記載すること。ただし、別表第2号に掲げる付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容ごとにこの様式を作成することとし、当該電気通信役務の内容を併せて記載すること。

3 次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 利用者設備識別番号の種別及び数
- (2) 別表第1号に掲げる固定電話番号を使用する場合は、電気通信番号計画に定める番号区画ごとの数
- (3) 別表第7号に掲げるFMC電話番号を使用する場合（同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号又は同表第6号に掲げる特定IP電話番号を使用して、端末系伝送路設備及び当該設備に接続される端末設備を利用者からの随時の請求により特定する場合を含む。）には、組み合わせる利用者設備識別番号の種別及びその番号の指定を受けた者の氏名又は名称
- (4) 別表第8号に掲げる特定接続電話番号を使用する場合は、その桁数

4 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。

- (1) 電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務（当該役務の提供の区域を含む。）
- (2) 電気通信役務の提供の開始の日（別表第1号に掲げる固定電話番号を使用する場合は、電気通信番号計画に定める番号区画ごとの日）
- (3) 卸電気通信役務の提供の有無及びその概要

5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。

- (1) 電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
- (2) 電気通信番号が使用される通信経路
- (3) 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点

- (4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）
- 6 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
- (1) 付番順序（利用者設備識別番号を付する順序をいう。）その他の付番に関する方針
  - (2) 再利用（付した番号を除去した後に再び付すことをいう。）の有無、解約保留期間（付した番号に係る契約が解除された後一定の期間は再び付さないこととする場合におけるその期間をいう。）その他の付した番号の除去に関する方針
- 7 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
- (1) 利用者設備識別番号に係る使用、未使用その他の状態の管理方法
  - (2) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者に対する利用者設備識別番号の管理方法
  - (3) 番号ポータビリティを行う場合は、自ら利用者設備識別番号を付番した利用者及び他の電気通信事業者が利用者設備識別番号を付番した利用者のそれぞれにおける電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更したときの利用者設備識別番号の管理方法
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2 利用者設備識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号  
使用計画

電気通信番号使用計画

電気通信番号の種別（注1）：

1 電気通信番号の使用に関する事項

- (1) 電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
- (2) 電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含む。）をその種別に応じ適切に使用する旨
- 2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注2）（注3）
- 3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注2）（注4）
- 4 利用者設備識別番号の管理に関する事項（注2）（注5）
- 5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注2）
- 6 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注2）

注1 別表に掲げる電気通信番号の種別のいずれかを記載すること。ただし、別表第2号に掲げる付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容ごとにこの様式を作成することとし、当該電気通信役務の内容を併せて記載すること。

2 卸電気通信役務を提供する電気通信事業者と記載事項の全部又は一部が同一の内容である場合は、当該電気通信事業者の氏名又は名称及び同一である旨（記載事項の一部が同一である場合は同一である範囲）を記載することにより、記載内容の全部又は一部を省略することができる。

3 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。

- (1) 電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務（当該役務の提供の区域を含む。）
- (2) 電気通信役務の提供の開始の日（別表第1号に掲げる固定電話番号を使用する場合は、電気通信番号計画に定める番号区画ごとの日）
- (3) 卸電気通信役務の提供の有無及びその概要

4 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。

- (1) 電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
- (2) 電気通信番号が使用される通信経路
- (3) 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点
- (4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）

5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。

- (1) 利用者設備識別番号に係る使用、未使用その他の状態の管理方法
- (2) 利用者設備識別番号に係る卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者が利用者設備識別番号の管理を適切に行うことができるようにするための管理方法
- (3) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者に対する利用者設備識別番号の管理方法

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第3 事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合に限る。）に係る電気通信番号使用計画

電気通信番号使用計画

電気通信番号の種別（注2）：

1 電気通信番号の使用に関する事項

- (1) 電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
- (2) 電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含む。）をその種別に応じ適切に使用する旨
- 2 使用しようとする事業者設備等識別番号（注3）
- 3 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注4）
- 4 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注5）
- 5 事業者設備等識別番号の管理に関する事項（注6）
- 6 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項
- 7 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項

注1 自ら指定を受けて事業者設備等識別番号を使用する場合に加えて他の電気通信事業者が指定を受けた事業者設備等識別番号を使用する場合（卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。）には、第3及び第4の様式をそれぞれ作成すること。

- 2 別表に掲げる電気通信番号の種別のいずれかを記載すること。
- 3 次に掲げる事項を記載すること。
  - (1) 事業者設備等識別番号の種別及び数
  - (2) 別表第14号に掲げるデータ通信設備識別番号を使用する場合は、その桁数
  - (3) 別表第15号に掲げるメッセージ交換設備識別番号を使用する場合は、そのオクテット数
- 4 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
  - (1) 電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務（当該役務の提供の区域を含む。）
  - (2) 電気通信役務の提供の開始の日
  - (3) 卸電気通信役務の提供の有無及びその概要
- 5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
  - (1) 電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
  - (2) 電気通信番号が使用される通信経路
  - (3) 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点
  - (4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）
- 6 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
  - (1) 一の事業者設備等識別番号の種別において、複数の事業者設備等識別番号を使用する場合は、その管理方法
  - (2) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者に対する事業者設備等識別番号の管理方法
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第4 事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画

電気通信番号使用計画

電気通信番号の種別（注1）：

1 電気通信番号の使用に関する事項

- (1) 電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
- (2) 電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含む。）をその種別に応じ適切に使用する旨
- 2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注2）（注3）
- 3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注2）（注4）
- 4 事業者設備等識別番号の管理に関する事項（注2）（注5）
- 5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注2）
- 6 その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注2）

注1 別表に掲げる電気通信番号の種別のいずれかを記載すること。

- 2 卸電気通信役務を提供する電気通信事業者と記載事項の全部又は一部が同一の内容である場合は、当該電気通信事業者の氏名又は名称及び同一である旨（記載事項の一部が同一である場合は同一である範囲）を記載することにより、記載内容の全部又は一部を省略することができる。
- 3 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
  - (1) 電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務（当該役務の提供の区域を含む。）
  - (2) 電気通信役務の提供の開始の日
  - (3) 卸電気通信役務の提供の有無及びその概要
- 4 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
  - (1) 電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
  - (2) 電気通信番号が使用される通信経路
  - (3) 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点
  - (4) 特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）
- 5 次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
  - (1) 一の事業者設備等識別番号の種別において、複数の事業者設備等識別番号を使用する場合は、その管理方法
  - (2) 事業者設備等識別番号に係る卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者が事業者設備等識別番号の管理を適切に行うことができるようにするための管理方法
  - (3) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者に対する事業者設備等識別番号の管理方法
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3（第9条第1項関係）

電気通信番号使用計画の変更認定申請書

年　月　日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入し  
たときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号  
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載する  
こと。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話  
番号及び電子メールアドレスを記載するこ  
と。なお、担当部署がある場合は、当該担  
当部署の電話番号及び電子メールアドレス  
を記載すること。)

電気通信事業法第50条の6第1項の規定により、電気通信番号使用計画の変更認定を受けたいので、別添の書類を添えて次のとおり申請します。

変更認定を受けようとする電気通信番号使用計画		
変更事項		
変更内容	変 前	変 後
変更予定年月日		
欠格事由の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

注1 「変更認定を受けようとする電気通信番号使用計画」は、様式第2により作成する電気通信番号使用計画（変更のないものを除く。）の「電気通信番号の種別」における記載に準じて記載することとし、様式第2における第1から第4までの別を併せて記載すること。また、電気通信番号使用計画の全部を削る変更をする場合は、同様に記載したものに取消線を付すこと。

(記載例) 特定IP電話番号 [第1]

特定IP電話番号 [第2]

2 「変更事項」は、変更が生じる事項について、様式第2の事項の単位で記載すること。

(記載例) 2 付番をしようとする利用者設備識別番号

3 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

3 「変更内容」は、変更前及び変更後の記載内容が明確となるよう記載すること。

4 「欠格事由の有無」は、電気通信事業法第50条の3に規定する欠格事由の有無について、該当する□に✓印をつけること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4（第12条第2項関係）

電気通信番号使用計画の変更届出書

年　月　日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入し  
たときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号  
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載する  
こと。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話  
番号及び電子メールアドレスを記載すること。  
なお、担当部署がある場合は、当該担  
当部署の電話番号及び電子メールアドレス  
を記載すること。)

電気通信事業法第50条の6第3項の規定により、同条第1項ただし書に定める軽微な変  
更をしたので、別添の書類を添えて次のとおり届け出ます。

変更した電気通信番号 使用計画		
変更事項		
変更内容	変 前	変 後
変更年月日		
欠格事由の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注1 「変更した電気通信番号使用計画」は、様式第2により作成する電気通信番号使  
用計画（変更のないものを除く。）の「電気通信番号の種別」における記載に準じ  
て記載することとし、様式第2における第1から第4までの別を併せて記載するこ  
と。また、電気通信番号使用計画の全部を削る変更をする場合は、同様に記載した  
ものに取消線を付すこと。

(記載例) 特定IP電話番号 [第1]

特定IP電話番号 [第2]

2 「変更事項」は、変更が生じる事項について、様式第2の事項の単位で記載する  
こと。

(記載例) 2 付番をしようとする利用者設備識別番号

3 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

3 「変更内容」は、変更前及び変更後の記載内容が明確となるよう記載すること。

4 「欠格事由の有無」は、電気通信事業法第50条の3に規定する欠格事由の有無に  
について、該当する□に✓印をつけること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第5（第12条第3項関係）

電気通信番号を使用しない電気通信事業者になった旨の届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。  
法人にあっては、名称及び代表者の氏名を  
記載することとし、代表者が自筆で記入し  
たときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号  
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載する  
こと。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話  
番号及び電子メールアドレスを記載すること。  
なお、担当部署がある場合は、当該担  
当部署の電話番号及び電子メールアドレス  
を記載すること。)

電気通信事業法第50条の6第3項の規定により、電気通信番号を使用しない電気通信事  
業者になったので、次のとおり届け出ます。

認定を受けていた電気 通信番号使用計画	
電気通信番号を使用し ないこととなった日	

注1 「認定を受けていた電気通信番号使用計画」は、様式第2により作成していた電  
気通信番号使用計画の「電気通信番号の種別」における記載に準じて記載すること  
とし、様式第2における第1から第4までの別を併せて記載すること。

(記載例) 特定IP電話番号 [第1]

特定IP電話番号 [第2]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項及び第二項の規定に基づき、電気  
通信番号計画を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

## 電気通信番号計画

### 第1 総則

#### 1 定義

(1) この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

イ 端末設備等

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第52条第1項に規定する端末設備及び法第70条第1項に規定する自営電

気通信設備

ロ 発信転送 利用者の端末設備等に着信した通信（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を着信先とするものを含む。）について、当該端末設備等を識別する利用者の設備識別番号に発信元を変更し、又は新たに設定して、当該利用者が指定する端末設備等に自動的に転送することハ 着信転送 利用者の端末設備等に着信した通信（利用者設備識別番号を着信先とするものに限る。）について、発信先を当該利用者があらかじめ指定した電気通信番号に変更（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を設定することを含む。）し、当該発信先に自動的に転送すること

二 網間信号接続 中継系伝送路設備を用いた接続

ホ テル 十進数字 十進法による数字

ヘ 緊急通報 第4において定める緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報

ト 電話転送役務 発信転送又は着信転送を行う機能の提供に係る電気通信役務

チ 事業用電気通信設備の自己確認 法第42条第1項（同条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく確認

リ 第一種指定電気通信設備 法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備（アナログ信号伝送用の電気通信回線設備に限る。）

ヌ 網間信号接続対象事業者 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号のいずれかの指定を受けた電気通信事業者

ル ENUM方式 TTC標準JJ90..30及びTTC標準JJ90..31に基づく網間信号接続の方式

ヲ 特定総合品質 事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第36条の5第1項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する基準を満たす品質

（その測定については、TTC標準JJ201..01に基づく方法又はこれと同等以上 の方法により測定されたものであること。）

ワ ショートメッセージサービス 移動端末設備間に於いて、電気通信番号を送受信のために使用して通信文その他の情報を伝達するサービス  
(2) (1)に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）及び電気通信番号規則（平成  
年総務省令第 号）において使用する用語の例による。

2 法第50条第1項本文に定める総務大臣が定める番号、記号その他の符号は、次に掲げる電気通信番号の別の区分に応じ、それぞれに定めるものとする。

- (1) 法第50条第2項第1号イに掲げる電気通信番号 第3の表において定める電気通信番号
- (2) 法第50条第2項第1号ロに掲げる電気通信番号 第4の表及び第5の表において定める電気通信番号

3 総務大臣が第3の表、第4の表及び第5の表の電気通信番号の使用に関する条件の欄に使用の期限に関する規定をしたときその他のこの計画を変更したときは、電気通信番号を使用する電気通信事業者は、当該変更後の計画に従つて当該電気通信番号を使用しなければならず、かつ、必要に応じて電気通信番号使用計画を変更しなければならない。

第2 電気通信番号の使用に関する基本的事項

- 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する場合は、次に掲げる事項に従わなければならぬ。
- 1 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若しくは内容を識別できるようにすること。
  - 2 電気通信番号の使用は電気通信役務の提供のために必要なものに限ること。
  - 3 利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにすること。
  - 4 電気通信番号の効率的な使用を図ること。

第3 利用者設備識別番号に関する事項

電気通信番号	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成	
固定電話番号	Ⓐ B C D E F G H J (ただし、英字は十進数字とし、A B C D E は、市町村の区域を勘査して別表第1に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(特定接続電話番号により識別するものを除く。) 1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。 1 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。ただし、固定電話番号を使用して提供する電気通信役務が、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているものであって、緊急通報を代替して提供するための措置を講じている場合その他の総務大臣が特に認められる場合を除く。 2 電話転送役務(発信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この2において同じ。)を提供する場合であって、緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報を、当該緊急通報に係る警察機関、海上保安機関又は消防機関の端末設備等に送信することで、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、1の規定にかかわらず、当該緊急通報を不可能とする措置及び緊急通報を代替して提供するための措置を講じ、かつ、電話転送役務において緊急通報を利用できないことについて利用者に説明を行うこと。 第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。 1 平成37年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供(2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。2において同じ。)を受ける電気通信事業者を含む。2において「固定電話番号使用事業者」という。)の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずること。 2 1の規定によるもののほか、利用者(電気通信事業者である者を除く。)が、FTTH号に規定するFTTHアクセスサービスをいい、FTTHアクセスサービスと一体的にIP電話(同項第4号に規定するIP電話をいい、固定電話番号を使用するものに限る。以下この2において同じ。)を提供するものに限る。以下この2において同じ。)の提供に

に関する契約の相手方を(1)に定める者から(2)に定める者に変更する場合（当該契約の変更の前後において、その一端が当該利用者の端末設備等と接続される固定端末系伝送路設備の設置場所を変更しない場合に限る。）においては、現に当該利用者が提供を受けているIP電話に係る番号ポータビリティが可能であること。ただし、当該番号ポータビリティが技術的に困難である場合、当該番号ポータビリティのために必要な電気通信設備の変更に時間を要する場合その他の当該番号ポータビリティが不可能であることについて特別の事情があると総務大臣が特に認める場合を除く。

- (1) 固定電話番号使用事業者であって、FTTHアクセスサービスを提供する者
- (2) 固定電話番号使用事業者であって、FTTHアクセスサービスを提供する者（変更前の者から卸電気通信役務の提供を受ける者、変更前の者に卸電気通信役務の提供をする者、又は変更前の者に卸電気通信役務の提供をする者から卸電気通信役務の提供を受ける者に限る。）

第3 自ら指定を受けて固定電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。

- 1 固定端末系伝送路設備に直接接続する交換設備及び当該伝送路設備を識別する交換設備を設置すること。
- 2 固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、法第41条第1項又は第2項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。（注2）
- 3 別表第1に定める市外局番に応じた番号区画に、固定端末系伝送路設備と端末設備等との間の責任の分界点、電気通信事業用の端末設備等の設置場所、端末設備等の設置場所又は端末系交換設備と伝送路設備（専用設備に限る。）との間の接続の分界点の地点が含まれること。
- 4 固定電話番号の示す地理的識別（地域と異なる電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずること）。
- 5 次に掲げるいずれかの方法（(1)に掲げる方法は、平成37年1月末日までに限る。）により網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。
  - (1) 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法

(2) 全ての網間信号接続対象事業者ヒインターネットプロトコルを使用して直接接続する

方法（E-NUM方式に限る。）

6 1から5までを満たすための機能を端末設備等に委ねている場合は、最終利用者（最終的に電気通信役務の提供を受ける者であって、電気通信事業者以外の者をいう。以下この欄及び別表第4において同じ。）が自ら変更した端末設備等の設定を無効とする技術的措置等を講ずること。

7 他の電気通信事業者の設置した端末系伝送路設備を利用（他の電気通信事業者の）端末系伝送路設備と接続される場合を含む。）して電気通信役務を提供する場合は、1から6までに關して電気通信事業者間における取決めを行うこと。

第4 電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第4において同じ。）を提供する者にあっては、次のとおりとする。

1 電話転送役務の提供に關する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。

(1) 別表第4に定める方法により、本人特定事項（自然人には氏名、住居及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。別表第4において同じ。）の確認を行うこと。

(2) 活動の拠点（固定端末系伝送路設備（電話転送役務に使用される固定電話番号により識別されるもの）に限る。以下この(2)において同じ。）の一端が設置されるものに限る。）が、番号区画（別表第1に定める市外局番に応じた番号区画であって、電話転送役務に使用される固定電話番号に係るもの）をいう。以下この第4において同じ。）の区域内にあることを確認すること。ただし、活動の拠点が複数存在する場合にあっては、活動の拠点（固定端末系伝送路設備の一端が設置されるものに限る。）及び主たる活動の拠点が、番号区画の区域内にあることを確認すること。

2 電話転送役務の提供に關する契約を締結するに際しては、電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される固定端末系伝送路設備の一端が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点に設置されていることを確認すること。

3 既に固定電話番号を使用した電気通信役務（電話転送役務を除く。）の提供を受けている最終利用者に対して、当該電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備（最終利用者の活動の拠点にその一端が設置されたものに限る。）を使用して電話転送役務を提供する場合

にあっては、2の規定は適用しない。

4 発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置、又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するためには必要な措置（当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、1及び2の規定は適用しない。

5 電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、特定総合品質又はこれと同程度の音声伝送に関する品質を満たしていることの確認が行われていること。ただし、当該電気通信設備について事業用電気通信設備の自己確認（電気通信番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するのに限る。）が行われているものである場合は、この限りでない。

6 発信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するためには必要な措置、又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。

7 着信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を発信者へ通知するためには必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。

自ら指定を受けて付加的役務電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。

1 サービス制御機能を有する設備を設置すること。

2 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。

付加的役務電話番号  
K  
(ただし、英字は十進数字（別表第2に定める電気通信番号の構成に応じて別表第2に定める機能に限る。）を用いて提供する電気通信番号の構成に限る。) とし、DEFは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)

データ伝送携帯電話番号  
C  
(ただし、英字は十進数字（Cは0及び4を除

自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。  
1 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第6号に規定する携基地局（無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携

		<。) とし、CDEは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。) 総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)
2	直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間でデータ伝送される利用者の端末設備等(移動する無線局の無線設備であるものに限る。) (注3)	送役務の用に供するものに限る。) に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(移動する無線局の無線設備であるものに限る。)
3	携帯電話又はPHSに係る役務(いすれも主としてデータ伝送役務の用に供するものを除く。) に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(移動する無線局の無線設備であるものに限る。) (注3、注4)	第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。ただし、音声伝送携帯電話番号をデータ伝送役務(ショートメッセージサービスを含む。)のみの用に供する場合その他の総務大臣が特に認める場合を除く。 第2 番号ポータビリティについて、次のとおりとする。 音声伝送携帯電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供(2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。)を受けられる電気通信事業者を含む。)の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。ただし、音声伝送携帯電話番号をデータ伝送役務(ショートメッセージサービスを含む。)のみの用に供する場合を除く。
3	自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局(無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法第27条の13第1項の認定を受けていること。 2 音声伝送携帯電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備が、法第41条第1項の適用を受けるものであり、かつ、事業用電気通信設備の自己確認を行っていること。 3 次に掲げるいずれかの方法((1)に掲げる方法は、平成37年1月末日までに限る。)によ	帯無線通信を行うもの又は同規則第49条の8の3に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものに限る。)の免許若しくは予備免許を受け、又は当該基地局に係る電波法(昭和25年法律第131号)第27条の13第1項の認定を受けていること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間でデータ伝送される利用者の端末設備等(移動する無線局の無線設備であるものに限る。) (注3)

り網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。

- (1) 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網（当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、音声伝送携帯電話番号を使用して電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。）を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法
- (2) 全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（E NUM方式に限る。）

- 4 音声伝送携帯電話番号を使用してFMC電話番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容と同一のものを識別する場合には、次のとおりとする。
- (1) 利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。
- (2) 利用者からの随時の請求に応じて特定される端末系伝送路設備について事業用電気通信設備の自己確認が行われていること。ただし、当該端末系伝送路設備が特定IP電話番号により識別される端末設備等に接続されるものである場合にあっては、特定総合品質を満たしていることの確認が行われていること。

無線呼出し番号	□ 2 0 4 D E F G H J K (ただし、英字は十進数字とし、DEは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)	無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等	自ら指定を受けて無線呼出し番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の免許又は予備免許を受けていること。 2 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。
特定IP電話番号	□ 5 0 C D E F G H J K (ただし、英字は十進数字（Cは0を除く。）とし、C D E Fは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものと	音声伝送役務（利用者の端末設備等をインターネットプロトコルを使用してハブケット交換網に接続するものに限る。）及	自ら指定を受けて特定IP電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 呼の制御機能を有する設備を設置すること。 2 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 3 特定総合品質を満たすこと。 4 特定総合品質を満たさない形での端末設備等の接続がなされたための措置を講ずること。

		する。)
5	で当該役務に係る利用者の端末設備等ただし、FMC電話番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内 容と同一のものを識別することができる。	特定IP電話番号を使用してFMC電話番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容と同一のものを識別する場合には、次のとおりとする。 (1) 利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。 (2) 利用者からの随時の請求に応じて特定される端末系伝送路設備について事業用電気通信設備の自己確認が行われていること。 (3) 利用者からの随時の請求に応じて特定される端末系伝送路設備に接続する場合、接続する設備の別及び当該端末系伝送路設備に係る料金水準で課金される旨を呼の接続に先立って発信者へ通知するための措置を講ずること。
1 2 3	④ 6 0 0 D E F G H J K (ただし、英字は十進数字とし、DEFは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。)  固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は特定IP電話番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容(2以上の電気通信番号の種別(異なる電気通信事業者が指定を受けた同一の電気通信番号の種別を含む。)により識別するものを組み合わせるものを利用者からの随時される請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供するものに限る。)	自ら指定を受けてFMC電話番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 利用者からの随時の請求に応じて呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 利用者からの随時の請求に応じて特定される端末系伝送路設備について事業用電気通信設備の自己確認が行われていること。ただし、当該端末系伝送路設備が特定IP電話番号により識別される端末設備等に接続されるものである場合にあっては、特定総合品質を満たしていることの確認が行われていること。

<b>特定接続 電話番号</b> 四 9 1 C D E から始まる 13桁（プレフィックスを 除いた桁数とする。）を <b>超えない十進数字</b> （ただし、英字は総務大 臣の指定により電気通信 事業者ごとに定める十進 数字とする。）	<p>法第41条第1項に規          定する電気通信設備          （一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただ          し、総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>自ら指定を受け特定接続電話番号を使用する者にあっては、直接又は他の電気通信事業者          を設置する電気通信設備          事業者以外の電気通信          事業者の電気通信          設備（中継系伝送路          設備及びこれを用い          て相互に接続される          当該電気通信事業者          の設置する電気通信          設備の總体をいう。          ）にその一端が接続          される端末系伝送路          設備及び当該設備に          接続される当該電気          通信事業者の利用者          （電気通信事業者を          除く。）の端末設備          等</p>
<b>I M S I</b> 4 4 0 N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> 又は 4 4 1 N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> から始まる15桁の 十進数字 （ただし、英字に添字を 付したもののは総務大臣の 指定により電気通信事業 者ごとに定める十進数字 とする。）	<p>電気通信回線設備に          接続する利用者の端          末設備等（I T U—          T勧告E. 212に準          じたものに限る。          ）</p> <p>自ら指定を受けて I M S I を使用する者にあっては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信回線設備に接続する利用者の端末設備等を識別するための設備を設置するこ          と。</li> <li>2 呼の発信を目的として使用しないこと。</li> </ol>

注 1 電気通信番号の構成の欄において、四は、電気通信番号の使用に当たって第5に定めるおりプレフィックスを前置することを示す。  
 2 総合品質及びネットワーク品質の測定について、T T C 標準 J J 201. 01に基づく方法又はこれと同等以上の方針により測定されたものであること。

3 主としてデータ伝送役務の用に供するものには、次のいずれかに該当するものは含まないものとする。

(1) ショートメッセージサービスの提供の用に供するものであって、当該サービスのうち利用者間で送受信を行うものの提供の用に供するもの。

(2) 音声伝送役務の提供の用に供するものであって、当該役務のうち当該役務の利用者（特定の利用者を除く。）が当該役務を利用する際、電気通信番号を認識できるもの又は直接若しくは他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で呼の接続を行うものの提供の用に供するもの。

(3) その他総務大臣が特に認めるもの。

4 携帯移動地図局（電波法施行規則第4条第1項第20号の8に規定する携帯移動地図局をいう。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を併せて識別することができる。この識別のために使用する電気通信番号については、電気通信番号の使用の条件の欄のうち第2の規定は適用しないものとする。

第4 事業者設備等識別番号（プレフィックスを除く。）に関する事項

電気通信番号	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容		
電気通信番号の種別	電気通信番号の構成		
事業者設備識別番号	0 0 X Y 又は 0 0 2 Y Z (ただし、英字は総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字（Xは0、2及び9を除く。）とする（Xが1であるときは、XYを1とする。）)	法第41条第1項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する電気通信回線設備（他の電気通信番号により識別されるものを除く。）	自ら指定を受けた事業者設備識別番号（電気通信番号の構成が0 0 X Y 又は 0 0 2 Y Zであるもの）に限る。以下この欄において同じ。）を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 2 事業者設備識別番号により識別される交換設備を設置すること。 3 複数の事業者設備識別番号の指定を受けるものないこと。
付加的役務識別番号	1 から始まる3桁以上の十進数字 (ただし、総務大臣の指	法第41条第1項に規定する電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者の電気通信設備（中継系伝送路設備及びこれを用いて相互に接続される当該電気通信事業者の設置する電気通信設備の総体をいう。）	自ら指定を受けた事業者設備識別番号（電気通信番号の構成が0 0 9 1 X Yであるもの）に限る。以下この欄において同じ。）を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 2 事業者設備識別番号により識別される交換設備を設置すること。 3 複数の事業者設備識別番号の指定を受けるものないこと。
		自ら指定を受けた付加的役務識別番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 付加的役務識別番号により識別される電気通信役務を提供するための電気通信設備を設置すること。	

		定により定めるものとする。)	2 別表第3に定める機能に限る。) を用いて提供する電気通信役務
緊急通報番号	110	警察機関への緊急通報を行う機能の提供に係る電気通信役務	自ら指定を受けた緊急通報番号(電気通信番号の構成が110であるものに限る。以下1において同じ。)を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 緊急通報番号により識別する電気通信役務の提供範囲を管轄する警察機関に接続すること。 2 利用者設備識別番号(IMS1を除く。)の指定を受けていること。
118		海上保安機関への緊急通報を行う機能の提供に係る電気通信役務	自ら指定を受けた緊急通報番号(電気通信番号の構成が118であるものに限る。以下1において同じ。)を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 緊急通報番号により識別する電気通信役務の提供範囲を管轄する海上保安機関に接続すること。 2 利用者設備識別番号(IMS1を除く。)の指定を受けていること。
119		消防機関への緊急通報を行う機能の提供に係る電気通信役務	自ら指定を受けた緊急通報番号(電気通信番号の構成が119であるものに限る。以下1において同じ。)を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 緊急通報番号により識別する電気通信役務の提供範囲を管轄する消防機関に接続すること。 2 利用者設備識別番号(IMS1を除く。)の指定を受けていること。
国際信号局識別番号		100から始まる14桁の二進法による数字(注)(ただし、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める二進法による数字とする。)	自ら指定を受けた国際信号局識別番号を使用する者にあっては、次のとおりとする。 1 国際信号網(IITU-T勧告Q.708に準拠した信号用中継交換機を用いる共通線信号方式の信号情報を転送するための信号網をいい、当該共通線信号方式のメッセージ転送部において国際信号局識別番号を使用する場合に限る。2において同じ。)における信号局の機能を有する設備を設置すること。 2 1の設備を海外の電気通信事業者の電気通信設備と国際信号網により接続し、運用すること。
データ通信設備識別番号	44N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> N <sub>3</sub> N <sub>4</sub> N <sub>5</sub> から始まる14桁を超えない十進数字	データ通信設備(I TU-T勧告X.121に準拠したペケット	自ら指定を受けたデータ通信設備識別番号を使用する者にあっては、パケット交換によるデータ通信を行うための設備を設置すること。

(ただし、英字に添字を付したものは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字( $N_1$ は0から3までに限る。)とする。)	(ただし、英字に添字を付したものは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める十進数字( $N_1$ は0から3までに限る。)によるデータ通信に係るものに限る。)に係る端末系伝送路設備
メッセージ交換設 備識別番号	2オクテット以上16オクテット以下の符号(ただし、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定める符号とする。)

注 二進法による数字の1桁目から3桁目まで、4桁目から11桁目まで及び12桁目から14桁目までを、それぞれ1桁、3桁及び1桁の十進数字とし、かつ「-」を区切り文字として表記することができる。

第5 プレフィックスに関する事項

電気通信番号	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件
電気通信番号の構成 別	本邦内の場所に対し て発信を行う電気通信役務	利用者設備識別番号（IMSを除く。）に前置すること。（注）
国内プレ フィック ス	本邦外の場所に対し て発信を行う電気通信役務	国番号（ITU-T勧告E.164に準拠した番号であって、同勧告に基づき国番号として定めたものをいう。以下この第5において同じ。）から始まる番号に前置すること。
国際プレ フィック ス	本邦外の場所から の着信を行う場合は、国内プレフィックスに代わって日本の国番号（81）を前置することができる。	

別表第1 固定電話番号の細目

固定電話番号の電気通信番号の構成のうちA B C D E)は、次の表の番号区画の欄の区分に応じ、それぞれ同表の市外局番の欄に定める番号及び市内局番( B C D E (市外局番が1桁の場合に限る。)、C D E (市外局番が2桁の場合に限る。)、D E (市外局番が3桁の場合に限る。)又はE (市外局番が4桁の場合に限る。)をいう。)により構成されるものとする。ただし、固定端末系伝送路設備において、これによることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

番号区画 コード	番号区画	市外局番
1	北海道江別市、札幌市、北広島市、空知郡南幌町	1 1
2	北海道恵庭市、千歳市	1 2 3
3	北海道夕張市(富野を除く。)	1 2 3
4-2	北海道夕張市富野、夕張郡	1 2 3
6	北海道芦別市	1 2 4
7	北海道赤平市、歌志内市、砂川市、滝川市、雨竜郡雨竜町、樺戸郡(浦臼町及び新十津川町に限る。)、空知郡(上砂川町及び奈井江町に限る。)	1 2 5
8-2	北海道岩見沢市(宝水町を除く。)、美唄市、石狩郡新篠津村、樺戸郡月形町	1 2 6
10	北海道岩見沢市宝水町、三笠市	1 2 6 7
11-2	北海道石狩市	1 3 3
12	北海道石狩郡当別町	1 3 3
15	北海道小樽市	1 3 4
16	北海道積丹郡、古平郡、余市郡	1 3 5
17	北海道岩内郡、古宇郡	1 3 5
18	北海道虻田郡(喜茂別町、京極町、俱知安町、ニセコ町、真狩村及び留寿都村に限る。)、磯谷郡	1 3 6
19	北海道島牧郡、寿都郡	1 3 6
20	北海道茅部郡鹿部町	1 3 7 2
21	北海道茅部郡森町	1 3 7 4
22	北海道二海郡八雲町(熊石相沼町、熊石鮎川町、熊石泉岱町、熊石雲石町、熊石大谷町、熊石折戸町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石開内町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石根崎町を除く。)	1 3 7
23	北海道山越郡	1 3 7 7
24	北海道久遠郡せたな町(大成区を除く。)、瀬棚郡	1 3 7

25	北海道函館市、北斗市、龜田郡	1 3 8
26	北海道上磯郡	1 3 9 2
27	北海道松前郡	1 3 9
28-2	北海道爾志郡、檜山郡	1 3 9
30	北海道奥尻郡	1 3 9 7
31	北海道久遠郡せたな町大成区、二海郡八雲町（熊石相沼町、熊石鮎川町、熊石泉岱町、熊石雲石町、熊石大谷町、熊石折戸町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石闊内町、熊石平町、熊石壹岩町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石根崎町に限る。）	1 3 9 8
32	北海道伊達市、虻田郡（洞爺湖町及び豊浦町に限る。）、有珠郡	1 4 2
33	北海道登別市、室蘭市	1 4 3
34	北海道苦小牧市、白老郡	1 4 4
35	北海道勇払郡（厚真町及び安平町に限る。）	1 4 5
36	北海道勇払郡むかわ町	1 4 5
37	北海道沙流郡日高町（栄町西、栄町東、新町、千栄、富岡、日高、本町西、本町東、松風町、三岩、宮下町、山手町及び若葉町を除く。）、新冠郡新冠町里平	1 4 5 6
38	北海道沙流郡（平取町及び日高町（栄町西、栄町東、新町、千栄、富岡、日高、本町西、本町東、松風町、三岩、宮下町、山手町及び若葉町に限る。）に限る。）	1 4 5 7
39-2	北海道浦河郡、様似郡	
41	北海道新冠郡新冠町（里平を除く。）、日高郡新ひだか町	1 4 6
42	北海道幌泉郡	1 4 6 6
43	北海道網走市、北見市常呂町、網走郡大空町（東藻琴、東藻琴清浦、東藻琴米、東藻琴新富、東藻琴末広、東藻琴大進、東藻琴千草、東藻琴西倉、東藻琴福富、東藻琴明生及び東藻琴山園に限る。）、斜里郡小清水町	1 5 2
44	北海道斜里郡（清里町及び斜里町に限る。）	
45	北海道網走郡（大空町（東藻琴、東藻琴清浦、東藻琴米、東藻琴新富、東藻琴末広、東藻琴大進、東藻琴千草、東藻琴西倉、東藻琴福富、東藻琴明生及び東藻琴山園に限る。）を除く。）	1 5 2
46	北海道厚岸郡	
47	北海道根室市	1 5 3
48	北海道標津郡中標津町、野付郡別海町（尾岱沼、尾岱沼港町、尾岱沼岬町、尾岱沼潮見町及び床丹を除く。）	1 5 3
49	北海道標津郡標津町、野付郡別海町（尾岱沼、尾岱沼港町、尾岱沼岬町、尾岱沼潮見町及び床丹に限る。）、目梨郡	1 5 3

50	北海道釧路市（音別町を除く。）、阿寒郡、釧路郡	1 5 4
51	北海道釧路市音別町、白糠郡	1 5 4 7
52	北海道川上郡	1 5
53	北海道帶広市、河西郡、河東郡音更町、中川郡幕別町（忠類朝日、忠類共栄、忠類勝徳、忠類公親、忠類幸町、忠類栄町、忠類白銀町、忠類新生、忠類東宝、忠類中当、忠類錦町、忠類西当、忠類晚成、忠類日和、忠類古里、忠類幌内、忠類明和、忠類元忠類及び忠類本町を除く。）	1 5 5
54	北海道十勝郡、中川郡（池田町及び豊頃町に限る。）	1 5
55	北海道中川郡幕別町（忠類朝日、忠類共栄、忠類協徳、忠類公親、忠類幸町、忠類栄町、忠類白銀町、忠類新生、忠類東宝、忠類中当、忠類錦町、忠類西当、忠類晚成、忠類日和、忠類古里、忠類幌内、忠類明和、忠類元忠類及び忠類本町に限る。）、広尾郡	1 5 5 8
56	北海道足寄郡、中川郡本別町	1 5 6
57	北海道河東郡（上士幌町及び士幌町に限る。）	1 5 6 4
58	北海道河東郡鹿追町、上川郡（清水町及び新得町に限る。）	1 5 6
59	北海道北見市（常呂町を除く。）、常呂郡（置戸町及び訓子府町に限る。）	1 5 7
60-2	北海道紋別市、紋別郡滝上町	1 5 8
62	北海道紋別郡遠軽町	1 5 8
63	北海道紋別郡勇別町	1 5 8 6
64	北海道常呂郡佐呂間町	1 5 8 7
65	北海道紋別郡（雄武町、興部町及び西興部村に限る。）	1 5 8
66	北海道稚内市、天塩郡豊富町	1 6 2
67	北海道天塩郡（遠別町、天塩町及び浜頓別町に限る。）	1 6 3 2
68	北海道枝幸郡（中頓別町及び浜頓別町に限る。）	1 6 3 4
69	北海道宗谷郡	1 6 3 5
70	北海道枝幸郡枝幸町	1 6 3
71	北海道利尻郡、礼文郡	1 6 3
72	北海道留萌市、増毛郡、留萌郡	1 6 4
73	北海道深川市、雨竜郡（移文別町、沼田町、北竜町及び妹背牛町に限る。）	1 6 4
74	北海道苦前郡（初山別村、苦前町及び羽幌町（天売相影、天売富磯、天売弁天、天売前浜、天売和浦、焼尻白浜、焼尻西浦、焼尻東浜及び焼尻縁ヶ丘を除く。）に限る。）	1 6 4

75	北海道芦前郡羽幌町（天亮相影、天亮富磯、天亮弁天、天亮前浜、天亮和浦、燒尻白浜、燒尻西浦、燒尻東浜及び焼尻緑ヶ丘に限る。）	1 6 4 8
76-2	北海道士別市、雨竜郡幌加内町、上川郡（劍淵町及び和寒町に限る。）	1 6 5
81	北海道名寄市（風連町を除く。）	1 6 5 4
82	北海道名寄市風連町、上川郡下川町	1 6 5 5
83	北海道中川郡（音威子府村、中川町及び美深町に限る。）	1 6 5 6
84	北海道上川郡（愛別町及び上川町に限る。）	1 6 5 8
85	北海道旭川市、上川郡（鷹栖町、当麻町、美瑛町、東神楽町、東川町及び比布町に限る。）	1 6 6
86	北海道富良野市、空知郡（上富良野町、中富良野町及び南富良野町に限る。）、勇払郡占冠村	1 6 7
87	青森県青森市浪岡、黒石市、平川市、弘前市、北津軽郡板柳町、中津軽郡、南津軽郡	1 7 2
88	青森県五所川原市、つがる市、北津軽郡（鶴田町及び中泊町に限る。）	1 7 3
89	青森県西津軽郡	1 7 3
90	青森県東津軽郡（今別町、外ヶ浜町及び蓬田村に限る。）	1 7 4
91	青森県むつ市、下北郡	1 7 5
92	青森県上北郡（東北町（旭北、旭南、上野、大浦、上北北、上北南及び新館を除く。）、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村に限る。）	1 7 5
93	青森県十和田市、三沢市、上北郡（東北町（旭北、旭南、上野、大浦、上北北、上北南及び新館に限る。）、七戸町及び六戸町に限る。）	1 7 6
94-2	青森県青森市（浪岡を除く。）、東津軽郡平内町	1 7
95	青森県八戸市、上北郡おいらせ町、三戸郡（五戸町、新郷村、南部町（相内、赤石、大向、沖田面、小向及び玉掛を除く。）及び階上町に限る。）	1 7 8
96	青森県三戸郡（三戸町、田子町及び南部町（相内、赤石、大向、沖田面、小向及び玉掛に限る。）に限る。）	1 7 9
97	秋田県横手市、雄勝郡東成瀬村、仙北郡美郷町（金沢及び野荒町に限る。）	1 8 2
98	秋田県湯沢市、雄勝郡羽後町	1 8 3
99	秋田県にかほ市、由利本荘市	1 8 4
100	秋田県男鹿市、南秋田郡大潟村	1 8 5
101	秋田県能代市、山本郡	1 8 5
102	秋田県鹿角市、鹿角郡小坂町	1 8 6
103	秋田県大館市	1 8 6

104	秋田県北秋田市、北秋田郡	1 8 6
105	秋田県大仙市（大神成、上鶯野、北長野、協和荒川、協和船沢、協和上淀川、協和小種、協和境、協和下淀川、協和中淀川、協和船岡、協和船沢、協和峰吉川、栗沢、清水、下鶯野、豊岡、豊川、長戸呂、長野及び鐘見内を除く。）、仙北郡美郷町（金沢及び野荒町を除く。）	1 8 7
106	秋田県仙北市、大仙市（大神成、上鶯野、北長野、栗沢、清水、下鶯野、豊岡、豊川、長戸呂、長野及び鐘見内に限る。）、仙北郡美郷町（金沢及び野荒町を除く。）	1 8 7
107	秋田県秋田市、大仙市（協和荒川、協和船沢、協和上淀川、協和小種、協和境、協和下淀川、協和中淀川、協和船岡、協和船沢及び協和峰吉川に限る。）、潟上市、南秋田郡（井川町、五城目町及び八郎潟町に限る。）	1 8
108	岩手県一関市、西磐井郡	1 9 1
109	岩手県大船渡市、陸前高田市、気仙郡	1 9 2
110	岩手県宮古市、下閉伊郡山田町	1 9 3
111	岩手県釜石市、上閉伊郡	1 9 3
112	岩手県久慈市、九戸郡（野田村及び洋野町に限る。）	1 9 4
113	岩手県下閉伊郡（山田町を除く。）	1 9 4
114	岩手県八幡平市、岩手郡（岩手町及び葛巻町に限る。）	1 9 5
115	岩手県二戸市、九戸郡（輕米町及び九戸村に限る。）、二戸郡	1 9 5
116	岩手県滝沢市、盛岡市、岩手郡零石町、紫波郡	1 9
117	岩手県奥州市、胆沢郡	1 9 7
118	岩手県北上市、和賀郡	1 9 7
119	岩手県花巻市	1 9 8
120	岩手県遠野市	1 9 8
121	宮城県塩竈市、仙台市、多賀城市、富谷市、名取市（掘内を除く。）、黒川郡、宮城郡	2 2
122	宮城県登米市（石越町、津山町及び豊里町を除く。）	2 2 0
123	宮城県岩沼市、名取市堀内、亘理郡	2 2 3
124	宮城县角田市、伊具郡、柴田郡	2 2 4
125	宮城县白石市、刈田郡	2 2 4
126	宮城県石巻市、登米市（津山町及び豊里町に限る。）、東松島市、牡鹿郡	2 2 5
127	宮城県気仙沼市、本吉郡	2 2 6
128	宮城県栗原市、登米市石越町	2 2 8
129	宮城県大崎市、加美郡、遠田郡	2 2 9

130	山形県新庄市、最上郡	2 3 3
131	山形県酒田市、飽海郡、東田川郡庄内町	2 3 4
132	山形県鶴岡市、東田川郡三川町	2 3 5
133	山形県上山市、天童市、山形市、東村山郡	2 3
134	山形県寒河江市、西村山郡	2 3 7
135	山形県尾花沢市、東根市、村山市、北村山郡	2 3 7
136	山形県南陽市、米沢市、東置賜郡	2 3 8
137	山形県長井市、西置賜郡	2 3 8
138	福島県双葉郡	2 4 0
139	福島県喜多方市（高郷町を除く。）、河沼郡湯川村、耶麻郡北塙原村	2 4 1
140	福島県南会津郡（下郷町及び南会津町（糸沢、金井沢、川島、栗生沢、高野、塙江、静川、関本、滝原、田島、田部、丹藤、藤生、中荒井、永田、長野、針生、福米沢及び水無に限る。）に限る。）に限る。）	2 4 1
141	福島県南会津郡（只見町、檜枝岐村及び南会津町（糸沢、金井沢、川島、栗生沢、高野、塙江、静川、関本、滝原、田島、田部、丹藤、藤生、中荒井、永田、長野、針生、福米沢及び水無を除く。）に限る。）	2 4 1
142	福島県喜多方市高郷町、大沼郡（金山町、昭和村及び三島町に限る。）、河沼郡柳津町、耶麻郡西会津町	2 4 1
143	福島県会津若松市、大沼郡会津美里町、河沼郡会津坂下町、耶麻郡（猪苗代町及び磐梯町に限る。）	2 4 2
144	福島県二本松市、本宮市、安達郡	2 4 3
145	福島県相馬市、南相馬市、相馬郡	2 4 4
146	福島県伊達市、福島市、伊達郡	2 4
147	福島県いわき市	2 4 6
148	福島県石川郡、東白川郡	2 4 7
149	福島県田村市、田村郡（三春町（上舞木、斎藤、下舞木及び沼沢に限る。）を除く。）	2 4 7
150	福島県須賀川市、岩瀬郡	2 4 8
151	福島県白河市、西白河郡	2 4 8
152	福島県郡山市、田村郡三春町（上舞木、斎藤、下舞木及び沼沢に限る。）	2 4
153	新潟県新潟市（秋葉区覚路津、北区、江南区、中央区、西蒲区（打越、姥島、潟浦新、上小吉、高野宮、河間、五之上、小吉、道上、中之口、長場、羽黒、針ヶ曾根、東小吉、東中、東船越、福島、真木、巻大原、牧ヶ島、三ツ門、門田及び六部に限る。）、西区、東区及び南区に限る。）、北蒲原郡聖籠町（位守町、亀塚、東港及び別條に限る。）	2 5
154	新潟県阿賀野市、五泉市、新潟市秋葉区（覚路津を除く。）	2 5 0

155	新潟県新発田市、胎内市、北蒲原郡聖籠町（立守町、亀塚、東港及び別條を除く。）	254
156	新潟県村上市、岩船郡	254
157	新潟県東蒲原郡	254
158	新潟県上越市（板倉区、浦川原区、大島区、中郷区及び安塙区を除く。）	25
159	新潟県上越市（板倉区及び中郷区に限る。）、妙高市	255
160	新潟県糸魚川市	25
161	新潟県上越市（浦川原区、大島区及び安塙区に限る。）、十日町市（会沢、勘平、荒瀬、池尻、池之畑、大伏、浦田、苧島、海老、片桐山、蒲生、儀明、桐山、木和田原、小荒戸、小池、小屋丸、清水、菅刈、仙納、太平、滝沢、田野倉、千年、寺田、峠中子、名平、奈良立、福島、松代、松代下山、松代田沢、松代東山、松之山、松の山赤倉、松の山天水越、松の山天水島、松之山坂下、松之山沢口、松之山下鰯池、松之山坪野、松之山藤内名、松之山中尾、松之山橋詰、松之山東川、松之山東山、松之山光間、松之山藤倉、松之山古戸、松之山松口、松之山三桶、松之山水梨、松之山湯本、松之山湯山、松山新田、室野、孟地及び蓬平に限る。）	25
162	新潟県燕市（秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、藏関、小池、小池新町、穀町、小関、小高、寿町、小中川、小古津新、小牧、幸町、桜町、佐渡、三王渕、下児木、新栄町、新生町、新町、水道町、杉名、杉柳、関崎、榎木、鎧野、中央通、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、仲町、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、本町、又新、松橋、南、宮町、柳山、横田及び四ツ屋を除く。）、新潟市西蒲区（打越、姥島、潟浦新、上小吉、高野宮、河間、五之上、小吉、道上、中之口、長場、羽黒、針ヶ曾根、東小吉、東中、東船越、福島、真木、卷大原、牧ヶ島、三ツ門、門田及び六部を除く。）、長岡市（赤沼、大沼新田、小沼新田、下沼新田、寺泊小豆曾根、寺泊有信、寺泊入軽井、寺泊岩方、寺泊木島、寺泊北曾根、寺泊五分一、寺泊下桐、寺泊下中条、寺泊新長、寺泊高内、寺泊竹森、寺泊田尻、寺泊敷ヶ曾根、寺泊当新田、寺泊中曾根、寺泊稻田、寺泊万善寺、寺泊平野新村新田、寺泊蛇塚、寺泊町軽井、寺泊求草、寺泊矢田、寺泊鶴口、中条新田、中之島西野及び真野代新田に限る。）、西蒲原郡	256
163	新潟県加茂市、燕市（秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、藏関、小池、小池新町、穀町、小関、小高、寿町、小中川、小古津新、小牧、幸町、桜町、佐渡、三王渕、下児木、新栄町、新生町、新町、水道町、杉名、杉柳、関崎、榎木、鎧野、中央通、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、仲町、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、本町、又新、松橋、南、宮町、柳山、横田及び四ツ屋に限る。）、三条市、南蒲原郡	256
164	新潟県十日町市（会沢、勘平、荒瀬、池尻、池之畑、大伏、浦田、芋島、海老、片桐山、蒲生、儀明、桐山、木和田原、小荒戸小池、小屋丸、清水、菅刈、仙納、太平、滝沢、田野倉、千年、寺田、峠、中子、名平、奈良立、福島、松代、松代下山、松代田沢、松代東山、松之山赤倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山新山、松之山五十子平、松之山猪之名、松之山	25

	大荒戸、松之山上鰐池、松之山觀音寺、松之山黒倉、松之山小谷、松之山坂下、松之山沢口、松之山下鰐池、松之山平野、松之山藤内名、松之山中尾、松之山橋詰、松之山東川、松之山東山、松之山光間、松之山藤倉、松之山古戸、松之山松口、松之山三桶、松之山水梨、松之山湯本、松之山湯山、松山新田、室野、孟地及び蓬平を除く。)、中魚沼郡	2 5 7
165	新潟県柏崎市、刈羽郡	2 5
166	新潟県南魚沼市、南魚沼郡	2 5
167	新潟県魚沼市	2 5
168	新潟県小千谷市、長岡市(赤沼、大沼新田、小沼新田、下沼新田、寺泊小豆曾根、寺泊有信、寺泊入軽井、寺泊岩方、寺泊木島、寺泊北曾根、寺泊五分一、寺泊下桐、寺泊下中条、寺泊新長、寺泊高内、寺泊竹森、寺泊田尻、寺泊敷ヶ曾根、寺泊当新田、寺泊中曾根、寺泊稻田、寺泊万善寺、寺泊平野新村新田、寺泊蛇塚、寺泊町輕井、寺泊求草、寺泊矢田、寺泊鷄口、中条新田、中之島西野及び真野代新田を除く。)、見附市、三島郡	2 5 8
169-2	新潟県佐渡市	2 5 9
171	長野県飯田市(上村、南信濃木沢、南信濃南和田、南信濃八重河内及び南信濃和田に限る。)、下伊那郡(阿南町、壳木村、下條村、天龍村及び泰阜村に限る。)	2 6 0
172	長野県大町市、北安曇郡	2 6 1
173	長野県須坂市、千曲市、長野市、上高井郡、上水内郡	2 6
174	長野県安曇野市、塩尻市(木曾平沢、奈良井及び費川を除く。)、松本市、東筑摩郡	2 6 3
175	長野県塩尻市(木曾平沢、奈良井及び費川に限る。)、木曾郡(南木曾町田立を除く。)	2 6 4
176	長野県伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡(辰野町を除く。)	2 6 5
177	長野県飯田市(上村、南信濃木沢、南信濃南和田、南信濃八重河内及び南信濃和田を除く。)、下伊那郡(阿南町、壳木村、下條村、天龍村及び泰阜村を除く。)	2 6 5
178	長野県岡谷市、諏訪市、茅野市、上伊那郡(辰野町、諏訪郡)	2 6 6
179	長野県小諸市、北佐久郡(立科町を除く。)	2 6 7
180	長野県佐久市、北佐久郡立科町、南佐久郡	2 6 7
181	長野県上田市、東御市、小県郡、埴科郡	2 6 8
182	長野県中野市、下高井郡山之内町	2 6 9
183	長野県飯山市、下高井郡(木島平村及び野沢温泉村に限る。)、下水内郡	2 6 9
184	群馬県伊勢崎市、佐波郡	2 7 0
185	群馬県前橋市	2 7
186	群馬県安中市、高崎市(新町を除く。)	2 7

187	群馬県富岡市、甘楽郡	274
188	群馬県高崎市新町、藤岡市、多野郡、埼玉県児玉郡神川町（上阿久原、下阿久原、矢納及び渡瀬に限る。）	274
189	群馬県太田市（市場町、大久保町、大原町、藪塚町、山之神町、寄合町及び六千石町を除く。）、館林市、邑楽郡、埼玉県熊谷市妻沼小島	276
190	群馬県太田市（大久保町、大原町、藪塚町、山之神町、寄合町及び六千石町に限る。）、桐生市、みどり市	277
191	群馬県沼田市、利根郡	278
192	群馬県渋川市、吾妻郡（高山村、中之条町（赤岩、入山、太子、小雨、生須及び日影を除く。）及び東吾妻町に限る。）、北群馬郡	279
193	群馬県吾妻郡（高山村、中之条町（赤岩、入山、太子、小雨、生須及び日影を除く。）及び東吾妻町を除く。）	279
194	茨城県古河市、坂東市（生子、生子新田、逆井、沓谷及び山に限る。）、猿島郡、埼玉県加須市（飯檍、伊賀袋、小野袋、柏戸）、駒場、栄、本郷、向古河、麦倉、柳生及び陽光台に限る。）、栃木県小山市下生井、下都賀郡野木町	280
195	栃木県小山市（上生井及び白鳥に限る。）、栃木市、下都賀郡（野木町を除く。）	282
196	栃木県佐野市	283
197	群馬県太田市市場町、栃木県足利市	284
198	栃木県真岡市、芳賀郡（芳賀町を除く。）	285
199	栃木県小山市（上生井、中河原、中島、下生井、白鳥、福良及び梁を除く。）、下野市、河内郡	285
200	栃木県宇都宮市、さくら市、塩谷郡高根沢町、芳賀郡芳賀町	28
201	栃木県那須塩原市（東町、あたご町、井口、石林、一区町、宇都野、扇町、遅野沢、折戸、金沢、上赤田、上大貫、上塩原、上横林、北赤田、北二つ室、五軒町、笛沼、三区町、塩原、下大貫、下田野、下永田、新南、関根、関谷、千本松、高阿津、高柳、太夫塚、楓沢、中塩原、永田町、二区町、西赤田、西朝日町、西遅沢、西幸町、西栄町、西富山、西原町、西三島、西大和、接骨木、東赤田、東遅沢、東関根、東三島、臺沼、二つ室、三島、緑、南赤田、南郷屋、南町、睦、湯本塩原、横林及び四区町を除く。）、那須郡那須町	287
202	栃木県大田原市、那須塩原市（東町、あたご町、井口、石林、一区町、宇都野、扇町、遅野沢、折戸、金沢、上赤田、上大貫、上塩原、上横林、北赤田、北二つ室、五軒町、笛沼、三区町、塩原、下大貫、下田野、下永田、新南、関根、関谷、千本松、高阿津、高柳、太夫塚、楓沢、中塩原、永田町、二区町、西赤田、西朝日町、西遅沢、西幸町、西栄町、西富山、西原町、西三島、西大和、接骨木、東赤田、東遅沢、東関根、東三島、臺沼、二つ室、三島、緑、南赤田、南郷屋、南町、睦、湯本塩原、横林及び四区町に限る。）、矢板市、塩谷郡塩谷町	287
203	栃木県那須烏山市、那須郡那珂川町	287
204	栃木県日光市	288

205	栃木県鹿沼市	2 8 9
206	茨城県行方市（内宿、小賀、小幡、北高岡、中根、長野江、次木、成田、繁昌、南高岡、三和、山田、行戸、吉川及び両宿に限る。）、鉢田市	2 9 1
207	茨城県那珂市、ひたちなか市、水戸市、那珂郡、東茨城郡（茨城町、大洗町及び城里町（大網、小勝、上赤沢、真端、塙子、下赤沢及び徳藏を除く。）に限る。）	2 9
208	茨城県北茨城市、高萩市	2 9 3
209	茨城県日立市、常陸太田市	2 9 4
210-2	茨城県常陸大宮市	2 9 5
211	茨城県久慈郡	2 9 5
212	茨城県笠間市（安居、泉、泉市野谷入会地、市野谷、押辺、上郷、土師、福島及び吉岡を除く。）、桜川市（青木、阿部田、大國玉、大曾根、金敷、高久、高森、羽田、東飯田、真壁町及び本木を除く。）、東茨城郡城里町（大網、小勝、上赤沢、真端、塙子、下赤沢及び徳藏に限る。）	2 9 6
213	茨城県桜川市（青木、阿部田、大國玉、大曾根、金敷、高久、高森、羽田、東飯田、真壁町及び本木を除く。）、下妻市、筑西市、結城市、結城郡、栃木県小山市（中河原、中島、福良及び梁に限る。）	2 9 6
214	茨城県稲敷市（伊崎、伊佐津、戌渡、太田、小野、上根本、柴崎、下太田、下根本、角崎、寺内、中山、羽賀浦、堀川、狸穴及び南太田に限る。）、取手市、龍ヶ崎市、稲敷郡河内町、北相馬郡	2 9 7
215	茨城県常総市、つくばみらい市、坂東市（生子、生子新田、逆井、菅谷及び山を除く。）、守谷市	2 9 7
216	茨城県稲敷市（阿波崎、阿波崎新田、飯島、伊崎、伊佐津、伊佐部、市崎、戌渡、今、大島、太田、押砂、小野、釜井、上須田、上根本、上之島、結佐、神崎新宿、神崎本宿、幸田、石納、境島、佐原、佐原組新田、佐原下手、柴崎、清水、下太田、下須田、下須田新田、下根本、新橋、角崎、清久島、手賀組新田、寺内、中島、中山、西代、野間谷原、羽賀浦、橋向、八千石、東大沼、福田、堀川、曲渕、町田、狸穴、三島、光葉、南太田、本新、八箭川、余津谷、四ッ谷、六角及び鷲川を除く。）、牛久市、かすみがうら市（有河、安食、一の瀬、一の瀬上流、岩坪、牛渡、大和田、男神、柏崎、上大堤、上軽部、加茂、坂、安倉、志戸崎、下大堤、下軽部、田伏、戸崎、中台、西成井、深谷、三ツ木及び南根本に限る。）、つくば市、土浦市、稲敷郡（阿見町及び美浦村に限る。）	2 9 9
217	茨城県石岡市、小美玉市、笠間市（安居、泉、泉市野谷入会地、市野谷、押辺、上郷、下郷、土師、福島及び吉岡に限る。）、かすみがうら市（有河、安食、一の瀬、一の瀬上流、岩坪、牛渡、大和田、男神、柏崎、上大堤、上軽部、加茂、坂、安倉、志戸崎、戸崎、下大堤、下軽部、田伏、戸崎、中台、西成井、深谷、三ツ木及び南根本を除く。）、行方市（荒宿、井上、井上藤井、沖洲、西蓮寺、芹沢、玉造乙、玉造甲、手賀、捻木、羽生、浜、藤井、八木藤、谷島及び若海に限る。）	2 9 9
218	茨城県潮来市、稲敷市（阿波崎、阿波崎新田、飯島、伊佐部、市崎、今、大島、押砂、釜井、上須田、上之島、結佐、神崎神宿	2 9 9

	、神崎本宿、幸田、石納、境島、佐原、佐原下手、佐原組新田、清水、下須田、下須田新田、新橋、清久島、手賀組新田、中島、西代、野間谷原、橋向、八千石、東大沼、福田、曲渕、町田、三島、光葉、本新、八筋川、余津谷、四ヶ谷、六角及び脇川に限る。）、鹿嶋市、神栖市（太田、太田新町、須田、砂山、土合北、土合中央、土合西、土合東、土合南、波崎、波崎新港、矢田部、柳川、柳川中央及び若松中央を除く。）、行方市（荒宿、井上、井上藤井、内宿、冲洲、小貫、小幡、北高岡、西蓮寺、芹沢、玉造乙、玉造甲、手賀、中根、長野江、次木、成田、捨木、羽生、浜、繁昌、藤井、南高岡、三和、八木蒔、谷島、山田、行戸、吉川、両宿及び若海を除く。）	3
219	東京都23区、狛江市（西和泉を除く。）、調布市（入間町、国領町八丁目、仙川町、西つつじヶ丘二丁目、東つつじヶ丘、緑ヶ丘及び若葉町に限る。）、三鷹市中原一丁目	3
220	東京都小金井市（梶野町一丁目から四丁目まで並びに東町二丁目及び三丁目に限る。）、調布市（深大寺東町七丁目及び野水に限る。）、西東京市新町、三鷹市（中原一丁目を除く。）、武蔵野市	4 2 2
221	東京都稻城市、小金井市（梶野町一丁目から四丁目まで並びに東町二丁目及び三丁目を除く。）、国分寺市（高木町、内藤、西町、光町、日吉町二丁目及び三丁目、富士本並びに戸倉三丁目を除く。）、小平市（鈴木町二丁目、花小金井及び花小金井南町を除く。）、多摩市、東村山市、府中市（押立町四丁目及び五丁目、北山町、西原町二丁目から四丁目まで並びに西村町四丁目を除く。）	4 2
222	東京都清瀬市、小平市（鈴木町二丁目、花小金井及び花小金井南町に限る。）、狛江市西和泉、調布市（入間町、国領町八丁目、深大寺東町七丁目、仙川町、西つつじヶ丘二丁目、東つつじヶ丘、緑ヶ丘、若葉町及び野水を除く。）、西東京市（新町を除く。）、東久留米市、府中市（押立町四丁目及び五丁目に限る。）、埼玉県新座市（石神一丁目及び三丁目から五丁目まで、栗原、新堀、西堀並びに野寺一丁目及び五丁目に限る。）	4 2
223	東京都昭島市、あきる野市、国立市、国分寺市（高木町、内藤、西町、光町、日吉町二丁目及び三丁目、富士本並びに戸倉三丁目に限る。）、立川市、羽村市、東大和市、日野市、府中市（北山町、西原町二丁目から四丁目まで及び西府町四丁目に限る。）、福生市、武藏村山市、西多摩郡（奥多摩町を除く。）	4 2
224	東京都八王子市、神奈川県相模原市緑区（小原、小渕、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。）	4 2
225	東京都町田市（三輪町及び三輪緑山を除く。）、神奈川県相模原市（緑区（小原、小渕、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬本町及び若柳に限る。）及び南区（磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。）を除く。）、座間市（相模が丘一丁目及び五丁目に限る。）	4 2
226	東京都青梅市、西多摩郡奥多摩町、山梨県北都留郡	4 2 8
227	埼玉県入間市、狭山市、所沢市	4
228	埼玉県飯能市、日高市	4 2

229	千葉県佐倉市、千葉市（花見川区（柏井、柏井町及び横戸町に限る。）を除く。）、八街市、四街道市、印旛郡酒々井町	4 3
230	千葉県市原市	4 3 6
231	千葉県木更津市、袖ヶ浦市	4 3 8
232	千葉県君津市、富津市	4 3 9
233	神奈川県川崎市、東京都町田市（三輪町及び三輪緑山に限る。）	4 4
234	神奈川県横浜市	4 5
235	神奈川県足柄下郡箱根町、静岡県裾野市茶畠 神奈川県厚木市、海老名市、相模原市南区（磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。）、座間市（相模が丘一丁目及び五丁目を除く。）、大和市、愛甲郡	4 6 0
236-2	神奈川県伊勢原市、秦野市、平塚市、中郡	4 6
237	神奈川県小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡（真鶴町及び湯河原町に限る。）、静岡県熱海市（泉元宮上分、泉元宮下分及び泉元門川分に限る。）	4 6 3
238	神奈川県藤沢市	4 6 5
239	神奈川県綾瀬市、鎌倉市、逗子市小坪、茅ヶ崎市、高座郡	4 6 6
240	神奈川県逗子市（小坪を除く。）、三浦市、横須賀市、三浦郡	4 6 7
241	千葉県館山市、南房総市、安房郡	4 6
242	千葉県いすみ市、勝浦市、夷隅郡	4 7 0
243	千葉県鴨川市	4 7 0
244	千葉県我孫子市、柏市、流山市、野田市	4
245	千葉県市川市、浦安市、鎌ヶ谷市（くぬぎ山一丁目から四丁目までに限る。）、船橋市（上山町一丁目、古作町、古作、西船五丁目から七丁目まで、東中山、藤原一丁目及び二丁目、二子町、本郷町並びに本中山に限る。）、松戸市	4 7
246	千葉県鎌ヶ谷市（くぬぎ山一丁目から四丁目までを除く。）、千葉市花見川区（柏井、柏井町及び横戸町に限る。）、習志野市	4 7
247	、船橋市（上山町一丁目、古作町、古作、西船五丁目から七丁目まで、東中山、藤原一丁目及び二丁目、二子町、本郷町並びに本中山を除く。）、八千代市、白井市	4 7
248	千葉県大網白里市、東金市、山武市（松尾町を除く。）、山武郡九十九里町	4 7 5
249	千葉県茂原市、長生郡	4 7 5
250	千葉県印西市、富里市、成田市、印旛郡（酒々井町を除く。）	4 7 6
251	千葉県香取市、香取郡（神崎町及び東庄町に限る。）	4 7 8
252	茨城県神栖市（太田、太田新町、須田、砂山、土合北、土合中央、土合西、土合東、土合本町、土合南、波崎、波崎新港、矢田	4 7 9

	部、柳川、柳川中央及び若松中央に限る。）、千葉県銚子市	
253	千葉県旭市、山武市松尾町、匝瑳市、香取郡多古町、山武郡（九十九里町を除く。）	4 7 9
254	埼玉県上尾市、桶川市、春日部市、さいたま市、蓮田市、北足立郡	4 8
255	埼玉県朝霞市、川口市、志木市、戸田市、新座市（石神一丁目及び三丁目から五丁目まで、栗原、新堀、西堀並びに野寺一丁目及び五丁目を除く。）、富士見市（水谷東二丁目及び三丁目に限る。）、和光市、蕨市	4 8
256	埼玉県加須市（飯積、伊賀袋、小野袋、柏戸、駒場、榮、本郷、向古河、麦倉、柳生及び陽光台を除く。）、久喜市、幸手市、白岡市、北葛飾郡杉戸町、南埼玉郡	4 8 0
257-2	埼玉県北本市、行田市、熊谷市（相上、冑山、吉所敷、小八林、高本、玉作、津田、津田新田、沼黒、船木台、箕輪、向谷及び妻沼小島を除く。）、鴻巣市、羽生市、深谷市、大里郡	4 8
258	埼玉県越谷市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市、北葛飾郡（杉戸町を除く。）	4 8
259	埼玉県川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、富士見市（水谷東二丁目及び三丁目を除く。）、ふじみ野市、入間郡、比企郡（川島町及び鳩山町に限る。）	4 9
260	埼玉県熊谷市（相上、冑山、吉所敷、小八林、高本、玉作、津田、津田新田、沼黒、船木台、箕輪及び向谷に限る。）、東松山市、秩父郡東秩父村、比企郡（小川町、ときがわ町、滑川町、吉見町及び嵐山町に限る。）	4 9 3
261	埼玉県秩父市、秩父郡（東秩父村を除く。）	4 9 4
262	埼玉県本庄市、児玉郡（神川町）（上阿久原、下阿久原、矢納及び渡瀬を除く。）、上里町及び美里町に限る。）	4 9 5
263	東京都大島町、神津島村、利島村、新島村	4 9 9 2
264	東京都御藏島村、三宅村	4 9 9 4
265	東京都青ヶ島村、八丈町	4 9 9 6
266	東京都小笠原村	4 9 9 8
267	愛知県あま市、尾張旭市（霞ヶ丘町、庄南町、東名西町、西山町、東山町及び吉岡町に限る。）、清須市、東海市（大田町、加木屋町、高横須賀町、元浜町、養父町、横須賀町、中ノ池及び中央町を除く。）、名古屋市、日進市（赤池町、赤池、浅田町、浅田平子、梅森町及び香久山に限る。）、海部郡大治町	5 2
268	静岡県湖西市、浜松市	5 3
269-2	愛知県田原市	5 3 1
272	愛知県豊橋市	5 3 2
273	愛知県蒲郡市、豊川市	5 3 3
274-2	愛知県新城市	5 3 6
276-2	愛知県北設楽郡	5 3 6

280	静岡県御前崎市（御前崎、白羽及び港を除く。）、掛川市、菊川市（牛湖、倉沢、小沢及び沢水加を除く。）	5 3 7
281	静岡県磐田市（家田、壱賀地、岩室、大平、大当所、掛下、上神増、上野部、神増、合代島、敷地、下神増、下野部、新開、惣兵衛下新田、平松、松之木島、万瀬、三家、虫生及び社山を除く。）、袋井市、周智郡	5 3 8
282	静岡県磐田市（家田、壱賀地、岩室、大平、大当所、掛下、上神増、上野部、神増、合代島、敷地、下神増、下野部、新開、惣兵衛下新田、平松、松之木島、万瀬、三家、虫生及び社山に限る。）	5 3 9
283-2	静岡県静岡市、藤枝市、焼津市	5 4
285	静岡県富士宮市	5 4 4
286	静岡県富士市	5 4 5
287	静岡県島田市、榛原郡川根本町	5 4 7
288	静岡県御前崎市（御前崎、白羽及び港に限る。）、菊川市（牛湖、倉沢、小沢及び沢水加に限る。）、牧之原市、榛原郡吉田町	5 4 8
289	静岡県御殿場市、駿東郡小山町	5 5 0
290	山梨県甲斐市（岩森、宇津谷、大塙、志田、下今井、菖蒲澤、園子新居及び龍地に限る。）、韮崎市、北杜市	5 5 1
291	山梨県甲斐市（岩森、宇津谷、大塙、志田、下今井、菖蒲澤、園子新居及び龍地を除く。）、甲府市（梯町及び古関町を除く。）、中央市、笛吹市（一宮町及び春日居町を除く。）、南アルプス市、中巨摩郡、西八代郡市川三郷町（岩下、岩間、落居、鴨狩津向、楠甫、五八、葛籠沢、寺所及び宮原を除く。）	5 5
292	山梨県甲州市、笛吹市（一宮町及び春日居町に限る。）、山梨市	5 5 3
293	山梨県上野原市、大月市、都留市、南都留郡道志村	5 5 4
294	山梨県甲府市（梯町及び古関町に限る。）、富士吉田市、南都留郡（忍野村、鳴沢村、西桂町、富士河口湖町及び山中湖村に限る。）	5 5 5
295	山梨県西八代郡市川三郷町（岩下、岩間、落居、鴨狩津向、楠甫、五八、葛籠沢、寺所及び宮原に限る。）、南巨摩郡（早川町、富士川町及び身延町（相又、栗倉、梅平、大崩、大島、大城、大塙、大野、小田船原、帶金、門野、上八木沢、下八木沢、下山、清子、角打、椿草里、波木井、樋之上、丸灌、光子沢、身延、横根中及び和田を除く。）に限る。）	5 5 6
296	山梨県南巨摩郡（南部町及び身延町（相又、栗倉、梅平、大崩、大島、大城、大塙、大野、小田船原、帶金、門野、上八木沢、下八木沢、下山、清子、角打、椿草里、波木井、樋之上、丸灌、光子沢、身延、横根中及び和田に限る。）に限る。）	5 5 6
297	山梨県南巨摩郡（南部町及び身延町（相又、栗倉、梅平、大崩、大島、大城、大塙、大野、小田船原、帶金、門野、上八木沢、下八木沢、下山、清子、角打、椿草里、波木井、樋之上、丸灌、光子沢、身延、横根中及び和田に限る。）に限る。）	5 5 7
298	静岡県伊豆市（冷川を除く。）、伊豆の国市（浮橋、大仁、神島、下畑、白山堂、宗光寺、田京、立花、田中山、田原野、長者原、中島、御門、三福、守木及び吉田に限る。）、伊豆市冷川、伊東市、賀茂郡東伊豆町	5 5 8
299	静岡県下田市、賀茂郡（河津町、西伊豆町、松崎町及び南伊豆町に限る。）	5 5 8
300	静岡県伊豆の国市（浮橋、大仁、神島、下畑、白山堂、宗光寺、田京、立花、田中山、田原野、長者原、中島、御門、三福、守	5 5

	木及び吉田を除く。)、裾野市(茶畑を除く。)、沼津市(井田及び戸田を除く。)、三島市、駿東郡(清水町及び長泉町に限る。)、田方郡	70
301-3	愛知県尾張旭市(霞ヶ丘町、庄南町、東名西町、西山町、東山町及び吉岡町を除く。)、瀬戸市、長久手市、日進市(赤池町、赤池、浅田町、浅田平子、梅森町及び香久山を除く。)、みよし市、愛知郡	561
304	愛知県大府市、知多市(神田、新広見、旭南、金沢、新舞子及び南粕谷を除く。)、東海市(大田町、加木屋町、高横須賀町、元浜町、養父町、横須賀町、中ノ池及び中央町に限る。)、豊明市、知多郡東浦町	562
305	愛知県西尾市	563
306	愛知県岡崎市、額田郡	564
307	愛知県豊田市	565
308	愛知県安城市、刈谷市、高浜市、知立市、碧南市	566
309-2	愛知県愛西市、稲沢市平和町、津島市、弥富市、海部郡(大治町を除く。)、三重県桑名郡	567
312	愛知県犬山市、春日井市、北名古屋市、小牧市、西春日井郡	568
313	愛知県知多市(神田、新広見、旭南、金沢、新舞子及び南粕谷に限る。)、常滑市、半田市、知多郡(阿久比町、武豊町、南知多町及び美浜町に限る。)	569
314	岐阜県恵那市明智町吉良見、多治見市、土岐市、瑞浪市	572
315	岐阜県恵那市(明智町吉良見を除く。)、中津川市蛭川	573
316	岐阜県中津川市(蛭川を除く。)、長野県木曽郡南木曽町田立	573
317	岐阜県可児市、美濃加茂市、可児郡、加茂郡(川辺町、坂祝町、七宗町、富加町及び八百津町に限る。)	574
318	岐阜県加茂郡(白川町及び東白川村に限る。)	574
319	岐阜県関市(板取、洞戸阿部、洞戸市場、洞戸大野、洞戸小瀬見、洞戸尾倉、洞戸片、洞戸栗原、洞戸黒谷、洞戸高見、洞戸小坂、洞戸菅谷、洞戸通元寺及び洞戸飛瀬を除く。)、美濃市	575
320	岐阜県郡上市	575
321	岐阜県下呂市	576
322	岐阜県高山市莊川町、大野郡	5769
323	岐阜県高山市(奥飛騨温泉郷、上宝町及び莊川町を除く。)、飛騨市(神岡町を除く。)	577
324	岐阜県高山市(奥飛騨温泉郷及び上宝町に限る。)、飛騨市神岡町	578
325-2	岐阜県各務原市(川島笠田町、川島北山町、川島小網町、川島河田町、川島竹早町、川島松倉町、川島松原町、川島緑町及び川島渡町を除く。)、岐阜市、羽島市、本巣市(浅木、海老、上真桑、軽海、小柿、国領、下福島、下真桑、十四条、宗慶、温井、政田、有里、石神、石原、数屋、上高屋、上保、北野、郡府、七五三、隨原、長屋、早野、春近、仏生寺、三橋、見延及び屋	58

	井に限る。)、本巣郡、羽島郡、瑞穂市(呂久を除く。)	
326-3	岐阜県関市(板取、洞戸阿部、洞戸市場、洞戸大野、洞戸小瀬見、洞戸尾倉、洞戸片、洞戸栗原、洞戸黒谷、洞戸高見、洞戸菅谷、洞戸通元寺及び洞戸飛瀬に限る。)、山県市、揖斐郡揖斐川町徳山、本巣市(浅木、海老、上真桑、軽海、小柿、国領、下福島、下真桑、十四条、宗慶、温井、政田、有里、石神、石原、数屋、上高屋、上保、北野、郡府、七五三、随原、長屋、早野、春近、仏生寺、三橋、見延及び屋井を除く。)	5 8 1
332	岐阜県大垣市、海津市、瑞穂市呂久、安八郡、揖斐郡池田市橋、不破郡、養老郡	5 8 4
333	岐阜県揖斐郡(池田町市橋及び揖斐川町徳山を除く。)	5 8 5
334-2	愛知県一宮市、稻沢市(西島町、生出上山町、生出河戸町、生出郷前町、生出西道根町、生出東道根町、生出横西町及び横野町に限る。)、岐阜県各務原市(川島笠田町、川島北山町、川島小網町、川島河田町、川島竹早町、川島松倉町、川島松原町、川島緑町及び川島渡町に限る。)	5 8 6
336	愛知県稻沢市(西島町、生出上山町、生出河戸町、生出郷前町、生出西道根町、生出東道根町、生出横西町、平和町及び横野町を除く。)、岩倉市、江南市、丹羽郡	5 8 7
337	三重県津市	5 9
338	三重県鈴鹿市、四日市市、三重郡	5 9
339	三重県いなべ市、桑名市、員弁郡	5 9 4
340	三重県伊賀市、名張市	5 9 5
341-2	三重県龜山市	5 9 5
343	三重県伊勢市、多気郡明和町、度会郡(玉城町、南伊勢町(阿曾浦、大江、大方竈、小方竈、神前浦、河内、古和浦、新桑竈、慥柄浦、棚橋竈、東宮、柄木竈、奈屋浦、贊浦、方座浦、道方、道行竈及び村山に限る。)及び度会町に限る。)	5 9 6
344-3	三重県尾鷲市、北牟婁郡紀北町	5 9 7
347	三重県熊野市	5 9 7
348	三重県南牟婁郡御浜町	5 9 7 9
349-2	三重県松阪市、多気郡多気町	5 9 8
355-2	三重県多気郡大台町、度会郡大紀町	5 9 8
357	三重県鳥羽市	5 9 9
358-2	三重県志摩市、度会郡南伊勢町(阿曾浦、大江、大方竈、小方竈、神前浦、河内、古和浦、新桑竈、慥柄浦、棚橋竈、東宮、柄木竈、奈屋浦、贊浦、方座浦、道方、道行竈及び村山を除く。)	5 9 9
363	大阪府池田市空港、大阪市(東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目を除く。)、門真市(石原町、泉町、一番町、大倉町、垣内町、桑才新町、幸福町、寿町、栄町、小路町、新橋町、未広町、月出町、堂山町、殿島町、中町、浜町、速見町、東田	6

	町、深田町、古川町、本町、松生町、松葉町、御堂町、向島町、元町、柳田町及び柳町に限る。)、吹田市、摂津市(北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘東四丁目及び五丁目、西一津屋、浜町、東正雀、東一津屋、別府、一津屋、別府、三島、南千里丘並びに南別府町に限る。)、豊中市、東大阪市(旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稻葉、今米、岩田町(三丁目を除く。)、瓜生堂一丁目、加納、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、神田町、喜里川町、北石切町、北鴻池町、客坊町、日下町、五条町、鴻池町、鴻池徳庵町、鴻池本町、鴻池元町、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、新庄、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、中鴻池町、南莊町、西石切町、西岩田一丁目、西鴻池町、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豐浦町、東山町、菱江、菱屋東、瓢箪山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南鴻池町、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、横枕、横枕西、横枕南、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町を除く。)、守口市、八尾市(竹瀬、竹瀬西及び竹瀬東に限る。)、兵庫県尼崎市	72
364	大阪府交野市、門真市(石原町、泉町、一番町、大倉町、垣内町、桑才新町、幸福町、寿町、榮町、小路町、新橋町、末広町、月出町、堂山町、殿島町、中町、浜町、速見町、東田町、深田町、古川町、本町、松生町、松葉町、御堂町、向島町、元町、柳田町及び柳町を除く。)、四條畷市(上田原、さつきヶ丘、下田原、田原台及び緑風台を除く。)、大東市、寝屋川市、東大阪市(加納五丁目から八丁目までに限る。)、枚方市	72
365	大阪府内長野市、富田林市(青葉丘、加太、廿山、五軒家及び新青葉丘町を除く。)、南河内郡	72
366-2	大阪府大阪市(東住吉区矢田七丁目及び平野区長吉川辺四丁目に限る。)、大阪狭山市、堺市、高石市、富田林市(青葉丘、加太、廿山、五軒家及び新青葉丘町に限る。)、松原市	72
368	大阪府泉佐野市、貝塚市、岸和田市、泉南市、阪南市、泉南郡、泉北郡忠岡町新浜	72
369	大阪府和泉市、泉大津市、泉北郡(忠岡町新浜を除く。)	72
370	大阪府茨木市、摂津市(北別府町、新在家、正雀、正雀本町、庄屋、千里丘、千里丘新町、千里丘東四丁目及び五丁目、西一津屋、浜町、東正雀、東一津屋、東別府、一津屋、別府、三島、南千里丘並びに南別府町を除く。)、高槻市	72
371	大阪府池田市(空港を除く。)、箕面市、豊能郡、兵庫県伊丹市、川西市、宝塚市(長尾台、花屋敷莊園、花屋敷つじが丘、花屋敷松が丘、雲雀丘、雲雀丘山手及びふじが丘に限る。)、川辺郡	72
372	大阪府柏原市、羽曳野市、東大阪市(旭町、池島町、池之端町、出雲井町、出雲井本町、稻葉、今米、岩田町(三丁目を除く。)、瓜生堂一丁目、加納(一丁目から四丁目までに限る。)、上石切町、上四条町、上六万寺町、川中、川田、河内町、神田町、喜里川町、北石切町、北鴻池町、客坊町、日下町、五条町、鴻池町、鴻池徳庵町、鴻池本町、鴻池元町、古箕輪、桜町、四条町、島之内、下六万寺町、昭和町、新池島町、新鴻池町、新町、新庄、末広町、角田、善根寺町、鷹殿町、宝町、立花町、玉串町西、玉串町東、玉串元町、豊浦町、鳥居町、中石切町、中新開、中野、中鴻池町、南莊町、西石切町、西岩田一丁目、西鴻池	72

	町、額田町、布市町、箱殿町、花園西町、花園東町、花園本町、東石切町、東鴻池町、東豊浦町、東山町、斐江、斐屋東、瓢箪 山町、本庄中一丁目、本町、松原、松原南、水走、南鷺池町、南四条町、箕輪、御幸町、元町、山手町、弥生町、横小路町、橫 枕、横枕西、横枕南、吉田、吉田本町、吉田下島、吉原、六万寺町及び若草町に限る。)、藤井寺市、八尾市(竹剣、竹剣西及 び竹剣東を除く。)	7 3
373-2	和歌山県海南市、和歌山市、海草郡	7 3
374	三重県南牟婁郡紀宝町、和歌山県新宮市、田辺市本宮町、東牟婁郡(北山村、太地町及び那智勝浦町に限る。)	7 3 5
375	和歌山県東牟婁郡(串本町及び古座川町に限る。)	7 3 5
376	和歌山県岩出市、紀の川市	7 3 6
377	和歌山県橋本市、伊都郡(かつらぎ町(花園新子、花園池ノ窪、花園北寺、花園久木、花園中南及び花園梁瀬に限る。)を除 <。)	7 3 6
378	和歌山県有田市、有田郡、伊都郡かつらぎ町(花園新子、花園池ノ窪、花園北寺、花園久木、花園中南及び花園梁瀬に限る。)	7 3 7
379	和歌山県御坊市、日高郡(印南町、日高町、日高川町、美浜町及び由良町に限る。)	7 3 8
380	和歌山県田辺市(本宮町を除く。)、西牟婁郡、日高郡みねべ町	7 3 9
381	滋賀県高島市	7 4 0
382	奈良県奈良市(薗生町、萩町、小倉町、上深川町、下深川町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、 月ヶ瀬桃香野、都祁小山戸町、都祁甲岡町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、都祁相河町、都祁友田町、都祁吐山町、都祁馬場町 、都祁南之庄町、針ヶ別所町、針町及び来迎寺町を除く。)	7 4 2
383-2	大阪府四條畷市(上田原、さつきヶ丘、下田原、田原台及び緑風台に限る。)、京都府相楽郡(笠置町及び南山城村に限る。) 、奈良県生駒市、宇陀市(室生小原、室生染田、室生多田及び室生無山に限る。)、天理市、奈良市(薗生町、萩町、小倉町、 上深川町、下深川町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、都祁小山戸町、都祁甲岡 町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、都祁相河町、都祁友田町、都祁吐山町、都祁馬場町、都祁南之庄町、針ヶ別所町、針町及び 来迎寺町に限る。)、大和郡山市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町下永、山辺郡	7 4 3
385-2	奈良県橿原市、桜井市、磯城郡田原本町、高市郡(明日香村及び高取町(越智、車木、寺崎及び丹生谷を除く。)に限る。)	7 4 4
387	奈良県香芝市、葛城市、御所市、大和高田市、生駒郡(斑鳩町、三郷町及び平群町に限る。)、北葛城郡、磯城郡(川西町(下 永を除く。)及び三宅町に限る。)、高市郡高取町(越智、車木、寺崎及び丹生谷に限る。)、吉野郡大淀町(今木、大岩及び 鉢立に限る。)	7 4 5
388	奈良県宇陀市(室生小原、室生染田、室生多田及び室生無山を除く。)、宇陀郡	7 4 5
389-2	奈良県吉野郡(大淀町(北野、北六田、中増、西増、新野、馬佐、比曾及び増口に限る。)、川上村、東吉野村及び吉野町に限 る。)	7 4 6

392	奈良県吉野郡十津川村	7 4 6
393	奈良県吉野郡（上北山村及び下北山村に限る。）	7 4 6 8
394-2	奈良県五條市、吉野郡野迫川村	7 4 7
396	奈良県吉野郡（大淀町（今木、大岩、北野、北大田、中増、西増、新野、馬佐、比曾、錐立及び増口を除く。）、黒滝村、下市町及び天川村に限る。）	7 4 7
397	滋賀県近江八幡市、東近江市（愛東外町、青山町、池庄町、池之尻町、市ヶ原町、今在家町、妹町、上中野町、梅林町、大沢町、大清水町、大萩町、大林町、小倉町、長町、上岸本町、上山町、祇園町、北坂町、北清水町、北花沢町、北菩提寺町、小池町、小田茹町、小八木町、下一色町、下岸本町、下里町、下中野町、清水中町、勝堂町、僧坊町、曾根町、園町、大覺寺町、中一色町、中岸本町、中里町、中戸町、鰐江町、西菩提寺町、百濟寺甲町、百濟寺町、百濟寺本町、平尾町、平松町、平柳町、南花沢町、南菩提寺町、湯屋町、横溝町及び競合堂町に限る。）、蒲生郡	7 4 8
398	滋賀県甲賀市、湖南市	7 4 8
399	滋賀県東近江市（愛東外町、青山町、池庄町、池之尻町、市ヶ原町、今在家町、妹町、上中野町、梅林町、大沢町、大清水町、大萩町、大林町、小倉町、長町、上岸本町、上山町、祇園町、北坂町、北清水町、北花沢町、北菩提寺町、小池町、小八木町、下一色町、下岸本町、下里町、下中野町、清水中町、勝堂町、僧坊町、曾根町、園町、大覺寺町、中一色町、中岸本町、中里町、中戸町、鰐江町、西菩提寺町、百濟寺甲町、百濟寺町、百濟寺本町、平尾町、平松町、平柳町、南花沢町、南菩提寺町、湯屋町、横溝町及び競合堂町に限る。）、彦根市、犬上郡、愛知郡	7 4 9
400	滋賀県長浜市、米原市	7 4 9
401	大阪府三島郡、京都府京都市（右京区京北室谷町及び伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）を除く。）、長岡京市、向日市、八幡市、乙訓郡、久世郡久御山町（市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林を除く。）	7 5
402	石川県小松市、能美市	7 6 1
403-2	石川県加賀市	7 6 1
405-2	石川県金沢市、かほく市、野々市市、白山市、河北郡、能美郡	7 6
406	富山県砺波市、南砺市	7 6 3
407-2	富山県富山市、滑川市、中新川郡	7 6
408	富山県魚津市、黒部市、下新川郡	7 6 5
409	富山県射水市、小矢部市、高岡市、氷見市	7 6 6
410	石川県七尾市、鹿島郡	7 6 7
411	石川県羽咋市、羽咋郡	7 6 7
412	石川県輪島市、鳳珠郡穴水町	7 6 8

413	石川県珠洲市、鳳珠郡能登町	7 6 8
414	福井県敦賀市、三方郡、三方上中郡若狭町（相田、生倉、井崎、岩屋、上野、海山、上瀬、小川、北前川、気山、倉見、佐古、島の内、塙坂越、成願寺、白屋、世久見、田井、田上、館川、田名、中央、常神、鳥浜、成出、能登野、東黒田、藤井、三方、神子、南前川、向笠、遊子及び横渡に限る。）	7 7 0
415	福井県小浜市、大飯郡、三方上中郡若狭町（相田、生倉、井崎、岩屋、上野、海山、上瀬、小川、北前川、気山、倉見、佐古、島の内、塙坂越、成願寺、白屋、世久見、田井、田上、館川、田名、中央、常神、鳥浜、成出、能登野、東黒田、藤井、三方、神子、南前川、向笠、遊子及び横渡を除く。）	7 7 0
416	京都府亀岡市、南丹市八木町	7 7 1
417	京都府京都市右京区北室谷町、南丹市（八木町を除く。）、船井郡	7 7 1
418	京都府宮津市、与謝郡	7 7 2
419	京都府京丹後市	7 7 2
420	京都府綾部市、福知山市	7 7 3
421	京都府舞鶴市	7 7 3
422	京都府宇治市、木津川市、京田辺市、城陽市、久世郡灰御山町（市田、榮、佐古、佐山、下津屋、田井及び林に限る。）、相楽郡（精華町及び和束町に限る。）、綾喜郡	7 7 4
423	京都府京都市伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）、滋賀県大津市、草津市、守山市、野洲市、栗東市	7 7
424-2	福井県あわら市、坂井市、福井市、吉田郡	7 7 6
425	福井県越前市、鯖江市、今立郡、南条郡、丹生郡	7 7 8
426	福井県大野市、勝山市	7 7 9
428	兵庫県明石市、加古川市平岡町土山、神戸市、西宮市（北六甲台、すみれ台及び山口町に限る。）、加古郡播磨町（上野添、北野添、古宮、西野添、野添、野添城、東野添、東新島及び二子に限る。）	7 8
429	兵庫県宍粟市、姫路市安富町、佐用郡	7 9 0
430	兵庫県加西市、神崎郡	7 9 0
431	兵庫県たつの市（新宮町角龜及び御津町を除く。）	7 9 1
432-2	兵庫県相生市、赤穂市、たつの市新宮町角龜、赤穂郡	7 9 1
435-2	兵庫県高砂市（北浜町北脇及び北浜町西浜に限る。）、たつの市御津町、姫路市（安富町を除く。）、揖保郡	7 9
438	兵庫県加古川市（平岡町土山を除く。）、高砂市（北浜町北脇及び北浜町西浜を除く。）、加古郡（播磨町（上野添、北野添、古宮、西野添、野添、野添城、東野添、東新島及び二子に限る。）を除く。）	7 9
439	兵庫県小野市、三木市	7 9 4

440	兵庫県加東市、西脇市、多可郡	7 9 5
441	兵庫県三田市、篠山市	7 9
442	兵庫県丹波市	7 9 5
443	兵庫県豊岡市、美方郡香美町香住区	7 9 6
444	兵庫県美方郡（香美町香住区を除く。）	7 9 6
445	兵庫県朝来市、養父市	7 9
446	兵庫県芦屋市、宝塚市（鹿塙、駒の町、新明和町、長尾台、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北、仁川清風台、仁川台、仁川高台、仁川月見ガ丘及び仁川宮西町に限る。）、西宮市（清瀬台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩南台、生瀬高台、生瀬町、花の峯、東山台、宝生ヶ丘及び青葉台に限る。）	7 9 7
447	兵庫県宝塚市（鹿塙、駒の町、新明和町、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川北、仁川清風台、仁川台、仁川高台、仁川高丸、仁川団地、仁川月見ガ丘及び仁川宮西町に限る。）、西宮市（北六甲台、すみれ台、山口町、清瀬台、塩瀬町名塩、塩瀬町生瀬、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩新町、名塩茶園町、名塩南台、生瀬高台、生瀬町、花の峯、東山台、宝生ヶ丘及び青葉台を除く。）	7 9 8
448	兵庫県洲本市、南あわじ市	7 9 9
449	兵庫県淡路市	7 9 9
450	広島県広島市（佐伯区（杉並台及び湯来町に限る。）を除く。）、安芸郡	8 2
451	山口県光市（岩田、岩田立野、塩田、東崎及び三輪に限る。）、柳井市、熊毛郡	8 2 0
452	山口県大島郡	8 2 0
453	広島県江田島市、呉市、東広島市（黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬町市飯田、黒瀬町大多田、黒瀬町小多田、黒瀬町兼沢、黒瀬町兼広、黒瀬町上保田、黒瀬町川角、黒瀬町切田、黒瀬町国近、黒瀬町菅田、黒瀬町津江、黒瀬町乃美尾、黒瀬町丸山、黒瀬町南方、黒瀬町宗近柳国、黒瀬町原北、黒瀬町原西、黒瀬町原東及び黒瀬松ヶ丘に限る。）	8 2 3
454	広島県三次市（甲奴町を除く。）	8 2 4
455	広島県東広島市（安芸津町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬町市飯田、黒瀬町大多田、黒瀬町小多田、黒瀬町兼沢、黒瀬町兼広、黒瀬町上保田、黒瀬町川角、黒瀬町切田、黒瀬町国近、黒瀬町菅田、黒瀬町津江、黒瀬町乃美尾、黒瀬町丸山、黒瀬町南方、黒瀬町宗近柳国、黒瀬町原北、黒瀬町原西、黒瀬町原東及び黒瀬松ヶ丘を除く。）	8 2
456-2	広島県庄原市（東城町を除く。）	8 2 4
461	広島県山県郡北広島町（雲耕、移原、大暮、大元、奥中原、奥原、苅屋形、川小田、草安、荒神原、小原、才乙、高野、土橋、中祖、南門原、西八幡原、橘山、東八幡原、細見、政所、溝口、宮地及び米沢を除く。）	8 2 6

462	広島県安芸高田市	8 2 6
463-2	広島県山県郡（安芸太田町及び北広島町（雲耕、移原、大暮、大利原、大元、奥中原、奥原、刈屋形、川小田、草安、荒神原、小原、才乙、高野、土橋、中祖、南門原、西八幡原、橋山、東八幡原、細見、政所、溝口、宮地及び米沢に限る。）に限る。）	8 2 6
465-2	広島県大竹市、山口県岩国市、玖珂郡	8 2 7
467	広島県廿日市市、広島市佐伯区（杉並台及び湯来町に限る。）	8 2 9
468-2	山口県下関市	8 3
469	山口県下松市、光市（岩田、岩田立野、塩田、東荷及び三輪を除く。）、周南市（大河内、奥闢屋、勝間ヶ丘、勝間原、熊毛中央、御所尾原、小松原、幸ヶ丘、自由ヶ丘、新清光台、清光台、清尾、高水原、鶴見台、中村、原、樋口、緑ヶ丘、八代、安田、夢ヶ丘、呼坂及び呼坂本町に限る。）	8 3 3
470	山口県周南市（大河内、奥闢屋、勝間ヶ丘、勝間原、熊毛中央、御所尾原、小松原、幸ヶ丘、自由ヶ丘、新清光台、清尾、高水原、鶴見台、中村、原、樋口、緑ヶ丘、八代、安田、夢ヶ丘、呼坂及び呼坂本町を除く。）	8 3 4
471	山口県防府市、山口市（徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鷲河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畠及び徳地袖木に限る。）	8 3 5
472	山口県宇部市、山陽小野田市、山口市阿知須	8 3 6
474	山口県長門市	8 3 7
475-2	山口県美祢市（美東町を除く。）	8 3 7
477	山口県萩市（江崎、片俣、上小川西分、上小川東分、上田万、吉部上、吉部下、下小川、下田万、須佐、鈴野川、高佐上、高佐下、中小川、弥富上及び弥富下を除く。）	8 3 8
478	山口県萩市（江崎、上小川西分、上小川東分、上田万、下小川、下田万、須佐、鈴野川、中小川、弥富上及び弥富下に限る。）	8 3 8 7
479	山口県萩市（片俣、吉部上、吉部下、高佐上及び高佐下に限る。）、阿武郡	8 3 8 8
481-3	山口県山口市（阿知須、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鷲河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畠及び徳地袖木を除く。）	8 3
483	山口県美祢市美東町	8 3 9 6
485	広島県尾道市（因島大浜町、因島鏡浦町、因島重井町、因島洲江町、因島田熊町、因島外浦町、因島中庄町、因島土生町、因島原町、因島三庄町、因島棕浦町及び瀬戸田町に限る。）	8 4 5
486	広島県竹原市、東広島市安芸津町	
487	広島県豊田郡	8 4 6
488-2	広島県福山市新市町、府中市、三次市甲奴町	8 4 7
489-3	広島県三原市（久井町及び大和町に限る。）、世羅郡	8 4 7

494	広島県庄原市東城町	8 4 7 7
495	広島県神石郡	8 4 7
496-2	広島県尾道市 (因島大浜町、因島鏡浦町、因島重井町、因島洲江町、因島田熊町、因島外浦町、因島中庄町、因島土生町、因島原町、因島三庄町、因島掠浦町及び瀬戸田町を除く。)、三原市 (久井町及び大和町を除く。)	8 4 8
498	広島県福山市 (今津町、金江町金見、金江町糞江、神村町、高西町川尻、高西町真田、高西町南、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南松永町、宮前町及び柳津町に限る。) (ただし、市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード499の番号区画 (福山市 (内海町、神辺町及び沼隈町に限る。) を除く。) を含む。)	8 4
499	広島県福山市 (今津町、金江町金見、金江町糞江、神村町、新市町、高西町川尻、高西町真田、高西町南、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南松永町、宮前町及び柳津町を除く。) (ただし、福山市 (今津町、内海町、金江町金見、金江町糞江、神村町、神辺町、新市町、高西町川尻、高西町真田、高西町南、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南松永町、沼隈町、宮前町及び柳津町を除く。)における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード498の番号区画を含む。)	8 4
500	島根県隱岐郡隱岐の島町	8 5 1 2
501	島根県隱岐郡 (隱岐の島町を除く。)	8 5 1 4
502	島根県松江市	8 5 2
503	島根県出雲市	8 5 3
504	島根県安来市	8 5 4
505	島根県雲南省 (掛合町及び吉田町を除く。) 仁多郡	8 5 4
506	島根県雲南省 (掛合町及び吉田町に限る。) 飯石郡	8 5 4
507	島根県大田市 (川合町及び温泉津町を除く。)	8 5 4
508	島根県浜田市	8 5 5
509	島根県大田市湯泉津町、江津市 (桜江町を除く。)	8 5 5
510	島根県大田市川合町、江津市桜江町、邑智郡	8 5 5
511	島根県益田市	8 5 6
512	島根県鹿足郡	8 5 6
513	鳥取県鳥取市 (河原町、佐治町及び用瀬町を除く。) 岩美郡	8 5 7
514	鳥取県鳥取市 (河原町、佐治町及び用瀬町に限る。) 八頭郡	8 5 8
515	鳥取県倉吉市、西伯郡大山町 (赤坂、石井垣、上市、岡、栄田、塩津、下市、下甲、住吉、退休寺、高橋、田中、潮音寺、束積、殿河内、長野、羽田井、樋口、松河原、御崎及び八重に限る。) 東伯郡	8 5 8
516	鳥取県境港市、米子市、西伯郡 (大山町 (赤坂、石井垣、上市、岡、栄田、塩津、下市、下甲、住吉、退休寺、高橋、田中、潮	8 5 9

	音寺、東積、殿河内、長野、羽田井、樋口、松河原、御崎及び八重に限る。)を除く。)	
517	鳥取県日野郡	8 5 9
518	岡山県岡山市南区(植松、西畠及び箕島に限る。)、倉敷市、都窪郡	8 6
519	岡山県赤磐市(穂崎及び馬屋に限る。)、岡山市(南区(植松、西畠及び箕島に限る。)を除く。)、瀬戸内市邑久町(福山、大富、北島及び向山に限る。)、久米郡久米南町	8 6
520	岡山県玉野市	8 6 3
522-2	岡山県浅口市	8 6 5
525	岡山県笠岡市、浅口郡	8 6 5
526	岡山県高梁市、真庭市(阿口、上皆部、上中津井、上水田、五名、下皆部、下中津井、宮地及び山田に限る。)、加賀郡吉備中央町(上竹、北、黒土、黒山、畠谷、竹莊、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川に限る。)	8 6 6
527	岡山県井原市、小田郡	8 6 6
528	岡山県総社市	8 6 6
529	岡山県新見市	8 6 7
530	岡山県真庭市(阿口、上皆部、上中津井、上水田、五名、下皆部、下中津井、宮地及び山田を除く。)、苦田郡鏡野町(大、楠、富仲間、富西谷及び富東谷に限る。)、真庭郡	8 6 7
531	岡山県加賀郡吉備中央町(上竹、北、黒土、黒山、畠谷、竹莊、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川を除く。)、久米郡美咲町(上口、江与味、北、小山、里、柄原、中、中併和、西、西川上、西川下、西併和、東併和及び南に限る。)	8 6 7
532	岡山県津山市、勝田郡、久米郡美咲町(飯岡、上口、江与味、北、高下、小山、里、柄原、中、中併和、西、西川、西川上、西併和、東併和及び南を除く。)、苦田郡鏡野町(大、楠、富仲間、富西谷及び富東谷を除く。)	8 6 8
533	岡山県美作市、英田郡	8 6 8
534	岡山県瀬戸内市長船町長船、備前市、和気郡	8 6 9
535-2	岡山県瀬戸内市(邑久町(福山、大富、北島及び向山に限る。)及び長船町長船を除く。)	8 6 9
538-2	岡山県赤磐市(穂崎及び馬屋を除く。)、久米郡美咲町(飯岡及び高下に限る。)	8 6
540	香川県観音寺市(豊浜町糞浦を除く。)、三豊市	8 7 5
541	香川県坂出市、善通寺市、丸龜市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡	8 7 7
542	香川県さぬき市(小田、鴨部、鴨庄、志度及び末に限る。)、高松市、綾歌郡綾川町、香川郡、木田郡	8 7
543	香川県さぬき市(小田、鴨部、鴨庄、志度及び末を除く。)、東かがわ市	8 7 9
544	香川県小豆郡	8 7 9
545	高知県四万十市、幡多郡(大月町を除く。)	8 8 0

546	高知県宿毛市、幡多郡大月町	8 8 0
547-2	高知県高岡郡四万十町	8 8 0
548	高知県土佐清水市	8 8 0
549	徳島県阿波市（秋月、浦池、柿原、郡、五条、西条、高尾、土成、成当、水田、宮川内及び吉田を除く。）、吉野川市	8 8 3
550	徳島県美馬市、美馬郡	8 8 3
551	徳島県三好市、三好郡	8 8 3
552	徳島県阿南市	8 8 4
553	徳島県那賀郡	8 8 4
554-2	徳島県海部郡	8 8 4
555-2	徳島県小松島市、勝浦郡	8 8 5
557-2	徳島県阿波市（秋月、浦池、柿原、郡、五条、西条、高尾、土成、成当、水田、宮川内及び吉田に限る。）、徳島市、鳴門市、板野郡、名西郡、名東郡	8 8
558	高知県土佐郡、長岡郡（大豊町（馬瀬、角茂谷、久寿軒及び戸手野に限る。）を除く。）	8 8 7
559-2	高知県室戸市、安芸郡東洋町	8 8 7
560-3	高知県安芸市、安芸郡（馬路村、北川村、芸西村、田野町、奈半利町及び安田町に限る。）	8 8 7
562-2	高知県香美市、香南市、長岡郡大豊町（馬瀬、角茂谷、久寿軒及び戸手野に限る。）	8 8 7
563-2	高知県高知市、須崎市（浦ノ内出見、浦ノ内今川内、浦ノ内塩間、浦ノ内下中山、浦ノ内灰方及び浦ノ内福良に限る。）、土佐市、南国市、吾川郡いの町	8 8 8
564	高知県吾川郡仁淀川町、高岡郡（越知町、佐川町及び日高村に限る。）	8 8 9
565	高知県須崎市（浦ノ内出見、浦ノ内今川内、浦ノ内塩間、浦ノ内下中山、浦ノ内灰方及び浦ノ内福良を除く。）、高岡郡（津野町、中土佐町及び橘原町に限る。）	8 8 9
566	愛媛県上浮穴郡、喜多郡内子町（臼杵、大平、小田、上川、上田渡、立石、寺村、中川、中田渡、日野川、本川、南山及び吉野川に限る。）	8 9 2
567	愛媛県大洲市、喜多郡内子町（臼杵、大平、小田、上川、上田渡、立石、寺村、中川、中田渡、日野川、本川、南山及び吉野川を除く。）	8 9 3
568	愛媛県西予市三瓶町、八幡浜市、西宇和郡	8 9 4
569	愛媛県西予市（三瓶町を除く。）	8 9 4
570	愛媛県宇和島市、北宇和郡	8 9 5
571	愛媛県南宇和郡	8 9 5

572	愛媛県四国中央市、香川県觀音寺市豊浜町箕浦	8 9 6
573	愛媛県今治市（大三島町、上浦町、関前天下、関前岡村、関前小天下、伯方町、宮窪町及び吉海町に限る。）、越智郡	8 9 7
574	愛媛県西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安 、黒谷、桑村、小松町、周布、新市、新町、寒報寺、高田、玉之江、旦之上、丹原町、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三 津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作及び吉田を除く。）、新居浜市	8 9 7
575	愛媛県今治市（大三島町、上浦町、関前天下、関前岡村、関前小天下、伯方町、宮窪町及び吉海町を除く。）、西条市（明理川 、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、小松町 、寒報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、丹原町、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津 屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作及び吉田に限る。）	8 9 8
576	愛媛県伊予市、東温市、松山市、伊予郡	8 9
577	福岡県糸島市（市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード578の番号区画を含む。）	9 2
578	福岡県大野城市、春日市、古賀市、太宰府市、筑紫野市、福岡市、糟屋郡、筑紫郡（市外局番を除く電気通信番号による発信に ついては、番号区画コード577の番号区画を含む。）	9 2
579	長崎県壱岐市	9 2 0
580	長崎県対馬市（厳原町、豊玉町及び美津島町に限る。）	9 2 0
581	福岡県北九州市、中間市、遠賀郡、京都郡苅田町（与原、新津、下新津、二崎、下片島、稻光、法正寺、葛川、上片島、谷、鋤 崎、山口、岡崎及び黒添を除く。）	9 2 0
582	福岡県行橋市、京都郡（苅田町（与原、新津、下新津、二崎、下片島、稻光、法正寺、葛川、上片島、谷、鋤崎、山口、岡崎及 び黒添に限る。）及びみやこ町に限る。）、築上郡築上町	9 3 0
583	福岡県行橋市、京都郡（苅田町（与原、新津、下新津、二崎、下片島、稻光、法正寺、葛川、上片島、谷、鋤崎、山口、岡崎及 び黒添に限る。）及びみやこ町に限る。）、築上郡築上町	9 3 0
584	福岡県福津市、宗像市	9 4 0
585	佐賀県鳥栖市、三養基郡（上峰町を除く。）、福岡県小郡市、久留米市（田主丸町を除く。）、筑後市（下妻、富安及び馬間田 を除く。）、みやま市瀬高町・長田、三井郡、八女郡広川町（広川及び藤田に限る。）	9 4 2
586	福岡県八女市、八女郡広川町（広川及び藤田を除く。）	9 4 3
587	福岡県うきは市、久留米市田主丸町	9 4 3
588	熊本県荒尾市（上井手及び下井手に限る。）、福岡県大川市、大牟田市、筑後市（下妻、富安及び馬間田に限る。）、みやま市 （瀬高町・長田を除く。）、柳川市、三潴郡	9 4 4
589	福岡県朝倉市、朝倉郡	9 4 6
590	福岡県田川市、田川郡	9 4 7

591	福岡県飯塚市（鹿毛馬、口原、佐與及び勢田を除く。）、嘉麻市、嘉穂郡	9 4 8
592	福岡県直方市、宮若市、鞍手郡鞍手町	9 4 9
593	福岡県飯塚市（鹿毛馬、口原、佐與及び勢田に限る。）、鞍手郡小竹町	9 4 9 6
594	長崎県平戸市	9 5 0
595	佐賀県小城市、神埼市、佐賀市、多久市、神埼郡、杵島郡（大町町、江北町及び白石町（牛屋、坂田、新開、新明、田野上、戸ヶ里、深浦及び辺田を除く。）に限る。）、三養基郡上峰町	9 5 2
596	佐賀県嬉野市（嬉野町を除く。）、鹿島市、杵島郡白石町（牛屋、坂田、新開、新明、田野上、戸ヶ里、深浦及び辺田に限る。）、藤津郡	9 5 4
597	佐賀県嬉野市（嬉野町を除く。）、鹿島市、杵島郡白石町（牛屋、坂田、新開、新明、田野上、戸ヶ里、深浦及び辺田に限る。）、藤津郡	9 5 4
598	佐賀県唐津市、東松浦郡	9 5 5
599	佐賀県伊万里市、西松浦郡、長崎県松浦市（鷹島町及び福島町に限る。）	9 5 5
600	長崎県佐世保市（宇久町を除く。）、松浦市（鷹島町及び福島町を除く。）、北松浦郡佐々町、東彼杵郡（東彼杵町を除く。）	9 5 6
601	長崎県諫早市、雲仙市（愛野町、吾妻町及び千々石町に限る。）、大村市、東彼杵郡東彼杵町	9 5 7
602	長崎県雲仙市（愛野町、吾妻町及び千々石町を除く。）、島原市、南島原市	9 5 7
603	長崎県長崎市（赤首町、池島町、上大野町、上黒崎町、神浦江川町、神浦扇山町、神浦上大中尾町、神浦上道德町、神浦北大中尾町、神浦下大中尾町、神浦下道德町、神浦夏井町、神浦丸尾町、神浦向町、下大野町、下黒崎町、新牧野町、永田町、西出津町及び東出津町を除く。）、西彼杵郡	9 5
604	長崎県西海市、長崎市（赤首町、池島町、上大野町、上黒崎町、神浦江川町、神浦扇山町、神浦上大中尾町、神浦上道德町、神浦下大中尾町、神浦下道德町、神浦夏井町、神浦丸尾町、神浦向町、下大野町、下黒崎町、新牧野町、永田町、西出津町及び東出津町に限る。）	9 5 9
605	長崎県五島市	9 5 9
606	長崎県佐世保市宇久町、北松浦郡（佐々町を除く。）、南松浦郡	9 5 9
607	熊本県熊本市（南区（城南町赤見、城南町阿高、城南町碇、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町さんさん、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町膿内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塙原、城南町氷、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。）を除く。）、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡（山都町を除く。）、菊池郡	9 6
608	熊本県宇城市、宇土市、上天草市大矢野町、熊本市南区（城南町赤見、城南町阿高、城南町碇、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町塙原、城南町氷、城南町丹生宮、城南町永、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町築地、城南町塙原、城南町氷、城南町丹生宮、城南町永、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町	9 6 4

	鶴瀬町に限る。)、下益城郡、八代郡氷川町(高塚及び吉本に限る。)	
609	熊本県八代市、八代郡氷川町(高塚及び吉本を除く。)	9 6 5
610	熊本県人吉市、球磨郡	9 6 6
611	熊本県水俣市、葦北郡	9 6 6
612	熊本県阿蘇市、阿蘇郡(産山村、小国町及び南小国町に限る。)	9 6 7
613	熊本県上益城郡山都町	9 6 7
614	熊本県阿蘇郡(高森町及び南阿蘇村に限る。)	9 6 7
615	熊本県菊池市、山鹿市、玉名郡和水町(板楠、岩、大田黒、上板楠、上十町、上和仁、津田、中十町、中林、中和仁、西吉地、野田、東吉地、平野、山十町及び和仁に限る。)	9 6 8
616	熊本県荒尾市(上井手及び下井手を除く。)、玉名市、玉名郡(和水町(板楠、岩、大田黒、上板楠、上十町、上和仁、津田、中十町、中林、中和仁に限る。)を除く。)	9 6 8
617-2	熊本県天草市、上天草市(大矢野町を除く。)、天草郡	
619	大分県佐伯市	9 7 2
620	大分県臼杵市(野津町を除く。)、津久見市	9 7 2
621	大分県日田市	9 7 3
622	大分県玖珠郡	9 7 3
623	大分県臼杵市野津町、豊後大野市(朝地町及び犬飼町を除く。)	9 7 4
624	大分県竹田市、豊後大野市朝地町	9 7 4
625	大分県大分市、豊後大野市犬飼町、由布市(湯布院町を除く。)	9 7
626	大分県杵築市山香町、別府市、由布市湯布院町、速見郡	9 7 7
627	大分県国東市(国東町及び国見町に限る。)、東国東郡	9 7 8
628	大分県宇佐市、杵築市(大田石丸、大田小野、大田沓掛、大田白木原、大田永松、大田波多方及び大田保水に限る。)、豊後高田市	9 7 8
629	大分県杵築市(大田石丸、大田小野、大田沓掛、大田白木原、大田永松、大田波多方、大田保水及び山香町を除く。)、国東市(国東町及び国見町を除く。)	9 7 8
630	大分県中津市、福岡県豊前市、築上郡(上毛町及び吉富町に限る。)	9 7 9
631	沖縄県糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、那覇市、南城市、國頭郡(恩納村、宜野座村及び金武町に限る。)、島尻郡(伊是名村、伊平屋村、北大東村及び南大東村を除く。)、中頭郡	9 8
632	沖縄県名護市、國頭郡(伊江村、大宜味村、國頭村、今帰仁村、東村及び本部町に限る。)、島尻郡(伊是名村及び伊平屋村に	9 8 0

	限る。 )	
633	沖縄県島尻郡 (北大東村及び南大東村に限る。)	9 8 0 2
634	沖縄県宮古島市、宮古郡	9 8 0
635	沖縄県石垣市、八重山郡	9 8 0
636	宮崎県延岡市、児湯郡木城町中之又	9 8 2
637	宮崎県日向市、東臼杵郡 (椎葉村大河内を除く。)	9 8 2
638	宮崎県西臼杵郡	9 8 2
639	宮崎県西都市 (現王島を除く。)、児湯郡 (木城町中之又を除く。)、東臼杵郡椎葉村大河内	9 8 3
640	宮崎県えびの市、小林市、西諸県郡	9 8 4
641	宮崎県西都市現王島、宮崎市、東諸県郡	9 8 5
642	鹿児島県曾於市 (大隅町を除く。)、宮崎県都城市、北諸県郡	9 8 6
643	宮崎県串間市、日南市	9 8 7
644	鹿児島県鹿児島郡十島村	9 9 1 2
645	鹿児島県鹿兒島郡三島村	9 9 1 3
646	鹿兒島県鹿兒島市、日置市	9 9
647	鹿兒島県指宿市、南九州市 (頬娃町)	9 9 3
648	鹿兒島県枕崎市、南九州市 (頬娃町を除く。)、南さつま市	9 9 3
649	鹿兒島県鹿屋市灘北町、志布志市、曾於市大隅町、曾於郡	9 9
650	鹿兒島県鹿屋市 (輝北町を除く。)、垂水市、肝属郡 (肝付町及び東串良町に限る。)	9 9 4
651	鹿兒島県肝属郡 (錦江町及び南大隅町に限る。)	9 9 4
652	鹿兒島県姶良市、霧島市、姶良郡	9 9 5
653	鹿兒島県伊佐市	9 9 5
654	鹿兒島県阿久根市、出水市、出水郡	9 9 6
655	鹿兒島県いちき串木野市、薩摩川内市 (鹿島町、上甑町、里町及び下甑町を除く。)、薩摩郡	9 9 6
656	鹿兒島県薩摩川内市 (鹿島町、上甑町、里町及び下甑町に限る。)	9 9 6 9
657	鹿兒島県奄美市、大島郡 (宇椛村、喜界町、龍郷町及び大和村に限る。)	9 9 7
658	鹿兒島県大島郡 (宇椛村、喜界町、瀬戸内町、龍郷町及び大和村を除く。)	9 9 7
659	鹿兒島県西之表市、熊毛郡 (屋久島町を除く。)	9 9 7

660	鹿児島県熊毛郡屋久島町	9 9 7
661	鹿児島県大島郡瀬戸内町	9 9 7

注1 利用者が同一の番号区画に呼を発信するときは、第5に定めるプレフィックス及び市外局番を除く電気通信番号によることができる。  
 2 この表に掲げる番号区画は、平成30年3月31日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

別表第2 付加的役務電話番号の細目

電気通信番号の構成	機能
□ 1 2 0 D E F G H J	着信課金機能（特定の電気通信番号への呼に係る料金が当該電気通信番号に係る利用者に課される機能をいう。）
□ 8 0 0 D E F G H J K	特定者向けメッセージ蓄積・再生機能（特定の者に向けたメッセージを蓄積及び再生する機能をいう。）
□ 1 7 0 D E F G H J	大量呼受付機能（特定の電気通信番号への二以上の呼に対して同時に同一の情報を提供する機能又は特定の電気通信番号への呼の数を集計する機能をいう。）
□ 1 8 0 D E F G H J	統一番号機能（特定の電気通信番号への呼を当該電気通信番号に係る利用者からの請求によりあらかじめ指定される端末系伝送路設備を介して電気通信役務を提供する機能をいう。）
□ 5 7 0 D E F G H J	情報料代理徴収機能（特定の電気通信番号への呼に対して有料の情報を提供する場合であって、その料金が当該電気通信番号に係る利用者が契約する電気通信事業者により徴収される機能をいう。）
□ 9 9 0 D E F G H J	

別表第3 付加的役務識別番号の細目

電気通信番号の構成	機能
1 0 4	番号案内機能（電気通信番号を案内する機能をいう。）
1 1 3	故障受付機能（故障等の間合せの受付に関する機能をいう。）
1 1 5	電報受付機能（電報の受付に関する機能をいう。）又は電報類似サービス受付機能（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第7項に規定する特定信書便役務（電話により受けた内容に基づき作成した信書便物を送達するものであって、その提供条件が電報に準ずるものに限る。）の受付に関する機能をいう。）
1 1 7	時報機能（時刻の通知に関する機能をいう。）
1 2 2	固定優先接続機能解除機能（電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を加入者交換機に登録し、当該加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に固定的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能を解除する機能をいう。）
1 7 1	災害時音声メッセージ蓄積・再生機能（災害時等に音声のメッセージを蓄積及び再生する機能をいう。）
1 7 7（注）	天気予報機能（気象情報の通知に関する機能をいう。）
1 8 4	発信電話番号非通知機能（発信元の電気通信番号を着信先に通知しない機能をいう。）又は位置情報非通知機能（発信元の位置情報を着信先（緊急通報の着信先となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に限る。）に通知しない機能をいう。）
1 8 6	発信電話番号通知機能（発信元の電気通信番号を着信先に通知する機能をいう。）又は位置情報通知機能（発信元の位置情報を見（緊急通報の着信先となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に限る。）に通知する機能をいう。）
1 8 8	消費生活相談受付機能（消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第1項第2号イ若しくは第2項第1号の相談又は独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号）第10条第2号の苦情、問合せ等の受付に関する機能をいう。）
1 8 9	児童虐待通告・児童相談受付機能（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条本文の通告その他の児童の福祉に関する相談のうち、児童相談所に対し行われるもの受付に関する機能をいう。）
上欄までに掲げる以外の1から始まる3桁以上の十進数字（緊急通報番号を除く。）	上欄までに掲げる以外の機能

注 別表第1に定める市外局番を前置することができる。

別表第4 本人特定事項の確認方法

1 本表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 本人確認書類 6に規定する書類

(2) 特定事業者 電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この表において同じ。）を提供する者

(3) 特定取引等 電話転送役務の提供に関する契約の締結

(4) 代表者等 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人（当該自然人が最終利用者と異なる場合に限る。）

2 本人特定事項の確認を行う方法は、次に掲げる最終利用者の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。

(1) 自然人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの（6(1)ハからホまでに掲げるものを除く。ホ及びハにおいて同じ。）を提供する者

ロ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類（6(1)イに掲げるものを除く。）の提示（6(1)ロに掲げる書類（一を限り）を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）

ハ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類（6(1)イに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該最終利用者の住居に宛てて、当該最終利用者との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

ハ 当該最終利用者若しくはその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は6(1)ハに掲げる書類及び6(1)ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類（3に規定する補完書類をいう。ニにおいて同じ。）の提示（6(1)ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

ニ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該最終利用者の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受ける方法

ホ 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

ヘ 当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体

ト 集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

当該最終利用者又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該最終利用者又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの（6(1)ニ及びホに掲げるものを除き、一を限り）発行又は発給されたものに限る。以下トにおいて単に「本人確認書類」という。）の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受け、又は当該最終利用者若しくはその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該最終利用者の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行ふ方法（取引）の相手方が次の（ア）又は（イ）に規定する氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある最終利用者（その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある最終利用者を含む。）との間における取引を行う場合を除く。）

（ア） 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項に規定する特定事業者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第7条第1項第1号イに掲げる取引又は同項第3号に定める取引を行ふ際に当該最終利用者について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、当該確認に係る確認記録（同法第6条第1項に規定する確認記録をいう。以下このトにおいて同じ。）を保存し、かつ、当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者しか知り得ない事項その他の当該最終利用者が当該確認記録に記録されている最終利用者と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該最終利用者が当該確認記録に記録されている最終利用者と同一であることを確認していることを確認すること。

（イ） 当該最終利用者の預金又は貯金口座（当該預金又は貯金口座に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項第1号イに掲げる取引を行ふ際に当該最終利用者について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、かつ、当該確認に係る確認記録を保存しているものに限る。）に金銭の振込みを行うとともに、当該最終利用者又はその代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載されている預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものとの送付を受けること。

チ 当該最終利用者又はその代表者等から当該最終利用者の本人確認書類のうち6(1)又は(3)に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法リ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受け、並びにそれを行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該提示を受けた日付及び時刻並びに本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは当該提示を受けた日付及び時刻並びに本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該最終利用者に対して、取引関係文書を送付する方法

又 当該最終利用者から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下この項において「電子署名法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該最終利用者の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

ル

的個人認証法」という。) 第3条第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法(特定事業者が公的個人認証法第

17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。)

フ 当該最終利用者から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第4項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務(電子署名法第2条第3項に規定する特定認証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当該最終利用者の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限り、当該最終利用者に係る利用者(電子署名法第2条第2項に規定する利用者をいう。)の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第5条第1項各号に掲げる方法により行われて発行されるものに限る。)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

(2) 法人である最終利用者 次に掲げる方法のいずれか

イ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち6(2)又は(3)に定めるものの提示を受ける方法

ロ 当該法人の代表者等から当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第3条第2項に規定する指定法人から登記情報(同法第2条第1項に規定する登記情報をいう。以下同じ。)の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該最終利用者を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。)と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該最終利用者の本店等(本店、主たる事務所、支店(会社法第93条第3項の規定により支店とみなされるものを含む。)又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下同じ。)に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)

ハ 当該法人の代表者等から当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第39条第4項の規定により公表されている当該最終利用者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地(以下「公表事項」という。)を確認する方法(当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該最終

利用者の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)

ニ 当該法人の代表者等から本人確認書類のうち6(2)若しくは(3)に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ホ 当該法人の代表者等から、商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

3 特定事業者は、2(1)イからチまで又は2(1)ニに掲げる方法(2(1)ハに掲げる方法にあっては当該最終利用者の現在の住居が記載された後に掲げる書類のいすれか、(本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内のものに限る。以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、2(1)ニに掲げる方法にあっては当該最終利用者の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類又はその写しに当該最終利用者の現在の住居

又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該最終利用者又はその代表者等から、当該記載がある当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該最終利用者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、2の規定にかかわらず、2(1)口若しくはチ又は(2)ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

- (1) 国税又は地方税の領収証書又は納稅証明書
  - (2) 所得税法第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書
  - (3) 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書
  - (4) 当該最終利用者が自然人である場合にあっては、(1)から(3)までに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該最終利用者の氏名及び住居の記載があるもの（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードを除く。）
  - (5) 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち6(1)又は(2)に定めるものに準ずるもの（当該最終利用者が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）
- 4 特定事業者は、2(2)口からニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該最終利用者の本店等に代えて、当該最終利用者の代表者等から、当該最終利用者の営業所であると認められる場所の記載がある当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けたとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。
- 5 特定事業者は、2(1)口若しくはチ又は(2)からニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。
- (1) 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第39条第4項の規定により公表されている当該最終利用者の住居又は本店等に赴いて当該最終利用者（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（(2)に規定する場合を除く。）
  - (2) 当該特定事業者の役職員が、当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の住居又は本店等に赴いて当該最終利用者（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて3の規定により当該最終利用者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。）
  - (3) 当該特定事業者の役職員が、当該最終利用者の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該最終利用者の営業所であると認められる場所に赴いて当該最終利用者の代表者等に取引関係文書を交付する方法（当該最終利用者の代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。）

6 2に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類のいずれかとする。ただし、(1)イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに有効期間又は有効期限のある(1)ロ及びホ、(2)ロに掲げる本人確認書類並びに(3)に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。

- (1) 自然人 ((3)に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類のいずれか、  
イ 運転免許証等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証及び同法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード若しくは旅券等又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）
- ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの  
ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ニ 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードを除く。）
- (2) 法人 ((3)に掲げる者を除く。) 次に掲げる書類のいずれか、  
イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）  
ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの
- (3) 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第3条第1項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人（1)又は(2)に定めるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、(1)又は(2)に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

## 附 則

- 1 この告示は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成 年 月 日）。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に使用されている電気通信番号について法第五十条の二第一項の認定（法第五十条の六第一項の変更の認定を含む。）を行う場合であつて、次に掲げるときその他の総務大臣が特に認めるときは、第3の表及び第4の表の規定は、これによらないことができる。

一 音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話の役務又はPHSの役務（いずれも主としてデータ伝送役務の用に供するものに限る。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別しようとするとき。

二 事業者設備識別番号について、複数の指定を受けようとするとき。
- 3 この告示の施行の際現に固定電話番号を使用している電気通信事業者（当該固定電話番号を電話転送役務の提供の用に供している場合に限る。）は、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、第3の表の固定電話番号の項の電気通信番号の使用に関する条件の欄の第1の2並びに第4の1イ及び2から7までの規定を適用しないことができる。

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条の二第三項の規定に基づき、標準電気通信番号使用計画を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

## 標準電気通信番号使用計画

### 第1 総則

この計画において使用する用語は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、電気通信番号規則（平成 年総務省令第 号）及び電気通信番号計画（平成 年総務省告示第 号）において使用する用語の例による。

### 第2 標準電気通信番号使用計画

- 1 電気通信番号の種別にかかわらず、標準電気通信番号使用計画は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項の規定によるほか、電気通信番号（次に掲げる種別（第3の2により併せて電気通信番号使用計画を作成することができる電気通信番号の種別を含む。）のものに限る。以下この2において同じ。）を使用して提供する電気通信役務の内容及び電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図が、当該電気通信番号に係る卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者のそれと異なる場合における標準電気通信番号使用計画は、別表第2のとおりとすることができる。
  - (1) 固定電話番号（固定電話番号を使用して電話転送役務を提供していない場合に限る。）
  - (2) データ伝送携帯電話番号
  - (3) 音声伝送携帯電話番号
  - (4) 特定IP電話番号
  - (5) IMSI

### 第3 雜則

- 1 電気通信番号使用計画は、電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別ごと（同表第2号に掲げる付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容ごと）に、別表第1又は別表第2により作成するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる電気通信番号の種別については、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる電気通信番号の種別（これらの種別に係る電気通信番号の指定を受けている者が同じ場合に限る。）と併せて電気通信番号使用計画を作成することができる。

固定電話番号	付加的役務識別番号及び緊急通報番号
データ伝送携帯電話番号	IMSI
音声伝送携帯電話番号	IMSI、付加的役務識別番号及び緊急通報番号
特定IP電話番号	付加的役務識別番号

- 3 第2の標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成しない場合は、電気通信番号規則の規定により電気通信番号使用計画を作成し、電気通信事業法第50条の2第1項の認定を受けること。

別表第1（第2の1関係）

電気通信番号使用計画

電気通信事業者の氏名又は名称：\_\_\_\_\_

電気通信番号の種別：\_\_\_\_\_ (注1)

作成（更新）年月日：\_\_\_\_\_ (注2)

この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。

なお、当社は、電気通信事業法第50条の3各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総務大臣からいずれの電気通信番号についても指定を受けていません。

1 電気通信番号の使用に関する事項

- (1) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守します。
- (2) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含みます。）をその種別に応じ適切に使用します。
- (3) 電気通信番号の使用に当たっては、卸元事業者（2(1)に定める卸元事業者をいいます。）が作成し、総務大臣の認定を受けた電気通信番号使用計画を遵守し、これに従います。

2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

- (1) 当社が提供する電気通信役務（電気通信番号を使用するものに限ります。以下「当社提供役務」といいます。）は、【\_\_\_\_\_】<sup>(注3)</sup>（以下「卸元事業者」といいます。）から卸電気通信役務の提供を受けて提供するものです。
- (2) 当社提供役務は、電気通信番号の使用に関して、卸元事業者が提供する電気通信役務の全部又は一部と同一です。
- (3) 当社提供役務において使用する電気通信番号は、卸元事業者その他の電気通信事業者（当社を除く。）が総務大臣から指定を受けた電気通信番号に限ります。
- (4) 当社提供役務に係る卸電気通信役務の提供を【行います。／行いません。】<sup>(注4)</sup>

3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

当社が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備は、卸元事業者が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備の全部又は一部と同一です。

4 電気通信番号の管理に関する事項

- (1) 卸元事業者が電気通信番号の管理を適切に行うことができるよう、卸元事業者から提供を受けて当社が使用する電気通信番号を適切に管理します。
- (2) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者及びその提供内容を把握するとともに、当該電気通信事業者に対し電気通信番号を適切に管理するよう監督します。<sup>(注5)</sup>

5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項

- (1) 当社が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関しては、卸元事業者が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項と同一又はその範

囲内です。

- (2) 利用者が番号ポータビリティを利用できるようにするために、卸元事業者及び卸電気通信役務の提供先と連携して必要な措置を講じます。<sup>(注6)</sup>

注1 電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別（付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。）を記載すること。

例 「固定電話番号」

「付加的役務電話番号（着信課金機能）」

「特定IP電話番号及び付加的役務識別番号」

2 電気通信番号使用計画を作成し、又は更新した年月日を記載すること。

3 電気通信事業者の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号を記載すること。

4 電気通信役務の内容に応じて、卸電気通信役務の提供の有無が異なる場合は、「行います」とした上で、その詳細を別紙に記載すること。

5 卸電気通信役務の提供を行わない場合は、記載を省略することができる。

6 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号以外の場合は、記載を省略することができる。また、卸電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び卸電気通信役務の提供先」の部分を省略することができる。

## 別表第2（第2の2関係）

### 電気通信番号使用計画

電気通信事業者の氏名又は名称：\_\_\_\_\_

電気通信番号の種別：\_\_\_\_\_ (注1)

作成（更新）年月日：\_\_\_\_\_ (注2)

この計画は、当社が電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する際の計画を定めるもので、電気通信番号の使用に当たっては、本計画を遵守し、これに従います。

なお、当社は、電気通信事業法第50条の3各号のいずれにも該当しておらず、かつ、総務大臣からいずれの電気通信番号についても指定を受けていません。

#### 1 電気通信番号の使用に関する事項

- (1) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守します。
- (2) 電気通信番号の使用に当たっては、電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含みます。）をその種別に応じ適切に使用します。
- (3) 電気通信番号の使用に当たっては、卸元事業者（2(1)に定める卸元事業者をいいます。）が作成し、総務大臣の認定を受けた電気通信番号使用計画を遵守し、これに従います。

#### 2 電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容

- (1) 当社が提供する電気通信役務（電気通信番号を使用するものに限ります。以下「当社提供役務」といいます。）は、【\_\_\_\_\_】<sup>(注3)</sup>（以下「卸元事業者」といいます。）から卸電気通信役務の提供を受けて提供するものです。
- (2) 当社提供役務は、電気通信番号の使用に関して、卸元事業者が提供する電気通信役務【の全部又は一部と同一です。／と別紙のとおり異なります。】<sup>(注4)</sup>
- (3) 当社提供役務において使用する電気通信番号は、卸元事業者その他の電気通信事業者（当社を除く。）が総務大臣から指定を受けた電気通信番号に限ります。
- (4) 当社提供役務に係る卸電気通信役務の提供を【行います。／行いません。】<sup>(注5)</sup>

#### 3 電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図

当社が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備は、卸元事業者が電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するに当たって必要となる電気通信設備【の全部又は一部と同一です。／と別紙のとおり異なります。】<sup>(注6)</sup>

#### 4 電気通信番号の管理に関する事項

- (1) 卸元事業者が電気通信番号の管理を適切に行うことができるよう、卸元事業者から提供を受けて当社が使用する電気通信番号を適切に管理します。
- (2) 卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者及びその提供内容を把握するとともに、当該電気通信事業者に対し電気通信番号を適切に管理するよう監督します。<sup>(注7)</sup>

#### 5 電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項

- (1) 当社が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関しては、卸元事業者

が使用する電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項と同一又はその範囲内です。

- (2) 利用者が番号ポータビリティを利用できるようにするために、卸元事業者及び卸電気通信役務の提供先と連携して必要な措置を講じます。<sup>(注8)</sup>

注1 電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別（付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。）を記載すること。

例 「固定電話番号」

「付加的役務電話番号（着信課金機能）」

「特定IP電話番号及び付加的役務識別番号」

2 電気通信番号使用計画を作成し、又は更新した年月日を記載すること。

3 電気通信事業者の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号を記載すること。

4 別紙を作成する場合は、卸元事業者が提供する電気通信役務と同一となる部分及び異なる部分がそれぞれ具体的かつ明確となるように作成すること。その際、電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務（当該役務の提供の区域を含む。）が明確となるように作成すること。

5 電気通信役務の内容に応じて、卸電気通信役務の提供の有無が異なる場合は、「行います」とした上で、その詳細を別紙に記載すること。

6 別紙を作成する場合は、卸元事業者に係る電気通信設備と同一となる部分及び異なる部分がそれぞれ具体的かつ明確となるように作成すること。その際、次に掲げる事項が明確となるように作成すること。

(1) 電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備

備

(2) 電気通信番号が使用される通信経路

(3) 電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点

7 卸電気通信役務の提供を行わない場合は、記載を省略することができる。

8 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号以外の場合は、記載を省略することができる。また、卸電気通信役務の提供を行わない場合は、「及び卸電気通信役務の提供先」の部分を省略することができる。

## 附 則

この告示は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成 年 月 日）から施行する。

○ 総務省令第 号

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

【一・二 略】

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年総務省令第一号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

【イ・ロ 略】

（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）

第十二条の二の九 法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

【一・三 略】

四 前各号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の書面解除があつた場合に、番号ボーナタビリティのために通常要する費用として総務大臣が別に告示する額

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件）

第十三条の六 法第三十三条第三項の総務省令で定める接続料及び接続条件は、次のとおりとする。

【一・三 略】

四 法第四十一条第一項の技術基準を定める総務省令、電気通信番号計画その他法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

（第二種指定電気通信設備との接続箇所）

第十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

【一・二 略】

三 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間ににおいて電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

【一 略】

二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの

改 正 前

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 【同上】

（基礎的電気通信役務の範囲）

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

【イ・ロ 同上】

（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）

第十二条の二の九 【同上】

【一・二 同上】

三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

【イ・ロ 同上】

（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）

第十二条の二の九 【同上】

【一・二 同上】

（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）

【一・三 同上】

四 前各号に掲げるもののほか、電気通信役務の提供に関する契約の書面解除があつた場合に、当該電気通信役務の提供を受ける者が、その者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、同種の役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができるようにするための措置の適用に通常要する費用として総務大臣が別に告示する額（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出を要する接続料及び接続条件）

第十三条の六 【同上】

【一・三 同上】

四 法第四十一条第一項の技術基準又は法第五十条第一項の電気通信番号の基準を定める総務省令その他の法令の規定に基づき変更する接続の技術的条件

（第二種指定電気通信設備との接続箇所）

第十三条の九の四 【同上】

【一・二 同上】

三 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間ににおいて電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所

（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）

第十七条の二 【同上】

【一 同上】

二 【同上】

附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十一までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 事業用電気通信設備規則第三条第一項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

〔二・ホ 略〕

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一 既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行つた方法により設置した場合（次に掲げる場合を除く。）

〔イ 略〕

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を劣化させることとなる場合

二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

〔ロ 略〕

〔三 略〕

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用

電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

〔一 略〕

一 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

〔イ・ホ 略〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

〔二・ホ 同上〕

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

〔イ 同上〕

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第一項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を劣化させることとなる場合

二 「同上」

〔ロ 同上〕

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

〔ロ 同上〕

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第九条第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

〔イ・ホ 同上〕

〔イ・ホ 同上〕

〔三・四 略〕

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

〔イ・ハ 略〕

〔六・九 略〕

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

〔イ・ニ 略〕

〔十一・十二 略〕

十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

〔イ・ニ 略〕

〔十四 略〕

〔2 略〕

（認定電気通信番号使用計画に従つて使用することを要しない総務省令で定める番号、記号その他の符号）

第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 国際電気通信連合が登録その他処分を行う番号（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示するもの

四 前各号に掲げるもののほか、電気通信番号計画に定める電気通信番号以外の番号、記号その他の符号

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）

第五十九条の二 法第一百六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

2 法第一百六十四条第二項第二号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、文字及びドットの記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。

3 法第一百六十四条第二項第三号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次のいずれかに掲げるものとする。

〔一・二 略〕

〔三・四 同上〕

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

〔イ・ハ 同上〕

〔六・九 同上〕

十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

〔イ・ニ 同上〕

〔十一・十二 同上〕

十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

〔イ・ニ 同上〕

〔十四 同上〕

〔2 同上〕

（総務省令で定める基準に適合することを要しない電気通信番号）

第二十九条の四 法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める電気通信番号は、次に掲げるものとする。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）

第五十九条の二 「同上」

〔一・二 同上〕

2 法第一百六十四条第二項第二号の総務省令で定める電気通信番号は、文字及びドットの記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。

3 法第一百六十四条第二項第三号の総務省令で定める電気通信番号は、次のいずれかに掲げるものとする。

〔一・二 同上〕

別表 電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第五号口関係）

備考 「一～十三 略」  
この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

備考 「一 同上」

別表 電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第五号口関係）

「一～十三 同上」

「一 略」

二 無線・PHSインターネット専用サービス 携帯電話端末・PHS端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

「三～十 略」

備考 「一 同上」

二 無線・PHSインターネット専用サービス 携帯電話端末・PHS端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

「三～十 同上」

## 様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

〔略〕  
〔1 略〕  
2 電気通信設備の概要  
〔(1)～(3) 略〕

〔注1～7 略〕

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語による。

〔3 略〕  
〔注 略〕

## 様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

電気通信役務の種類	提供する電気通信役務
〔1～7 略〕	〔略〕

電気通信役務の種類	提供する電気通信役務
8 I P電話 又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの	当該I P電話の提供のために電気通信番号規則別表第1号

電気通信役務の種類	提供する電気通信役務
8 I P電話 又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの	当該I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの

電気通信役務の種類	提供する電気通信役務
8 I P電話 又は第6号に掲げる電気通信番号を使用するもの	当該I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの

## 様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

〔同左〕  
〔1 同左〕  
2 〔同左〕  
〔(1)～(3) 同左〕

〔注1～7 同左〕

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

〔3 同左〕  
〔注 同左〕

## 様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書

電気通信事業登録（登録更新）申請書

〔略〕  
〔1 略〕  
2 電気通信設備の概要  
〔(1)～(3) 略〕

〔注1～7 略〕

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語による。

〔3 略〕  
〔注 略〕

## 様式第8（第9条第1項、第60条の2関係）

電気通信事業届出書



電気通信事業一部認定申請書

〔略〕

〔1 略〕

2 電気通信設備の概要

〔(1)～(3) 略〕

〔注1～7 略〕

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

〔4 略〕

〔注 略〕

様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）兼 電気通信事業一部認定申請書

〔略〕

〔1 略〕

2 電気通信設備の概要

〔(1)～(3) 略〕

〔注1～7 略〕

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

〔4 同左〕

〔注 同左〕

様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

電気通信事業変更登録申請書（変更届出書）兼 電気通信事業一部認定申請書

〔同左〕

〔1 同左〕

2 電気通信設備の概要

〔(1)～(3) 同左〕

〔注1～7 同左〕

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語

電気通信事業一部認定申請書

〔同左〕

〔1 同左〕

2 電気通信設備の概要

〔(1)～(3) 同左〕

〔注1～7 同左〕

8 伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語

は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

〔(4) 略〕

〔注 略〕

の用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

〔(4) 同左〕

〔注 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## 改 正 後

## (電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
〔略〕	〔略〕	〔略〕
I P電話（当該I P電話の提供のために電気通信番号規則（平成一年総務省令第号）別表第一号又は第六号に掲げる電気通信番号を使用するものに限る。）	I P電話を提供する電気通信事業者であつて、I P電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号又は第六号に掲げる電気通信番号の指定を受けたもの	様式第四及び様式第五
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔2 略〕	〔2 同上〕	〔2 同上〕

3 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
〔略〕	〔略〕	〔略〕
I P電話（当該I P電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号又は第六号に掲げる電気通信番号を使用するものに限る。）	I P電話を提供する電気通信事業者であつて、I P電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号又は第六号に掲げる電気通信番号の指定を受けたもの	様式第十六（第一表に限る。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔4 略〕	〔4 同上〕	〔4 同上〕
〔4 同上〕	〔4 同上〕	〔4 同上〕

## 改 正 前

## (電気通信役務契約等状況報告等)

## 第二条 「同上」

## 第七条 削除

第七条 電気通信事業者は、電気通信番号規則第十一條各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関及び消防機関への通報（以下「緊急通報」という。）の取扱いを開始す

(電気通信番号の使用に関する報告)

第八条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通信番号の使用に関する当該報告年度末の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象番号	報告対象事業者	様式番号
自ら指定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第九号に掲げるIMSIを除く。以下この表において同じ。）	当該利用者設備識別番号の指定を受けた電気通信事業者	様式第二十一条及び様式第二十八の二
他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号（卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。）	当該利用者設備識別番号を使用する電気通信事業者（法第五十条の二第三項の規定の適用を受けて使用者）	様式第二十八の二及び様式第二十八の三
（一）	当該利用者設備識別番号を法第五十条の二第三項の規定の適用を受けて使用者	様式第二十八の二及び様式第二十八の四

別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）

〔一～十六 略〕

備考

この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

〔一 略〕

二 無線インターネット専用サービス

前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系

伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によって音声伝送役務（電気通信番号規則第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

〔三～十一 略〕

(電気通信番号に関する使用状況報告)

第八条 電気通信番号規則第九条第一項各号又は第十条第一項各号に規定する電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者は、様式第二十八により、毎報告年度経過後三月以内に、当該指定を受けた電気通信番号等の当該報告年度末の使用状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

別表 電気通信役務の種類（第四条の六関係）

〔一～十六 同上〕

備考

〔一 同上〕

〔一 同上〕

二 無線インターネット専用サービス

前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によって音声伝送役務（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

〔三～十一 同上〕

様式第5（第2条第1項関係）

第1表

〔略〕

〔注1・2 略〕

3 電気通信番号の種別は、「電気通信番号の種別」の欄に電気通信番号規則別表第1号又は第6号に掲げる電気通信番号の別に欄を設け、端末系伝送路設備の種別は、平衡対ケーブル、同軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に項を設け記載すること。

〔4～8 略〕

第2表

〔略〕

注1 IP電話（電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号に限る。）のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

〔2～7 略〕

様式第5（第2条第1項関係）

第1表

〔同左〕

〔注1・2 同左〕

3 電気通信番号の種別は、「電気通信番号の種別」の欄に電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号の別に欄を設け、端末系伝送路設備の種別は、平衡対ケーブル、同軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に項を設け記載すること。

〔4～8 同左〕

第2表

〔同左〕

注1 IP電話（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号に限る。）のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。

〔2～7 同左〕

## 緊急通報の取扱い開始報告

年 月 日

## 取扱いを開始する緊急通報の種類

緊急通報の取扱いを開始する年月日	事業者名
緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲	
緊急通報の取扱いの実施の方法	

注1 取扱いを開始する緊急通報の種類は、「警察機関への通報」、「海上保安機関への通報」又は「消防機関への通報」のいずれかとし、その種類ごとに別業とすること。

2 「緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「IP電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「PHS」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「IP電話（～に限る。）」又は「IP電話（～を除く。）」のように、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。

3 「緊急通報の取扱いの実施の方法」の欄は、電気通信役務の提供を受ける者が緊急通報に係る電気通信番号をダイヤルしてから当該緊急通報を受信する機関に接続されるまでの手順、その他緊急通報に関する機能について記載すること。

4 報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、緊急通報の取扱いを休止するときは「開始」を「休止」と、緊急通報の取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

様式第27の3（第7条の5関係）

〔略〕

注1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用

設備、携帯電話用設備及びP H S用設備ごとに別業とすること。

〔2 略〕

3 「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

〔4・5 略〕

様式第27の3（第7条の5関係）

〔同左〕

注1 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備ごとに別業とすること。

〔2 同左〕

3 「ネットワーク品質」の欄及び「ファクシミリによる送受信の品質」の欄は、電気通信番号規則第9条第1項に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。

〔4・5 同左〕

第1表

注1 本表は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の指定を受けている場合に限り提出すること。

2 「番号区画」の欄は、総務大臣が電気通信番号計画で定める番号区画に従い記載すること。

3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者が使用しているものの数（番号ポータビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。）を記載すること。

4 「うちダイヤル番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付与している電気通信番号の数を記載すること。

5 「うち利用者から見えない形で使用されるものの数」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で使用されている電気通信番号の数を記載すること。

6 「うち卸電気通信役務に係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、他の電気通信事業者に卸電気通信役務により提供しているものであって、最終利用者が使用

第1卷

2 「番号区画」の欄は、総務大臣が~~告示~~で定める番号区画ごとの区分に従い記載すること。

3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与しているものの数を記載すること。

4 「うちダイヤルイン番号使用数」の欄は、利用者の回線契約数を超えて最終利用者に付与している電気通信番号の数を記載すること。

5 「うち番号ポータビリティ使用数」の欄は、呼の転送のために利用者から見えない形で用いられている電気通信番号の数を記載すること。

6 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

7 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者による利用が終了したものであつて、利用者の混乱回避等の観点から一定期間新たに付与をしていないものの数を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

しているものの数を記載すること。

- 7 「うち電話転送役務に係る番号使用数」の欄は、電話転送役務（発信転送（利用者の端末設備等に着信した通信（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を着信先とするものを含む。）について、当該端末設備等を識別する利用者設備識別番号に発信元を変更し、又は新たに設定して、当該利用者が指定する端末設備等に自動的に転送すること）または着信転送（利用者の端末設備等に着信した通信（利用者設備識別番号を着信先とするものに限る。）について、発信先を当該利用者があらかじめ指定した電気通信番号に変更（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を設定することを含む。）し、当該発信先に自動的に転送すること）を行う機能の提供に係る電気通信役務をいう。）に係る番号使用数（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を記載すること。

- 8 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

- 9 「うち卸電気通信役務に係る番号未使用数」の欄は、「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務に係るもの数を記載すること。

- 10 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。

- 11 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混乱回避等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。

- 12 「番号ポートアビリティに係る番号の数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポートアビリティにより他の電気通信事業者が使用しているものの数を記載すること。

- 13 用紙の大きさは、日本工業規格A4用紙とすること。

第2表

電気通信番号の使用に関する報告  
(自らが指定を受けた番号 (O A B～J以外) / 番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名 法人番号	事業者名				
	電気通信番号の種別	番号使用数 うち御提供 供数	番号未使用数 うち提供 数	番号休止 数	番号ポート ビリティに 係る番号使 用数
合計					

事業者名 法人番号	年3月31日現在
電気通信番号	番号
の種別	使用数
	使用数
	休止数
	番号ポート ビリティに 係る番号使 用数
合計	

注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種別」の欄は、「091」、「070／080／090」、「020C」(Cは0及び4を除く十進数字とする)、「0204」、「881」、「0600」、「050」又は「O A B」を記載すること。

3 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与しているものの(電気通信番号規則第20条第1号に規定する措置に係るもの)を除く。)の数を記載すること。

4 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。

5 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者による利用が終了したものであって、利用者の混乱回避等の観点から一定期間新たな付与をしていないものの数を記載すること。

6 「番号ポートビリティに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則第20条第2号に規定する措置に係る電気通信番号の数を記載すること。

7 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則第9条第2項又は第10条第2項に規定する電気通信役務に係る電気通信番号の数を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

- 1 「番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。番号ポートビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供しているものを除く。)の数を記載すること。
- 2 「番号未使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与していないものの数から番号休止数を除いたものの数を記載すること。
- 3 「うち御提供数」の欄は、「番号使用数」及び「番号未使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数をそれぞれ記載すること。
- 4 「うち永続的に使用予定のないものの数」の欄は、「番号未使用数」のうち、永続的に付与しないものの数を記載すること。

- 
- 7 「番号休止数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、利用者の混亂回避等の観点から付与をしていないものの数を記載すること。
- 8 「番号ポートアビリティに係る番号使用数」の欄は、指定された電気通信番号のうち、番号ポートアビリティにより他の電気通信事業者が電気通信役務を提供している電気通信番号の数を記載すること。
- 9 「FMCサービスに係る番号使用数」の欄は、電気通信番号規則別表第4号又は第6号に掲げる電気通信番号を同規則別表第7号に掲げるFMC電話番号と同じ電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために使用する場合の当該電気通信番号の数を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
-

第3表

電気通信番号の使用に関する報告 (番号ポータビリティ実施状況)		事業者名	法人番号
年4月1日から 年3月31日まで	年4月1日から 年3月31日まで		
番号ポータビリティに 係るポートイン数	番号ポータビリティに 係るポートアウト数	番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数

電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号について記載すること。	
2 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者から報告対象の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。	2 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を報告対象の電気通信事業者から他の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。
3 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を報告対象の電気通信事業者から他の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。	3 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を報告対象の電気通信事業者から他の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。
4 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、番号ポータビリティにより報告対象事業者から他の電気通信事業者に契約を変更した数を記載すること。	4 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、番号ポータビリティにより報告対象事業者から他の電気通信事業者に契約を変更した数を記載すること。
5 他の電気通信事業者に対し、鉄電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。	5 他の電気通信事業者に対し、鉄電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4用紙とする。	6 用紙の大きさは、日本工業規格A4用紙とする。

電気通信番号の使用に関する報告  
(卸電気通信役務(O A B～J)の提供状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名 法人番号	卸電気通信役務に より提供する番号数	電話転送役務の提供

- 注 1 本様式は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合に限り提出すること。
- 2 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。
- 3 「卸電気通信役務により提供する番号数」の欄は、卸先事業者ごとに、卸電気通信役務により提供した電気通信番号の数を記載すること。
- 4 「電話転送役務の提供」の欄は、卸先事業者に対し、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に「○」を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

電気通信番号の使用に関する報告  
(自らが指定を受けていない番号／番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名  
法人番号

電気通信番号 の種別	卸元事業 者名	番号使用数	うち卸提供 数	うち電話転送 数	番号未 使用数	備考	合計
合計							

- 注1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（0 A B ~ J）」、「付加的役務電話番号（0 1 2 0）」、「付加的役務電話番号（0 1 7 0）」、「付加的役務電話番号（0 1 8 0）」、「付加的役務電話番号（0 5 7 0）」、「付加的役務電話番号（0 8 0 0）」、「付加的役務電話番号（0 9 9 0）」、「データ伝送携帯電話番号（0 2 0）」、「音声伝送携帯電話番号（0 7 0 / 0 8 0 / 0 9 0）」、「無線呼出番号（0 2 0 4）」、「特定IP電話番号（0 5 0）」、「FMC電話番号（0 6 0 0）」又は「特定接続電話番号（9 1 C D E）」を記載すること。
- 2 「卸元事業者名」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者について、その氏名又は名称を記載すること。
- 3 「番号使用数」の欄は、最終利用者に付与している電気通信番号（報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。）の数を記載すること。
- 4 「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数を記載すること。
- 5 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者に対し、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。
- 6 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

第1表

電気通信番号の使用に関する報告  
(みなし認定／番号・使用状況)

年 3 月 31 日 現在

事業者名  
法人番号

電気通信番号 の種別	番 号	使 用 数	番号未使用数	備 考	合 計
		うち御提供数			
合計					

注 1 「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号（0 A B ~ J）」、「付加的役務電話番号（0 1 2 0）」、「付加的役務電話番号（0 1 7 0）」、「付加的役務電話番号（0 1 8 0）」、「付加的役務電話番号（0 5 7 0）」、「付加的役務電話番号（0 8 0 0）」、「付加的役務電話番号（0 9 9 0）」、「データ伝送携帯電話番号（0 2 0）」、

「音声伝送携帯電話番号（0 7 0 / 0 8 0 / 0 9 0）」、「無線呼出番号（0 2 0 4）」、「特定IP電話番号（0 5 0）」、「FMC電話番号（0 6 0 0）」又は「特定接続電話番号（9 1 C D E）」を記載すること。

2 「番号使用数」の欄は、最終利用者に付与している電気通信番号（報告対象事業者から御電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。）の数を記載すること。

3 「うち御提供数」の欄は、「番号使用数」のうち、御電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数を記載すること。

4 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

〔新設〕

第2表

電気通信番号の使用に関する報告  
(みなし認定／電気通信番号使用計画作成状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名  
法人番号

電気通信番号の種別	標準電気通信番号使用計画 別表第 1	標準電気通信番号使用計画 別表第 2	作成した日	最後に変更した日
合計				

注 1 「電気通信番号の種別」の欄は、電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別（付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。）を記載すること。

- 2 「標準電気通信番号使用計画」の欄は、対応する標準電気通信番号使用計画の該当する欄に「○」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

電気通信番号の種別	事業者名		
	法人番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1)-(2)+(3)
自社が指定を受けた電気通信番号			
(1) 番号使用数	(3) 番号ポートアビリティにより自己の最終利用者に使用されているものの数		
(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で使用されているものの数			
2 付加的役務電話番号	AB0から始まる電気通信番号		
3 音声伝送携帯電話番号	70、80又は90から始まる電気通信番号		
4 無線呼出番号	204から始まる電気通信番号		
5 特定IP電話番号	50から始まる電気通信番号		
6 FMC電話番号	600から始まる電気通信番号		
7 特定接続電話番号	91CDEから始まる電気通信番号		

電気通信番号の種別	事業者名		
	法人番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1)-(2)+(3)
規則第5条第1項の電気通信番号	00X <sub>1</sub> X <sub>2</sub> 又は002Y <sub>1</sub> Y <sub>2</sub> から始まる電気通信番号		
2 電気通信番号	0091N <sub>1</sub> N <sub>2</sub> から始まる電気通信番号		
規則第5条第2項の電気通信番号			
3 電気通信番号	AB C D E F G H J		
規則第9条第1項第1号の電気通信番号			
4 電気通信番号	91CDEから始まる電気通信番号		
規則第9条第1項第2号の電気通信番号			
5 電気通信番号	70、80又は90から始まる電気通信番号		
規則第9条第1項第3号の電気通信番号			
6 電気通信番号	204から始まる電気通信番号		

8 事業者設 備識別番号	0 0 X Y 又は 0 0 2 Y Z か ら始まる電気 通信番号	項第4号の電気 通信番号
0 0 9 1 X Y から始まる電 気通信番号		881から始まる 電気通信番号
合計		

7 電気通信番号 規則第9条第1 項第5号の電気 通信番号	881から始まる 電気通信番号	項第4号の電気 通信番号
8 電気通信番号 規則第10条第1 項第1号の電気 通信番号	600から始まる 電気通信番号	881から始まる 電気通信番号
9 電気通信番号 規則第10条第1 項第2号の電気 通信番号	50から始まる 電気通信番号	項第4号の電気 通信番号
10 電気通信番号 規則第10条第1 項第3号の電気 通信番号	A B 0 から始 まる電気通信 番号	881から始まる 電気通信番号
合計		

注1 電気通信番号の種別とは、電気通信番号規則（平成 年総務省令第 号）別表に

掲げる電気通信番号の種別をいう。

2～6 [略]

[新設]

注1～5 [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の「重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（事業用電気通信設備規則の一部改正）

第三条 事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 改正後

## 改正前

(定義)

第三条 【略】

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

「一～八 略」

九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）、電気通信番号規則（平成<sup>年</sup>年総務省令第<sup>号</sup>）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備をいう。

「十～十二 略」

(定義)

第三条 【同上】

「一～八 同上」

九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備をいう。

「十～十二 同上」

(定義)

第三条 【略】

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

「一～八 略」

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備をいう。）と同一の構内に設置されるものをいう。

(ネットワーク品質)

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と当該メタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間及び当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と他の電気通信事業者の事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示する従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の二の四 電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関（以下「警察機関等」という。）への通報（以下「緊急通報」という。）を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

「一～三 略」

(定義)

第三条 【略】

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

「一～八 略」

(ネットワーク品質)

十三 「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコル電話用設備及び電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。

(ネットワーク品質)

第三十五条の二の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と当該メタルインターネットプロトコル電話用設備に接続する端末設備等との間の分界点（以下この条において「端末設備等分界点」という。）相互間及び当該電気通信事業者の設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備と他の電気通信事業者の事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備又は電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との間の分界点と端末設備等分界点との間のネットワーク品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するよう努めなければならない。

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の二の四 電気通信番号規則第十二条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関（以下「警察機関等」という。）への通報（以下「緊急通報」という。）を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

「一～三 同上」

(定義)

第三条 【同上】

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

「一～八 同上」

は、次に掲げる機能を有すること。

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則別表第十一号に掲げる緊急通報番号を送信する機能

〔ロ～ホ 略〕

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の六 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

〔一～三 略〕

四 インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に関する前号の呼び返しを行う場合にあつては、次に掲げる機能を有すること。

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則別表第十一号に掲げる緊急通報番号を送信する機能

〔ロ～ホ 略〕

(適用の範囲)

第三十五条の八 この款の規定（第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二を除く。）は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）について適用する。

（接続品質）

第三十五条の十 [略]

〔2 略〕

3 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

（特定端末設備）

第三十五条の十五の二 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第三十五条の十五の二において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

（通話品質）

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコ

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一号各号に規定する電気通信番号を送信する機能

〔ロ～ホ 同上〕

(緊急通報を扱う事業用電気通信設備)

第三十五条の六 「同上」

〔一～三 同上〕

四 「同上」

イ 緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則第十一号各号に規定する電気通信番号を送信する機能

〔ロ～ホ 同上〕

(適用の範囲)

第三十五条の八 この款の規定（第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二を除く。）は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）について適用する。

（接続品質）

第三十五条の十 [同上]

〔2 同上〕

3 第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備と電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備を接続した事業用電気通信設備の接続品質について準用する。この場合において、第三十五条第一号中「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」と同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

（特定端末設備）

第三十五条の十五の二 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第三十五条の十五の二において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

（通話品質）

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコ

ルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用するものをいう。以下同じ。）に接続するものを除く。）相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

## 〔2 略〕

### （適用の範囲）

第三十六条 この款の規定（第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。）は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。）について適用する。

### （通話品質）

第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）の通話品質について準用する。この場合において、第三十五条の十八第一項中「インターネットプロトコル携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用するものをいう。以下同じ。）」とあるのは「電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」と読み替えるものとする。

第三十六条の八 第三十五条の二の六の規定は、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

### （特定端末設備）

第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備（二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備を除き、特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。

### （接続品質）

第四十四条 「略」

2 前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用

ルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。）に接続するものを除く。）相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

## 〔2 同上〕

### （適用の範囲）

第三十六条 この款の規定（第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。）は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第一号に規定する電気通信番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。）について適用する。

### （通話品質）

第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）の通話品質について準用する。この場合において、第三十五条の十八第一項中「インターネットプロトコル携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用するものをいう。以下同じ。）」とあるのは「電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」と読み替えるものとする。

### （異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十六条の八 第三十五条の二の六の規定は、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

### （特定端末設備）

第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備（二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則別表第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びP H S用設備を除き、特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。

### （接続品質）

第四十四条 「同上」

2 前項（第一号を除く。）の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備の接続品質について準用

する。この場合において、前項中「二線式アナログ電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十五条 [略]

[2・3 略]

4 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供する

定は、インターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

5 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条の二号及び第五号中「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

3 第三十五条の二の五の規定は、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

第四十五条 [同上]

[2・3 同上]

4 第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

5 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二から第三十五条の二の三まで、第三十五条の二の六及び第三十五条の九の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条の二号及び第五号中「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と、第三十五条の二及び第三十五条の二の三中「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「事業用電気通信設備」と、第三十五条の二の二中「設置するメタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「設置する事業用電気通信設備」と、「当該メタルインターネットプロトコル電話用設備」とあるのは「当該事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の十四において読み替えて準用する第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則

第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

3 第三十五条の二の五の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(端末設備等規則の一部改正)

第四条 端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
(定義)			
第一条	【略】	第二条	【同上】
2	この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。	2	この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。
「一～五 略」		「一～五 同上」	
六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備（電気通信番号規則（平成九年総務省令第 号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。	六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。	六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。	六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。
「七 略」		「七 同上」	
八 「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。	八 「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。	八 「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。	八 「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。
「九～二十五 略」	(緊急通報機能)	「九～二十五 同上」	(緊急通報機能)
備考 表中の「」の記載は注記である。	第十二条の二 アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を使用した警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報（以下「緊急通報」という。）を発信する機能を備えなければならない。	第十二条の二 アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則第十二条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報（以下「緊急通報」という。）を発信する機能を備えなければならない。	第十二条の二 アナログ電話端末であつて、通話の用に供するものは、電気通信番号規則第十二条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関又は消防機関への通報（以下「緊急通報」という。）を発信する機能を備えなければならない。

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第五条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(機能)

第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分		内 容		対象設備
二 端末系	交換機能	番号ボーダビ リティ機能	番号ボーダビ リティを実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(機能)  
〔同上〕

機能の区分		内 容		対象設備
二 端末系	交換機能	番号ボーダビ リティ機能	番号ボーダビ リティ (利用者が、当該利 用者に係る端末系伝送路設備を識別する ための電気通信番号を変更することなく 電気通信役務の提供を受ける電気通信事 業者を変更することができる)と う。)を実現するため、第一種指定加入 者交換機において、第一種指定端末系伝 送路設備を識別するための電気通信番号 により、他の電気通信事業者が設置する 交換等設備に直接収容された固定端末系 伝送路設備（その一端が特定の場所に設 置される利用者の電気通信設備に接続さ れる伝送路設備をいう。)又は当該他の電 気通信事業者が設置する交換等設備を 識別する機能	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

改 正 前

備考 表中の「」の記載は注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第六条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十

四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

## 改 正 後

## 改 正 前

附 間  
〔一～七 略〕

- 8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、いれいの規定中同表の中欄に掲げ  
る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔監〕	〔監〕	〔監〕
〔回上〕	〔回上〕	〔回上〕
第五条第一項第一号規則(平成年総務省令第号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供してこるものとみなして計算した算定対象原価	算定対象原価	平成十八年四月一日以降IP電話(電気通信番号規則(平成年総務省令第号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供してこるものとみなして計算した算定対象原価
〔監〕	〔監〕	〔監〕

〔回上〕	〔回上〕	〔回上〕
〔回上〕	〔回上〕	〔回上〕
第五条第一項第一号規則(平成年総務省令第号)別表第一項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供してこるものとみなして計算した算定対象原価	算定対象原価	平成十八年四月一日以降IP電話(電気通信番号規則(平成年郵政省令第八十一号)第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。)に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供してこるものとみなして計算した算定対象原価
〔回上〕	〔回上〕	〔回上〕

別表第11(第25条関係)

電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1 固定電話番号	A B C D E F G H J
2 附加的役務電話番号	A B O D E F G H J 又は A B O D E F G H J K
3 音声伝送携帯電話番号	7 0 C D E F G H J K、8 0 C D E F G H J K 又は 9 0 C D E F G H J K
4 無線呼出番号	2 0 4 D E F G H J K
5 特定IP電話番号	5 0 C D E F G H J K
6 FMC電話番号	6 0 0 D E F G H J K
7 特定接続電話番号	9 1 C D E から始まる13桁を超えない十進法による数字
8 事業者設備識別番号	(1) 0 0 X Y 又は 0 0 Y Z (2) 0 0 9 1 X Y

別表第11(第25条関係)

電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1 電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号	00X <sub>1</sub> X <sub>2</sub> 又は002Y <sub>1</sub> Y <sub>2</sub>
2 電気通信番号規則第5条第2項に規定する電気通信番号	0091N <sub>1</sub> N <sub>2</sub>
3 電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号	A B C D E F G H J
4 電気通信番号規則第9条第1項第2号に規定する電気通信番号	91CDEから始まる13けたを超えない十進数字
5 電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号	70C D E F G H J K、80C D E F G H J K 又は 90C D E F G H J K
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号	204D E F G H J K
7 電気通信番号規則第9条第1項第5号に規定する電気通信番号	881から始まる15けたを超えない十進数字
8 電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	600D E F G H J K
9 電気通信番号規則第10条第1項第2号に規定する電気通信番号	50C D E F G H J K

<p><u>注1</u> 電気通信番号の種別は電気通信番号規則(平成 年総務省令第 号)別表に掲げる電気通信番号の種別をいう。</p> <p><u>2</u> 8(1)の項及び(2)の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。</p> <p><u>3</u> 2の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。</p>	<p>備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の「削除線を立った部記部分を除く」部分は廃止され注記である。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

10 電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号  
〔新設〕

注1 1の項及び2の項に掲げる電気通信番号については、当該電気通信番号の次に電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号が続くものに限る。

2 10の項に掲げる電気通信番号については、電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容及びその役務の利用者を識別するための電気通信番号に限る。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

別表（第三条関係）		
法令名		条項
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	「略」	第十条第一項及び第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項、第十六条第一項及び第二項、第三十八条の二、第五十条の二第二項（第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）、第五十条の六第三項、第八十条第二項、第八十六条第二項及び第三項、第百一十七条第二項及び第三項（同項において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項並びに第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）、第百三十九条（第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）、第百三十一一条（第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）、第百六十一条第一項並びに第百七十二条第一項
年総務省令第号	「略」	第十二条第二項（第五項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第十三三条第一項

備考 表中の「」の記載は注記である。

改 正 前

別表（第三条関係）		
法令名		条項
電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）	「同上」	第十条第一項及び第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項、第十六条第一項及び第二項、第三十八条の二、第八十条第二項、第八十六条第二項及び第三項、第百一十七条第二項及び第三項（同項において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項並びに第百三十九条（第百三十八条第四項において準用する場合を含む。）、第百六十五条第一項並びに第百七十二条第一項
年郵政省令第八十二号	「同上」	第十五条及び第十八条

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第八条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 改 正 後

(対象とする端末機器)

第三条 法第五十三条第一項の総務省令で定める種類の端末設備の機器は、次の端末機器とする。

〔一 略〕

二 インターネットプロトコル電話用設備（電話用設備（電気通信番号規則（平成 年総務省令第 号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置（インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。）、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器

三 インターネットプロトコル移動電話用設備（移動電話用設備（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される端末機器

〔2 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 改 正 前

(対象とする端末機器)

第三条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 インターネットプロトコル電話用設備（電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置（インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。）、ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器

三 インターネットプロトコル移動電話用設備（移動電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される端末機器

〔2 同上〕

（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第九条 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)  <b>第一条</b> 「～十三 略」</p> <p>十四 「IP放送方式」とは、有線テレビジョン放送等であつてインターネットプロトコルを使用して伝送される放送（以下「IP放送」という。）を第二十一条のIPアドレス（受信設備を識別するために用いる番号、記号その他の符号）をいう。以下同じ。）により第二十三条から第二十六条までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。</p>	<p>(定義)  <b>第二条</b> 「～十三 同上」</p> <p>十四 「IP放送方式」とは、有線テレビジョン放送等であつてインターネットプロトコルを使用して伝送される放送（以下「IP放送」という。）を第二十一条のIPアドレス（受信設備を識別するために用いる電気通信番号）をいう。以下同じ。）により第二十三条から第二十六条までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第十条 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 改 正 後

第四条 法第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一・二 略〕

三 番号ボータビリティ転送機能 番号ボータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける

電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能

四 ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行わられる文字の伝送交換を行う機能

〔2 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 第四条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 番号ボータビリティ転送機能 番号ボータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則

（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表二の項に規定するものをいう。）により、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能

四 ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行わられる文字の伝送交換を行う機能

〔2 同上〕

## 改 正 前


## 附 則

第一条 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成 年 月 日）から施行する。

第二条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則第八条の規定は、報告期限が平成三十二年四月一日以後である報告から適用し、同日前の報告については、なお従前の例による。

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）第二十九条の四第三号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する番号を次のように定め、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成 年 月 日）から施行する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

1 I T U-T 勧告E. 164に準拠した番号であって、I T U-T が次の表の左欄に掲げるサービス又はネットワークに対して割り当てた同表の右欄に掲げる数字から始まる15桁を超えない十進法による数字

I n t e r n a t i o n a l F r e e p h o n e S e r v i c e	800
I n m a r s a t S N A C	870
I r i d i u m C o m m u n i c a t i o n s I n c.	8816又は8817
G l o b a l s t a r	8818又は8819
T h u r a y a R M S S N e t w o r k	88216

2 I T U-T 勘告E. 212に準拠した番号であって、I T U-T が割り当てた901から始まる15桁を超えない十進法による数字